

消防消第72号  
平成17年3月18日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防課長  
(公印省略)

「障害等級の決定について」の一部改正について(通知)

「障害等級の決定について」(昭和51年12月24日消防消第153号。以下「決定基準」という。)の一部を別紙のとおり改正しましたので、平成16年7月1日以降に支給事由の生じた障害等級の決定については、下記の事項に留意のうえ、改正後の決定基準により取り扱うようお願いいたします。また各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村、関係一部事務組合及び水害予防組合に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、この取扱いについては、消防団員等公務災害補償等共済基金に対しても通知済みであることを念のため申し添えます。

記

1 改正の経緯

厚生労働省において、近年の医学技術の進展等を背景に専門家による検討がなされ、その結果、「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年厚生労働省令第101号。平成16年7月1日施行)が制定されたこと等を受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。)においても同様の改正を行うことが相当であるとして、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」(平成17年政令第47号)により所要の改正が行われたこと、さらに「障害等級認定基準の一部改正について」(平成16年6月4日付け基発0604002号。厚生労働省労働基準局長通達)、「せき柱及びその他の体幹骨、上肢並びに下肢の障害に関する障害等級認定基準について」(平成16年6月4日付け基発0604003号。厚生労働省労働基準局長通達)及び「眼の障害に関する障害等級認定基準について」(平成16年6月4日付け基発0604004号。厚生労働省労働基準局長通達)が発出されたこと等を受け、消防庁においても同様に取り扱うことが相当であるとして、所要の改正を行うものである。

## 2 主な改正内容

### (1) 今回の基準政令の一部改正に係るもの

#### ア 眼の障害の障害等級の決定

基準政令別表第三上、新たに「正面視で複視を残すもの」(第10級第2号)及び「正面視以外で複視を残すもの」(第13級第2号)の2つの身体障害が定められたことから、その基準を設定することとした。

#### イ 上肢の障害の障害等級の決定

示指の亡失の障害等級が第10級第6号から第11級第8号に1級引き下げられ、小指の亡失の障害等級が第13級第5号から第12級第9号に1級引き上げられたほか、これに伴い、複数の手指を亡失した場合についての障害等級が変更されたことから、決定基準を改正することとした。

また、示指の用廃及び末関節(遠位指節間関節)を屈伸することができなくなったものの障害等級が第11級第9号から第12級第10号及び第13級第8号から第14級第7号にそれぞれ1級引き下げられ、小指の用廃の障害等級が第14級第6号から第13級第6号に1級引き上げられたほか、これに伴い、複数の手指の機能障害を残した場合についての障害等級が変更されたことから、決定基準を改正することとした。

#### ウ 用語の改正

基準政令別表第三中の用語の改正が行われたことから、決定基準を改正することとした。

### (2) 今回の基準政令の一部改正に係るもの以外のもの

#### ア 体幹(せき柱及びその他の体幹骨)の障害の障害等級の決定

##### 変形障害

せき柱の変形障害については、障害等級を3段階で決定するとともに、障害の程度については、従来外見により判断していたものを改め、原則として椎体高の減少度やコブ法による側彎度を測定して評価することとした。

##### 運動障害

頸部及び胸腰部が強直したものを「せき柱に著しい運動障害を残すもの」(第6級第5号)とし、頸部又は胸腰部の運動可能領域が参考可動域角度の2分の1以下に制限されたものを「せき柱に運動障害を残すもの」(第8級第2号)とすることとした。

せき柱の頸部と胸腰部に障害を残す場合

せき柱の頸部と胸腰部に変形障害又は運動障害を残した場合は、原則として、併合の方法を用いて準用等級を定めることとした。

##### 荷重機能障害

頸部及び腰部の両方の保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものを第6級、同様に頸部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものを第8級に準ずる障害として取り扱うこととした。

#### イ 上肢(上肢及び手指)の障害の障害等級の決定

##### 上肢の機能障害

(7) 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、その運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されたものを「関節の用を廃したもの」(第8級第6号)とし、それ以外については、「関節の機能に著しい障害を残すもの」(第10級第10号)と取り扱うこととした。

(1) 前腕の回内・回外については、運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の1以下に制限されているものは第10級、2分の1以下に制限されているものは第12級に準ずる障害として取り扱うこととした。

#### 上肢の変形障害

(7) 長管骨にゆ合不全を残す場合については、ゆ合不全の生じた箇所と硬性補装具の必要性の程度によって障害の程度を評価することとし、上腕骨又は橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残し常に硬性補装具を必要とするものを「偽関節を残し、著しい障害を残すもの」(第7級第9号)、上腕骨若しくは橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもの又は橈骨若しくは尺骨のいずれか一方の骨幹部等にゆ合不全を残し時々硬性補装具を必要とするものを「偽関節を残すもの」(第8級第8号)とすることとした。

(1) 「長管骨に変形を残すもの」(第12級第8号)の対象を拡大し、長管骨の骨端部のほとんどを欠損したもの、骨端部を除く長管骨の直径が一定以上減少したものと及び上腕骨が一定以上回旋変形ゆ合したものについても含めることとした。

#### 手指の機能障害

(7) 母指の運動については、橈側外転又は掌側外転の運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されたものを母指の用廃と取り扱うこととした。

(1) 手指の末節の指腹部及び側部を支配する感覚神経が断裂し、当該部位の感覚が完全に脱失したものを手指の用廃と取り扱うこととした。

#### ウ 下肢(下肢及び足指)の障害の障害等級の決定

人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節、長管骨のゆ合不全等について、上肢と同様に取り扱うこととした。

#### エ 関節の機能障害の評価方法及び関節の運動可能領域の測定要領

各関節(顎、せき柱、上肢、手指、下肢及び足指)の機能測定は、別添1「労災保険における関節可動域の測定要領」に準じて行うこととされていたが、労災において、関節の機能障害の評価方法を明確にするために、次の点を明記した「関節機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」に改められたことに伴い、これに準じて各関節の機能障害の評価及び機能測定を行うこととした。

各関節の主要運動と参考運動の範囲を一部見直すとともに、参考運動の評価方法を明確にした。

関節の「完全強直又はこれに近い状態」の範囲を明確にすることとし、その状態を単に「強直」という用語を用いることとした。

主要運動が複数ある肩関節及び股関節については、いずれか一方の主要運動の可動域が、健側の可動域角度の2分の1以下に制限されている場合には関節の著

しい機能障害と、また、同じく4分の3以下に制限されている場合には関節の機能障害と決定することとした。

### 3 適用日等

(1) 改正後の決定基準(以下「新決定基準」という。)は、平成16年7月1日以降に支給すべき事由が生じた障害補償について適用することとし、同日前に支給すべき事由が生じた障害補償については、なお従前の例によること。

ただし、障害補償を支給すべき事由が生じた日が平成16年7月1日から新決定基準の施行の日の属する月の末日(平成17年3月31日)までの間(以下「経過措置適用期間」という。)内であって、新決定基準に基づき障害等級を決定した場合の障害等級が改正前の決定基準(以下「旧決定基準」という。)に基づき決定した障害等級を下回る場合には、旧決定基準に基づき決定した障害等級により障害補償を支給すること。

(2) 現に障害補償年金を受給している者については、新決定基準を適用しない。

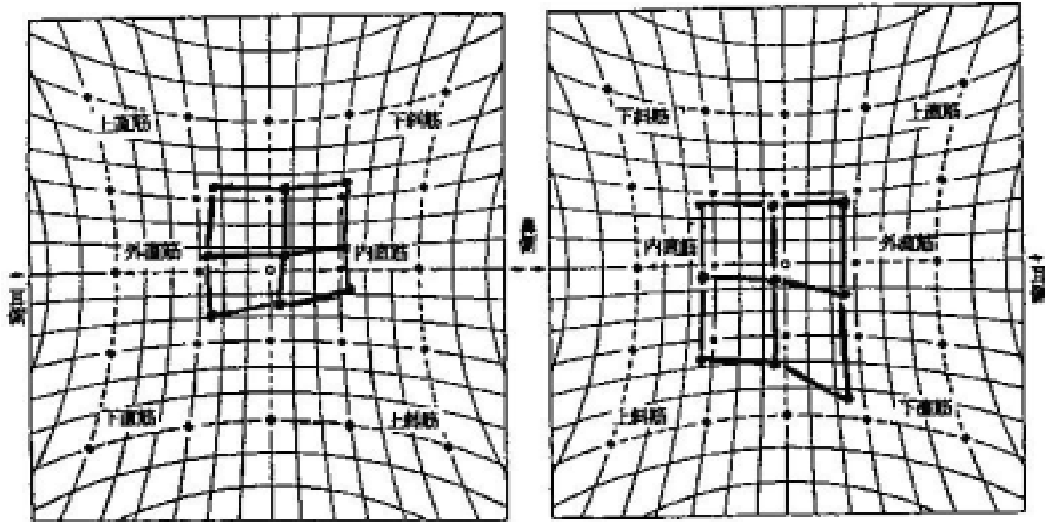
ただし、障害補償年金を受給している者の当該障害の程度に変更があった場合には、新決定基準に基づき障害等級を決定し、必要に応じて障害補償の支給額を改定することとするが、当該障害の程度に変更が生じた日が経過措置適用期間内であって、変更後の障害等級が現に受給している障害補償年金に係る障害等級を下回る場合には、明らかに障害の程度が軽減したと認められる場合を除き、現に受給している障害補償年金に係る障害等級により障害補償年金を支給すること。

(参考)

## 1 複視の障害認定の際に用いるHess赤緑試験（ヘススクリーンテスト）

Hess赤緑試験とは、赤い碁盤目上のHessスクリーンを見せ、一眼に赤色、他眼に緑色の眼鏡を装着させ、Hessスクリーン上の赤色の9か所の視標に、緑色のスポットで指示させていくものである。赤色のHessスクリーンは赤眼鏡でのみ見え、緑色のスポットは緑眼鏡でのみ見え、右眼赤眼鏡では左眼の変位が、左眼赤眼鏡では右眼の変位が分かる。眼位に異常があれば、他眼の眼位図はずれる。眼球運動障害があれば、眼位の軌跡は障害筋の作用方向に狭くなっている。

Hessスクリーンの内側の9点を結んだ図形の一辺の長さが75cmになるようにして、検査距離を140cmとし、額台に頭部を固定する。検査の順序は、中心から上方へ、時計の針の回る方向に進めていき、結果を記録用紙に記載する。次いで、赤緑眼鏡を左右眼交代し、検査は両眼について行う。検査距離が異なる機種もある。



## 2 体幹の変形障害認定の際に用いるコブ法

コブ法とは、右図のとおり、エックス線写真により、せき柱のカーブの頭側せき椎（頂椎）及び尾側せき椎（終椎）において、それぞれ水平面から最も傾いているせき椎を求め、頭側で最も傾いているせき椎の椎体上縁の延長線と、尾側で最も傾いているせき椎の椎体下縁の延長線が交わる角度（側彎<sup>わん</sup>度）を測定する方法である。



側彎計測法(コブ法)

## 別紙

### 「障害等級の決定について」の一部改正

目次中「眼けん」を「まぶた」に、「中枢神経系（脳）障害」を「中枢神経系（脳）の器質性の障害」に、「根性及び末梢神経麻痺」を「末梢神経障害」に、「外傷性神経症（災害神経症）」を「中枢神経系（脳）の非器質性の障害」に改め、目次の第2の中

#### 併合等の取扱い

併合を「3 その他」に、目次の第2の中  
準用」

#### 「3 併合等の取扱い

##### 「3 併合等の取扱い

- (1) 併合
- (2) 準用 に、目次中「別添1 労災保険における関節可動域の測定要領」
- (3) 加重
- (4) その他」

を「別添1 労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」に改める。

第1の1の(1)及び(2)中「なおった」を「治った」に改め、同1の(3)の障害系列表中「眼けん」を「まぶた」に、「変形（奇形）障害」を「変形障害」に、「ろく骨」を「ろっ骨」に改め、同1の(5)のアの(例)中「腕関節」を「手関節」に、「第2級」を「併合等級第2級」に改め、同1の(5)のイの(例1)を次のように改める。

##### (例1) 直近の上位の等級に決定する場合

1手の「中指の用を廃し」(第12級第10号)かつ、同手の「小指を失った」(第12級第9号)場合には、併合の方法を用いると第11級となるが、当該障害は「1手の母指以外の2の手指の用を廃したもの」(第10級第7号)より重く、「1手の母指以外の2の手指を失ったもの」(第9級第12号)より軽いので、準用等級第10級とする。

第1の1の(5)のイの(例2)中「第6級と」を「準用等級第6級と」に改め、同1の(5)のウの(例)中「腕関節」を「手関節」に、「失っていた」を「失った」に、「第6級と」を「準用等級第6級と」に改める。

第1の2の(1)のイの(例)中「仮関節」を「偽関節」に、「第12級第12号」を「第12級第13号」に改め、同2の(1)のウの(例)中「第13級第9号」を「第13級第8号」に改め、同2の(2)の(例)中「腕関節」を「手関節」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同2の(3)の(例)中「等級を」を「準用等級を」に改める。

第1の3の(2)のアの(例)中「第12級第12号」を「第12級第13号」に改め、同3の(2)のイの(例1)中「腕関節」を「手関節」に改め、同3の(2)のイの(例2)中「第10級第6号」を「第11級第8号」に改め、同3の(2)のウの(例)中「第12級第13号」を「第12級第14号」に、「第12級第14号」を「第12級第15号」に改める。

第1の4の(2)のイの(例)及び同4の(3)の(例)中「仮関節」を「偽関節」に改め、同4

の(4)の(例)中「第13級第9号」を「第13級第8号」に、「第13級第5号」を「第12級第9号」に、「第13級」を「第12級」に、「第13級(101倍)」を「(第12級(156倍))」に、「290倍」を「235倍」に改め、同4の(6)のアの(例)中「第10級第6号」を「第11級第8号」に、「薬指」を「環指」に、「示指を含み」を「母指以外の」に、「第10級、302倍」を「第11級、223倍」に、「89倍」を「168倍」に改め、同4の(6)のイの(例)中「薬指」を「環指」に、「第10級第7号」を「第9級第13号」に、「第13級第5号」を「第12級第9号」に改め、「及び示指」を削り、「第9級第12号」を「第8級第3号」に、「第10級と」を「第9級と」に、「101倍」を「156倍」に、「第14級第6号、56倍」を「第13級第6号、101倍」に、「45倍」を「55倍」に改め、同4の(6)のオの(例)中「腕関節」を「手関節」に改める。

第2の 及び同 の1中「眼けん」を「まぶた」に改め、同1の(1)のウを次のように改める。

ウ 運動障害(系列区分3)

- 第10級第2号 正面視で複視を残すもの
- 第11級第1号 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの
- 第12級第1号 1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの
- 第13級第2号 正面視以外で複視を残すもの

第2の の1の(1)の工中「第13級第2号」を「第13級第3号」に改め、同1の(2)中「眼けん」を「まぶた」に改め、同1の(2)のア中「第13級第3号」を「第13級第4号」に改める。

第2の の2の(1)のウを次のように改める。

ウ 運動障害

(ア) 「眼球に著しい運動障害を残すもの」とは、眼球の注視野(頭部を固定し、眼球を運動させて直視できる範囲をいう。)の広さが2分の1以下になったものをいう。

(イ) 複視

- a 「複視を残すもの」とは、次のいずれにも該当するものをいう。
  - (a) 本人が複視のあることを自覚していること
  - (b) 眼筋の麻痺等複視を残す明らかな原因が認められること
  - (c) ヘススクリーンテストにより、患側の像が水平方向又は垂直方向の目盛りで5度以上離れた位置にあることが確認されること
- b 上記 a に該当するもののうち、「正面視で複視を残すもの」とは、ヘススクリーンテストにより正面視で複視が中心の位置にあることが確認されたものをいい、「正面視以外で複視を残すもの」とは、それ以外のものをいう。
- c 複視を残し、かつ、眼球に著しい運動障害を残す場合には、いずれか上位の等級で決定するものとする。

第2の の2の(2)中「眼けん」を「まぶた」に改める。

第2の の3の(1)のイ中「眼けん」を「まぶた」に改め、同3の(2)のイを削り、同3の(2)のアの(例2)中「第13級第2号」を「第13級第3号」に改め、同3の(2)のアを同3

の(2)のイとし、同3の(2)のうち「次による」を「次によるものとする」に改め、同3の(2)のウを同3の(2)のアとし、同3の(2)にウとして次のように加える。

ウ 「眼球に著しい運動障害を残すもの」に該当しない程度の眼外傷による変視症については、これが他覚的に証明される場合は、準用等級第14級とする。

第2の の3の(3)のアに(イ)として次のように加える。

(イ) 両眼の眼球に著しい運動障害を残した者が、更に1眼の視力を減じ、又は失明した場合

第2の の1の(1)のア中「第10級第4号」を「第10級第5号」に改め、同1の(1)のイ中「第10級第5号」を「第10級第6号」に改める。

第2の の2の(1)のアの(ア)中「第10級第4号」を「第10級第5号」に改め、同2の(1)のアの(イ)中「第10級第5号」を「第10級第6号」に改め、同2の(2)のイの(例)中「第14級第11号」を「第14級第10号」に、「第12級第14号」を「第12級第15号」に改める。

第2の の3の(3)のイの(例)中「第10級第4号」を「第10級第5号」に改める。

第2の の2の(2)の(例)中「第14級第11号」を「第14級第10号」に、「第12級第14号」を「第12級第15号」に改める。

第2の の1の(1)中「第10級第2号」を「第10級第3号」に改め、同1の(2)中「第10級第3号」を「第10級第4号」に、「第13級第4号」を「第13級第5号」に改める。

第2の の3の(2)のウの(例1)中「第10級第2号」を「第10級第3号」に改める。

第2の の1の(1)のイ中「第12級第12号」を「第12級第13号」に、「第14級第10号」を「第14級第9号」に改める。

第2の の3の(2)の(例)中「第11級第11号」を「第11級第10号」に改める。

第2の の1の(1)中「第12級第13号」を「第12級第14号」に、「第12級第14号」を「第12級第15号」に、「第14級第11号」を「第14級第10号」に改める。

第2の の2の(1)のオ及びキ中「眼けん」を「まぶた」に改める。

第2の の3の(1)のイの(例)及び同3の(1)の工の(例)中「第12級第13号」を「第12級第14号」に改める。

第2の の1の(1)のア中「第11級第11号」を「第11級第10号」に改める。

第2の から までを次のように改める。

体幹（せき柱及びその他の体幹骨）の障害

#### 1 障害の等級及び程度

(1) 体幹（せき柱及びその他の体幹骨）の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

ア せき柱の障害（系列区分16）

(ア) 変形障害

第6級第5号 せき柱に著しい変形を残すもの

第11級第7号 せき柱に変形を残すもの

(イ) 運動障害

第6級第5号 せき柱に著しい運動障害を残すもの

第8級第2号 せき柱に運動障害を残すもの

イ その他の体幹骨の障害（変形障害）（系列区分17）



第12級第5号 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの

- (2) せき柱の運動機能の評価及び測定については、以下によるほか、別添1「労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。

2 障害等級決定の基準

(1) せき柱の障害

せき柱のうち、頸椎（頸部）と胸腰椎（胸腰部）とでは、主たる機能が異なっていることから、障害等級の決定に当たっては、原則として頸椎と胸腰椎は異なる部位として取り扱い、それぞれの部位ごとに等級を決定するものとする。

ア 変形障害

(ア) 「せき柱」とは、頸椎、胸椎及び腰椎の総称をいう。

(イ) せき柱の変形障害については、「せき柱に著しい変形を残すもの」、「せき柱に中程度の変形を残すもの」、「せき柱に変形を残すもの」の3段階で等級を決定するものとする。

(ロ) 「せき柱に著しい変形を残すもの」及び「せき柱に中程度の変形を残すもの」は、せき柱の後彎又は側彎の程度等により等級を決定するものとする。

この場合、せき柱の後彎の程度は、せき椎圧迫骨折、脱臼等（以下「せき椎圧迫骨折等」という。）により前方椎体高が減少した場合に、減少した前方椎体高と当該椎体の後方椎体高の高さを比較することにより判定する。また、せき柱の側彎は、コブ法による側彎度で判定する。

なお、後彎又は側彎が頸椎から胸腰部にまたがって生じている場合には、上記にかかわらず、後彎については、前方椎体高が減少したすべてのせき椎の前方椎体高の減少の程度により、また、側彎については、その全体の角度により判定する。

(ハ) 「せき柱に著しい変形を残すもの」とは、エックス線写真、CT画像又はMRI画像（以下「エックス線写真等」という。）により、せき椎圧迫骨折等を確認することができる場合であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- a せき椎圧迫骨折等により2個以上の椎体の前方椎体高が著しく減少し、後彎が生じているもの。この場合、「前方椎体高が著しく減少」とは、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個当たりの高さ以上であるもの。
- b せき椎圧迫骨折等により1個以上の椎体の前方椎体高が減少し、後彎が生ずるとともに、コブ法による側彎度が50度以上となっているもの。この場合、「前方椎体高が減少」とは、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個当たりの高さの50%以上であるもの。

(ニ) 「せき柱に中程度の変形を残すもの」とは、エックス線写真等によりせき椎圧迫骨折等を確認することができる場合であって、次のいずれかに該当す

るものをいう。

- a 上記(I)のbに該当する後彎<sup>わん</sup>が生じているもの
  - b コブ法による側彎<sup>わん</sup>度が50度以上となっているもの
  - c 環椎又は軸椎の変形・固定（環椎と軸椎との固定術が行われた場合を含む。）により、次のいずれかに該当するもの
    - (a) 軸椎以下のせき柱を可動させずに（当該被災者にとっての自然な肢位で）測定した回旋位が60度以上となっているもの
    - (b) 軸椎以下のせき柱を可動させずに（当該被災者にとっての自然な肢位で）測定した屈曲位が50度以上又は伸展位が60度以上となっているもの
    - (c) 側屈位となっており、エックス線写真等により、矯正位の頭蓋底部の両端を結んだ線と軸椎下面との平行線が交わる角度30度以上の斜位となっていることが確認できるもの
- (カ) 「せき柱に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a エックス線写真等によりせき椎圧迫骨折等が確認できるもの
  - b せき椎固定術が行われたもの（移植した骨がいずれかのせき椎に吸収されたものを除く。）
  - c 3個以上のせき椎について、椎弓切除術等の椎弓形成術を受けたもの

#### イ 運動障害

- (ア) エックス線写真等では、せき椎圧迫骨折等又はせき椎固定術が認められず、また、項背腰部軟部組織の器質的変化も認められず、単に、疼痛のために運動障害を残すものは、局所の神経症状として等級を決定するものとする。

（注）「軟部組織」とは、皮膚、筋肉、腱、血管等の組織をいい、せき柱を構成する椎間板は、軟部組織には当たらない。

- (イ) 「せき柱に著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかにより頸部及び胸腰部が強直したものをいう。
- a エックス線写真等により頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎圧迫骨折等が確認できるもの
  - b 頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎固定術が行われたもの
  - c 項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもの
- (ウ) 「せき柱に運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a 次のいずれかにより、頸部又は胸腰部の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限されているものをいう。
    - (a) エックス線写真等により頸椎又は胸腰椎にせき椎圧迫骨折等が確認できるもの
    - (b) 頸椎又は胸腰椎にせき椎固定術が行われたもの
    - (c) 項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもの
  - b 頭蓋と上位頸椎間に著しい異常可動性が生じたもの

#### (2) その他の体幹骨の障害（変形障害）

- ア 「鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの」とは、

裸体となったとき、変形（欠損を含む。）が明らかにわかる程度のものをいう。  
したがって、その変形がエックス線写真等によって、初めて発見し得る程度のも  
ものは、これに該当しないものとする。

イ ろっ骨の変形は、その本数、程度、部位等に関係なく、ろっ骨全体を一括し  
て一つの障害として取り扱うものとし、ろく軟骨についても、ろっ骨に準じて  
取り扱うものとする。

また、骨盤骨には、仙骨を含め、尾骨は除くものとする。

### 3 併合等の取扱い

#### (1) 併合

せき柱及びその他の体幹骨の障害で、次に掲げる系列を異にする2以上の障害  
を残した場合は、併合して等級を決定するものとする。

ただし、骨盤骨の変形とこれに伴う下肢の短縮がある場合は、原則として、こ  
れらのうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。

ア せき柱の変形障害又は運動障害とその他の体幹骨の変形とを残した場合

イ 骨盤骨の高度の変形（転位）によって股関節の運動障害（例えば、中心性脱  
臼）が生じた場合

ウ 鎖骨の著しい変形と肩関節の運動障害とを残した場合

#### (2) 準用

ア せき柱の頸部及び胸腰部のそれぞれに障害を残した場合は、併合の方法を用  
いて準用等級を定めるものとする。

（例1） 頸椎（環軸椎）が60度回旋位（準用等級第8級）で、胸腰椎にせき  
椎固定術が行われた（第11級第7号）場合は、準用等級第7級とする。

（例2） 頸部の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限され（第8  
級第2号）、胸腰椎にコブ法による側彎度が50度以上の側彎（準用等  
級第8級）又は準用等級第8級の後彎を残す場合は、併合の方法を用  
いると第6級となるが、第6級には達しないので、準用等級第7級と  
する。

（例3） 頸部及び胸腰部の運動可能領域がそれぞれ参考可動域の2分の1以  
下に制限された場合（第8級第2号）についても、併合の方法を用い  
ると第6級となるが、第6級には達しないので、準用等級第7級とす  
る。

（例4） 頸部の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限され、胸腰  
椎に第6級第5号に該当する後彎を残す場合は、準用等級第6級とす  
る。

なお、頸椎及び胸腰椎にまたがる準用等級第8級の側彎又は後彎を残し、更  
に頸部又は胸腰部に第8級又は第11級の障害を残す場合は、準用等級第7級と  
する。

また、せき柱の頸部に複数の障害がある場合は、いずれか上位の等級で決定  
する。胸腰部に複数の障害がある場合も同様とする。

（例） 腰椎に圧迫骨折による変形を残す（第11級第7号）とともに腰部の運

動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限された（第8級第2号）場合は、第8級第2号とする。

イ その他の体幹骨の2以上の骨にそれぞれ著しい変形を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を決定するものとする。

（例）鎖骨と肩こう骨のそれぞれに著しい変形障害を残した場合は、準用等級第11級とする。

ウ 荷重機能の障害については、その原因が明らかに認められる場合であって、そのために頸部及び腰部の両方の保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものは準用等級第6級とし、頸部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものは準用等級第8級とする。

（注）荷重機能の障害の原因が明らかに認められる場合とは、せき椎圧迫骨折・脱臼、せき柱を支える筋肉の麻痺又は項背腰部軟部組織の明らかな器質的变化を残し、それらがエックス線写真等により認められるものをいう。

### (3) 加重

せき柱について障害の程度を加重した場合は、その限度で障害補償を行うものとする。

（例）胸腰椎にせき椎圧迫骨折を残していた（第11級第7号）者が、更に頸椎のせき柱固定術を行った（第11級第7号）もの

### (4) その他

せき髄損傷による神経系統の障害を伴うせき柱の障害については、神経系統の障害として総合的に決定するものとし、また、圧迫骨折等によるせき柱の変形に伴う受傷部位の疼痛については、そのいずれか上位の等級により決定するものとする。

上肢（上肢及び手指）の障害

#### 1 障害の等級及び程度

(1) 上肢（上肢及び手指）の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

##### ア 上肢の障害

###### (ア) 欠損障害（系列区分18・21）

第1級第5号 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

第2級第5号 両上肢を手関節以上で失ったもの

第4級第4号 1上肢をひじ関節以上で失ったもの

第5級第4号 1上肢を手関節以上で失ったもの

###### (イ) 機能障害（系列区分18・21）

第1級第6号 両上肢の用を全廃したもの

第5級第6号 1上肢の用を全廃したもの

第6級第6号 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの

第8級第6号 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの

第10級第10号 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すも

の

第12級第6号 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

(ウ) 変形障害(系列区分19・22)

第7級第9号 1 上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの

第8級第8号 1 上肢に偽関節を残すもの

第12級第8号 長管骨に変形を残すもの

イ 手指の障害

(ア) 欠損障害(系列区分24・25)

第3級第5号 両手の手指の全部を失ったもの

第6級第8号 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの

第7級第6号 1手の母指を含み3の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指を失ったもの

第8級第3号 1手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの

第9級第12号 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの

第11級第8号 1手の示指、中指又は環指を失ったもの

第12級第9号 1手の小指を失ったもの

第13級第7号 1手の母指の指骨の一部を失ったもの

第14級第6号 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの

(イ) 機能障害(系列区分24・25)

第4級第6号 両手の手指の全部の用を廃したもの

第7級第7号 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの

第8級第4号 1手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの

第9級第13号 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の手指の用を廃したもの

第10級第7号 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの

第12級第10号 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの

第13級第6号 1手の小指の用を廃したもの

第14級第7号 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの

(2) 上肢及び手指の運動機能の評価及び測定については、以下によるほか、別添1「労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。

2 障害等級決定の基準

(1) 上肢の障害

ア 欠損障害

(ア) 「上肢をひじ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 肩関節において、肩こう骨と上腕骨とを離断したもの

- b 肩関節とひじ関節との間において、上腕を切断したもの
  - c ひじ関節において、上腕骨と前腕骨（橈骨及び尺骨）とを離断したもの
- (イ) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a ひじ関節と手関節との間において、前腕を切断したもの
  - b 手関節において、前腕骨と手根骨とを離断したもの

#### イ 機能障害

- (ア) 「上肢の用を全廃したもの」とは、3大関節（肩関節、ひじ関節及び手関節）の全部が強直し、かつ、手指の全部の用を廃したものをいい、**上腕神経叢の完全麻痺も含まれるものとする。**
- (イ) 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a 関節（肩関節にあつては、肩甲上腕関節がゆ合し骨性強直していることがエックス線写真等により確認できるものを含む。）が強直したもの
  - b 関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態にあるもの
  - c 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、その運動可能領域（それが適当でない場合は、参考可動域による。以下同じ。）が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるもの
- (ウ) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a 関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるもの
  - b 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、上記(イ)のc以外のもの
- (エ) 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されるものをいう。
- (オ) 骨折部にキynchャーを装着し、又は金属釘を用いたため、それが機能障害の原因となる場合は、当該キynchャー等の除去を待つて等級を決定するものとする。

なお、当該キynchャー等が、機能障害の原因とならない場合は、創面が治癒した時期をもって「治った」ときとする。

また、廃用性の機能障害（例えば、ギプスによって患部を固定していたために、治癒後に関節に機能障害を残したもの）については、将来における障害の程度の軽減を考慮して等級の決定を行うものとする。

#### ウ 変形障害

- (ア) 「1上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当し、常に硬性補装具を必要とするものをいう。
- a 上腕骨の骨幹部又は骨幹端部（以下「骨幹部等」という。）にゆ合不全を残すもの
  - b 橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもの
- (イ) 「1上肢に偽関節を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。



- a 上腕骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記(ア)の a 以外のもの
  - b 橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記(ア)の b 以外のもの
  - c 橈骨又は尺骨のいずれか一方の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、時々硬性補装具を必要とするもの
- (ウ) 上肢の「長管骨に変形を残すもの」とは、次の a から f のいずれかに該当するものをいい、同一の長管骨に a から f の障害を複数残す場合でも、第12級第 8 号と決定するものとする。

なお、長管骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じていても長管骨の変形としては取り扱わないものとする。

- a 次のいずれかに該当するものであって、外部から想見できる程度（15度以上屈曲して不正ゆ合したもの）以上のもの
  - (a) 上腕骨に変形を残すもの
  - (b) 橈骨及び尺骨の両方に変形を残すもの（橈骨又は尺骨のいずれか一方のみの変形であっても、その程度が著しいものは該当する。）
- b 上腕骨、橈骨又は尺骨の骨端部にゆ合不全を残すもの
- c 橈骨又は尺骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、硬性補装具を必要としないもの
- d 上腕骨、橈骨又は尺骨の骨端部のほとんどを欠損したもの
- e 上腕骨（骨端部を除く。）の直径が3分の2以下に、又は橈骨若しくは尺骨（それぞれの骨端部を除く。）の直径が2分の1以下に減少したものの
- f 上腕骨が50度以上外旋又は内旋変形ゆ合しているもの（エックス線写真等により上腕骨骨幹部の骨折部に回旋変形ゆ合が明らかに認められ、かつ、外旋変形ゆ合にあつては肩関節の内旋が50度を超えて可動できないこと、また、内旋変形ゆ合にあつては肩関節の外旋が10度を超えて可動できないことが確認できるもの）

## (2) 手指の障害

### ア 欠損障害

- (ア) 「手指を失ったもの」とは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいい、次のものが該当する。
- a 手指を中手骨又は基節骨で切断したもの
  - b 近位指節間関節（母指にあつては、指節間関節）において基節骨と中節骨とを離断したもの
- (イ) 「指骨の一部を失ったもの」とは、1指骨の一部を失っている（遊離骨片の状態を含む。）ことがエックス線写真等により確認できるものをいう（下記イの(ア)に該当するものを除く。）

### イ 機能障害

- (ア) 「手指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a 手指の末節骨の長さの2分の1以上を失ったもの

- b 中手指節関節又は近位指節間関節（母指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害（運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されたものをいう。母指については、橈側外転又は掌側外転のいずれかが健側の2分の1以下に制限されたものを含む。）を残したもの
  - c 手指の末節の指腹部及び側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したもの（当該部位を支配する感覚神経が損傷し、筋電計を用いた感覚神経伝導速度検査で感覚神経活動電位が検出されない場合に限る。）
- (1) 「手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a 遠位指節間関節が強直したもの
  - b 屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動で屈伸ができないもの又はこれに近い状態にあるもの

### 3 併合等の取扱い

#### (1) 併合

次に掲げる場合にあっては、併合して等級を決定するものとする。

ただし、併合して等級が繰り上げられた結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、障害の序列に従って等級を決定するものとする。

なお、上腕骨又は前腕骨（橈骨、尺骨）の骨折によって骨折部に偽関節又は変形を残すとともに、その部位に疼痛（第12級相当）を残した場合には、いずれか上位の等級によるものとする。

#### ア 上肢の障害

(ア) 両上肢に器質的障害（両上肢の亡失を除く。）を残した場合

(例1) 「右上肢に偽関節を残し」(第8級第8号) かつ、「左上肢を手関節以上で失った」(第5級第4号) 場合は、併合等級第3級とする。

(例2) 「右上肢をひじ関節以上で失い」(第4級第4号) かつ、「左上肢を手関節以上で失った」(第5級第4号) 場合は、併合すると第1級となるが、当該障害は、「両上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第1級第5号)の程度には達しないので、併合等級第2級とする。

(イ) 1上肢の器質的障害及び他の上肢の機能障害を残した場合

(例) 「右上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号) かつ、「左上肢の1関節の用を廃した」(第8級第6号) 場合は、併合等級第3級とする。

(ウ) 両上肢に機能障害（両上肢の全廃を除く。）を残した場合

(例) 「右上肢を全廃し」(第5級第6号) かつ、「左上肢に1関節の著しい機能障害を残した」(第10級第10号) 場合は、併合等級第4級とする。

(エ) 同一上肢に欠損障害及び変形障害を残した場合

(例) 「1上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号) かつ、「同上肢の上腕骨に偽関節を残した」(第7級第9号) 場合は、併合すると第3



級となるが、当該障害は、「1 上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第4級第4号)の程度には達しないので、併合等級第5級とする。

(オ) 同一上肢に機能障害及び変形障害を残した場合

(例) 同一上肢に、「手関節の機能障害を残し」(第12級第6号)かつ、「上腕骨の変形を残した」(第12級第8号)場合は、併合等級第11級とする。

(カ) 1 上肢に変形障害及び機能障害を残すとともに他の上肢等にも障害を残した場合

(例) 右上肢に「前腕骨の変形(第12級第8号)と手関節の著しい機能障害(第10級第10級)を残し」かつ、左上肢を「手関節以上で失った」(第5級第4号)場合は、まず、右上肢の変形障害と機能障害とを併合の方法を用いて準用等級第9級とし、これと左上肢の欠損障害とを併合して併合等級第4級とする。

イ 手指の障害

(ア) 1 手の手指の欠損障害及び他手の手指の欠損障害(両手の手指の全部を失ったものを除く。)を残した場合

(例) 「右手の示指を失い」(第11級第8号)かつ、「左手の環指を失った」(第11級第8号)場合は、併合等級第10級とする。

(イ) 1 手の手指の機能障害及び他手の手指の機能障害(両手の手指の全廃を除く。)を残した場合

(例) 「右手の母指の用を廃し」(第10級第7号)かつ、「左手の示指の用を廃した」(第12級第10号)場合は、併合等級第9級とする。

(ウ) 1 手の手指の欠損障害及び他手の手指の機能障害を残した場合

(例) 「右手の5の手指を失い」(第6級第8号)かつ、「左手の5の手指の用を廃した」(第7級第7号)場合は、併合等級第4級とする。

(2) 準用

次に掲げる場合にあつては、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、その結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもって決定するものとする。

ア 上肢の障害

(ア) 同一上肢に2以上の変形障害を残した場合

(例) 「1 上肢の上腕骨に偽関節を残し」(第7級第9号)かつ、「同上肢の橈骨及び尺骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、準用等級第6級とする。

(イ) 同一上肢に欠損障害及び機能障害を残した場合

(例) 「1 上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号)かつ、「同上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃した」(第6級第6号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第3級となるが、「1 上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第4級第4号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第5級とする。

なお、手関節以上の亡失又はひじ関節以上の亡失と関節の機能障害とを残した場合は、機能障害の程度に関係なく、前者については準用等級第5級、後者については準用等級第4級とする。

(例1) 「1上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号) かつ、「同上肢の肩関節の用を廃したもの」(第8級第6号) は、準用等級第5級とする。

(例2) 「1上肢をひじ関節以上で失い」(第4級第4号) かつ、「同上肢の肩関節の用を廃したもの」(第8級第6号) は、準用等級第4級とする。

(ウ) 同一上肢の3大関節に機能障害を残した場合(用廃を除く。)

(例1) 「1上肢の手関節に機能障害を残し」(第12級第6号) かつ、「同上肢のひじ関節に著しい機能障害を残した」(第10級第10号) 場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃し」(第6級第6号) かつ、「同上肢の手関節に著しい機能障害を残した」(第10級第10号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1上肢の用を廃したもの」(第5級第6号) の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。

なお、「1上肢の3大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残したもの」は、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とし、また、「1上肢の3大関節のすべての関節の機能に障害を残したもの」は、障害の序列を考慮し、準用等級第10級として取り扱うものとする。

(I) 1上肢の3大関節の機能障害及び同一上肢の手指の欠損障害又は機能障害を残した場合

(例1) 「1上肢の手関節に機能障害を残し」(第12級第6号) かつ、「同一上肢の母指の用を廃す」(第10級第7号) とともに「中指を失った」(第11級第8号) 場合は、手指について併合の方法を用いて準用等級第9級を定め、さらに、これと手関節の機能障害について併合の方法を用いて準用等級第8級とする。

(例2) 「1上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃し」(第6級第6号) かつ、「同一上肢の母指及び示指を失った」(第8級第3号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第4級となるが、「1上肢の用を全廃したもの」(第5級第6号) の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。

イ 手指の障害

1手の手指に欠損障害を残すとともに同一手の他の手指に機能障害を残した場合

(例1) 「1手の小指を失い」(第12級第9号) かつ、「同一手の母指の用を廃した」(第10級第7号) 場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1手の小指を失い」(第12級第9号) かつ、「同一手の環指の

用を廃した」(第12級第10号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第11級となるが、「1手の母指以外の2の手指の用を廃したものの」(第10級第7号)よりは重く、「1手の母指以外の2の手指を失ったもの」(第9級第12号)には達しないので、その直近上位の準用等級第10級とする。

ウ 次に掲げる場合にあっては、他の障害の等級を準用するものとする。

(ア) 前腕の回内・回外については、運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の1以下に制限されているものは準用等級第10級、2分の1以下に制限されているものは準用等級第12級とする。

なお、回内・回外の運動可能領域の制限と同一上肢の関節の機能障害を残す場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、手関節部又はひじ関節部の骨折等により、手関節又はひじ関節の機能障害と回内・回外の運動可能領域の制限を残す場合は、いずれか上位の等級で決定するものとする。

(イ) 上肢の動揺関節については、それが他動的なものであると自動的なものであるとにかかわらず、次のように取り扱うものとする。

a 常に硬性補装具を必要とするものは、関節の機能障害として準用等級第10級とする。

b 時々硬性補装具を必要とするものは、関節の機能障害として準用等級第12級とする。

(ウ) 習慣性脱臼は、関節の機能障害として準用等級第12級とする。

### (3) 加重

ア 次に掲げる場合にあっては、加重として取り扱うものとする。

(ア) 1上肢に障害を有していた者が、同一上肢に系列を同じくする障害を加重した場合

(例1) 1上肢を手関節以上で失っていた者が、更に同一上肢をひじ関節以上で失った場合

(例2) 1上肢の手関節に機能障害を残し、又はひじ関節の用を廃していた者が、更に手関節の著しい機能障害を残し、又は手関節及びひじ関節の用を廃した場合

(例3) 1上肢の橈骨及び尺骨に変形を有していた者が、更に同一上肢の上腕骨に偽関節を残した場合

(イ) 1上肢に障害を有していた者が、更に既存の障害の部位以上を失った場合(上記アの(ア)に該当する場合を除く。)

(例1) 1上肢の橈骨及び尺骨に変形を有していた者が、更に同一上肢をひじ関節以上で失った場合

(例2) 1手の手指に欠損又は機能障害を有していた者が、更に同一上肢を手関節以上で失った場合

(ウ) 1手の手指に障害を有していた者が、更に同一手の同指又は他指に障害を加重した場合

(例1) 1手の小指の用を廃していた者が、更に同一手中指の用を廃した場合

(例2) 1手の母指の指骨の一部を失っていた者が、更に同指を失った場合

イ 上肢又は手指の障害で、次に掲げる場合に該当するときは、基準政令第6条第6項の規定にかかわらず、新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱うものとする。

(ア) 1上肢に障害を残していた者が、新たに他の上肢に障害を残した結果、組合せ等級に該当する場合(両手指を含む。)において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、他の上肢のみに新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右上肢を手関節以上で失っていた」(第5級第4号、184倍の年金)者が、新たに「左上肢を手関節以上で失った」(第5級第4号)場合、現存する障害は、「両上肢を手関節以上で失ったもの」(第2級第5号、277倍の年金)に該当するが、この場合の障害補償の額は、左上肢の障害のみが生じたものとみなして、第5級の184倍を支給する。

なお、1上肢に障害を残していた者が、同一上肢(手指を含む。)の障害の程度を加重するとともに他の上肢にも障害を残した場合において、組合せ等級に該当しないときは、上記の第1基本的事項の4の(6)のイの例による。

(イ) 1手の手指に障害を残していた者が、同一手の他指に新たな障害を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、他指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右手の示指を亡失していた」(第11級第8号、223倍の一時金)者が、新たに「同一手の環指を亡失した」(第11級第8号、223倍の一時金)場合、現存する障害は、「母指以外の2の手指を失ったもの」(第9級第12号、391倍の一時金)に該当するが、この場合の障害補償の額は、同一手の環指の障害のみが生じたものとみなして、第11級の223倍を支給する。

(ウ) 1手の複数の手指に障害を残していた者が、新たにその一部の手指について障害を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、その一部の手指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右手の中指、環指及び小指を用廃していた」(第9級第13号、391倍の一時金)者が、新たに「同一手の小指を亡失した」(第12級第9号、156倍の一時金)場合、現存する障害も第9級第13号に該当するものであるが、この場合の障害補償の額は、同一手の小指の欠損の障害のみが生じたものとみなして、小指の亡失分(第12級第9号、156倍の一時金)から同指の用廃分(第13級第6号、101倍の一時金)

を差し引いた55倍の額を支給する。

(4) その他

ア 母指延長術（血管、神経付遊離植皮を伴う造指術を含む。）を行った場合にあっては、術後の母指は切断時に比べて延長されることとなるが、その後遺障害については、原則として、「1手の母指を失ったもの」（第9級第12号）として取り扱うものとする。

ただし、術後の母指の延長の程度が、健側の母指と比べて明らかに指節間関節を超えていると認められる場合には、「1手の母指の用を廃したもの」（第10級第7号）とする。

イ 手指又は足指の移植により母指の機能再建化手術を行った場合にあっては、術後の母指に残存する機能障害と当該手術により失うこととなった手又は足の指の欠損障害とを同一災害により生じた障害として取り扱い、これらを、他の上肢の手指の場合には併合して等級を決定し、同一上肢の手指の場合には併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

下肢（下肢及び足指）の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 下肢（下肢及び足指）の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

ア 下肢の障害

(ア) 欠損障害（系列区分26・30）

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 第1級第7号 | 両下肢をひざ関節以上で失ったもの   |
| 第2級第6号 | 両下肢を足関節以上で失ったもの    |
| 第4級第5号 | 1下肢をひざ関節以上で失ったもの   |
| 第4級第7号 | 両足をリスフラン関節以上で失ったもの |
| 第5級第5号 | 1下肢を足関節以上で失ったもの    |
| 第7級第8号 | 1足をリスフラン関節以上で失ったもの |

(イ) 機能障害（系列区分26・30）

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 第1級第8号   | 両下肢の用を全廃したもの                |
| 第5級第7号   | 1下肢の用を全廃したもの                |
| 第6級第7号   | 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの       |
| 第8級第7号   | 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの       |
| 第10級第11号 | 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの |
| 第12級第7号  | 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの    |

(ウ) 変形障害（系列区分27・31）

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 第7級第10号 | 1下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの |
| 第8級第9号  | 1下肢に偽関節を残すもの          |
| 第12級第8号 | 長管骨に変形を残すもの           |

(エ) 短縮障害（系列区分28・32）

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 第8級第5号 | 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの |
|--------|----------------------|

- 第10級第8号 1 下肢を3センチメートル以上短縮したものの  
第13級第8号 1 下肢を1センチメートル以上短縮したものの

イ 足指の障害

(ア) 欠損障害(系列区分34・35)

- 第5級第8号 両足の足指の全部を失ったもの  
第8級第10号 1足の足指の全部を失ったもの  
第9級第14号 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの  
第10級第9号 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの  
第12級第11号 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの  
第13級第9号 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの

(イ) 機能障害(系列区分34・35)

- 第7級第11号 両足の足指の全部の用を廃したもの  
第9級第15号 1足の足指の全部の用を廃したもの  
第11級第9号 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの  
第12級第12号 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの  
第13級第10号 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの  
第14級第8号 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの

- (2) 下肢及び足指の運動機能の評価及び測定については、以下によるほか、別添1「関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。

2 障害等級決定の基準

(1) 下肢の障害

ア 欠損障害

- (ア) 「下肢をひざ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。  
a 股関節において、寛骨と大腿骨とを離断したもの  
b 股関節とひざ関節との間において、切断したもの  
c ひざ関節において、大腿骨と下腿骨とを離断したもの  
(イ) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。  
a ひざ関節と足関節との間において、切断したもの  
b 足関節において、脛骨及び腓骨と距骨とを離断したもの  
(ウ) 「足をリスフラン関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。  
a 足根骨(踵骨、距骨、舟状骨、立方骨及び3個の楔状骨からなる。)において、切断したもの

b リスフラン関節において、中足骨と足根骨とを離断したもの

#### イ 機能障害

- (ア) 「下肢の用を全廃したもの」とは、3大関節（股関節、ひざ関節及び足関節）の全部が強直したものをいう。なお、これらの障害に加えて、同一下肢の足指全部が強直したのもこれに含まれるものとする。
- (イ) 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a 関節が強直したもの
  - b 関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態にあるもの
  - c 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、その運動可能領域（それが適当でない場合は、参考可動域による。以下同じ。）が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるもの
- (ウ) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a 関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるもの
  - b 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、上記(イ)のc以外のもの
- (エ) 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されるものをいう。
- (オ) 「廃用性の機能障害」に係る治癒認定及び「キynchャー等の除去」に係る取扱いについては、上肢における場合と同様とする。

#### ウ 変形障害

- (ア) 「1下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当し、常に硬性補装具を必要とするものをいう。
- a 大腿骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの
  - b 脛骨及び腓骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの
  - c 脛骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの
- (イ) 「1下肢に偽関節を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a 大腿骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記(ア)のa以外のもの
  - b 脛骨及び腓骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記(ア)のb以外のもの
  - c 脛骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記(ア)のc以外のもの
- (ウ) 下肢における「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいい、変形が同一の長管骨に複数存する場合も含む。
- なお、長管骨の骨折部が短縮なくゆ着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じていても長管骨の変形としては取り扱わないものとする。
- a 次のいずれかに該当する場合であって、外部から想見できる程度（15度以上屈曲して不正ゆ合したもの）以上のもの
- (a) 大腿骨に変形を残したもの
  - (b) 脛骨に変更を残したもの

なお、腓骨のみの変形であっても、その程度が著しい場合にあっては、「長管骨に変形を残すもの」とする。

- b 大腿骨若しくは脛骨の骨端部にゆ合不全を残すもの又は腓骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの
- c 大腿骨又は脛骨の骨端部のほとんどを欠損したもの
- d 大腿骨又は脛骨（骨端部を除く。）の直径が3分の2以下に減少したものの
- e 大腿骨が外旋45度以上又は内旋30度以上回旋変形ゆ合したもの（この場合の外旋45度以上又は内旋30度以上回旋変形ゆ合したものは、エックス線写真等により大腿骨の回旋変形ゆ合が明らかに認められ、かつ、外旋変形ゆ合にあっては股関節の内旋が0度を超えて可動できないもの、また、内旋変形ゆ合にあっては股関節の外旋が15度を超えて可動できないものをいう。）

#### エ 短縮障害

「下肢の短縮」については、上前腸骨棘と下腿内果下端間の長さを、健側の下肢と比較し、短縮した長さを算出するものとする。

#### (2) 足指の障害

##### ア 欠損障害

「足指を失ったもの」とは、その全部を失ったものをいう。したがって、中足指節関節から失ったものがこれに該当する。

##### イ 機能障害

「足指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 第1の足指の末節骨の2分の1以上を失ったもの
- (イ) 第1の足指以外の足指の中節骨若しくは基節骨を切断したもの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したもの
- (ウ) 中足指節関節又は近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害（運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるものをいう。）を残したもの

#### 3 併合等の取扱い

##### (1) 併合

次に掲げる場合にあっては、併合して等級を決定するものとする。

ただし、併合して等級が繰り上げられた結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、障害の序列に従って等級を決定するものとする。

##### ア 下肢の障害

- (ア) 両下肢に器質的障害（両下肢の亡失を除く。）を残した場合

(例1) 「両下肢に長管骨の変形を残した」（それぞれ第12級第8号）場合は、併合等級第11級とする。

(例2) 「右下肢を3センチメートル以上短縮し」（第10級第8号）かつ、「左下肢を5センチメートル以上短縮した」（第8級第5号）場合は、併合等級第7級とする。



- (例3) 「右下肢に偽関節を残し」(第8級第9号) かつ、「左下肢を5センチメートル以上短縮した」(第8級第5号) 場合は、併合等級第6級とする。
- (イ) 両下肢の3大関節に機能障害(両下肢の全廃を除く。)を残した場合
- (例1) 「右下肢の足関節の用を廃し」(第8級第7号) かつ、「左下肢のひざ関節の用を廃した」(第8級第7号) 場合は、併合等級第6級とする。
- (例2) 「右下肢の用を全廃し」(第5級第7号) かつ、「左下肢のひざ関節及び足関節の用を廃した」(第6級第7号) 場合は、併合等級第3級とする。
- (ウ) 1下肢の3大関節の機能障害及び他の下肢の器質的障害を残した場合
- (例1) 「右下肢の足関節の用を廃し」(第8級第7号) かつ、「左下肢をリスフラン関節以上で失った」(第7級第8号) 場合は、併合等級第5級とする。
- (例2) 「右下肢のひざ関節に著しい機能障害を残し」(第10級第11号) かつ、「左下肢に偽関節を残した」(第8級第9号) 場合は、併合等級第7級とする。
- (例3) 「右下肢の用を全廃し」(第5級第7号) かつ、「左下肢を3センチメートル以上短縮した」(第10級第8号) 場合は、併合等級第4級とする。
- (イ) 同一下肢に欠損障害及び変形障害を残した場合
- (例1) 「1下肢をリスフラン関節以上で失い」(第7級第8号) かつ、「同下肢の長管骨に変形を残した」(第12級第8号) 場合は、併合等級第6級とする。
- (例2) 「1下肢を足関節以上で失い」(第5級第5号) かつ、「同下肢の大腿骨に偽関節を残した」(第7級第10号) 場合は、併合すると第3級となるが、当該障害は、「1下肢をひざ関節以上で失ったもの」(第4級第5号) の程度には達しないので、併合等級第5級とする。
- (オ) 同一下肢に機能障害及び変形障害又は短縮障害を残した場合
- (例1) 「1下肢の足関節に機能障害を残し」(第12級第7号) かつ、「同下肢の脛骨に変形を残した」(第12級第8号) 場合は、併合等級第11級とする。
- (例2) 「1下肢のひざ関節に機能障害を残し」(第12級第7号) かつ、「同下肢を3センチメートル以上短縮した」(第10級第8号) 場合は、併合等級第9級とする。
- (カ) 1下肢に器質的障害及び機能障害を残すとともに他の下肢等に障害を残した場合
- (例) 「右下肢の足関節の用を廃し」(第8級第7号)、「同下肢を1センチメートル以上短縮し」(第13級第8号) かつ、「左下肢を足関節で

失った」(第5級第5号)場合は、まず、右下肢の機能障害と短縮障害とを併合の方法を用いて第7級とし、これと左下肢の欠損障害とを併合して併合等級第3級とする。

(キ) 同一下肢に「踵骨骨折治ゆ後の疼痛」(第12級第13号)及び「足関節の機能障害」(第12級第7号)を残した場合は、併合等級第11級とする。

#### イ 足指の障害

(ア) 1側の足指の欠損障害及び他足の足指の欠損障害(両足の足指の全部を失ったものを除く。)を残した場合

(例1) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)かつ、「左足の足指の全部を失った」(第8級第10号)場合は、併合等級第7級とする。

(例2) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)かつ、「左足の第1及び第2の足指を失った」(第9級第14号)場合は、併合等級第8級とする。

(イ) 1足の足指の機能障害及び他足の足指の機能障害(両足の足指の全廃を除く。)を残した場合

(例1) 「右足の第1の足指の用を廃し」(第12級第12号)かつ、「左足の足指の全部の用を廃した」(第9級第15号)場合は、併合等級第8級とする。

(例2) 「右足の第1の足指の用を廃し」(第12級第12号)かつ、「左足の第1及び第2の足指の用を廃した」(第11級第9号)場合は、併合等級第10級とする。

(ウ) 1足の足指の欠損障害及び他足の足指の機能障害を残した場合

(例1) 「右足の足指の全部を失い」(第8級第10号)かつ、「左足の足指の全部の用を廃した」(第9級第15号)場合は、併合等級第7級とする。

(例2) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)かつ、「左足の第1及び第2の足指の用を廃した」(第11級第9号)場合は、併合等級第9級とする。

#### (2) 準用

次に掲げる場合にあつては、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、その結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもって決定するものとする。

#### ア 下肢の障害

(ア) 同一下肢に2以上の変形障害を残した場合

(例) 「1下肢の大腿骨に偽関節を残し」(第7級第10号)かつ、「同下肢の脛骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、準用等級第6級とする。

(イ) 同一下肢に欠損障害及び機能障害を残した場合

(例1) 「1下肢を足関節以上で失い」(第5級第5号)かつ、「同下肢

の股関節及びひざ関節の用を廃した」(第6級第7号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第3級となるが、「1下肢をひざ関節以上で失ったもの」(第4級第5号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第5級とする。

(例2) 「1下肢をひざ関節以上で失い」(第4級第5号)かつ、「同下肢の股関節の用を廃した」(第8級第7号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第2級となるが、1下肢の最上位の等級(第4級第5号)を超えることとなり、障害の序列を乱すので、準用等級第4級とする。

(例3) 「1下肢をリスフラン関節以上で失い」(第7級第8号)かつ、「同下肢の足関節の用を廃した」(第8級第7号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1下肢を足関節以上で失ったもの」(第5級第5号)程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。

(ウ) 同一下肢の3大関節に機能障害を残した場合(用廃を除く。)

(例1) 「1下肢の足関節の機能に障害を残し」(第12級第7号)かつ、「同下肢のひざ関節に著しい機能障害を残した」(第10級第11号)場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1下肢の股関節及びひざ関節の用を廃し」(第6級第7号)かつ、「同下肢の足関節に著しい機能障害を残した」(第10級第11号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1下肢の用を全廃したもの」(第5級第7号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。

なお、「1下肢の3大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残したものは、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とし、また、「1下肢の3大関節のすべての関節の機能に障害を残したものは、障害の序列を考慮し、準用等級第10級として取り扱うものとする。

(I) 1下肢の3大関節の機能障害及び同一下肢の足指の欠損障害又は機能障害を残した場合

(例1) 「1下肢の足関節の機能に障害を残し」(第12級第7号)かつ、「同下肢の第1の足指の用を廃した」(第12級第12号)場合は、準用等級第11級とする。

(例2) 「1下肢の股関節及びひざ関節の用を廃し」(第6級第7号)かつ、「同下肢の足指の全部を失った」(第8級第10号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第4級となるが、「1下肢の用を全廃したもの」(第5級第7号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。

イ 足指の障害

(ア) 足指を基部(足指の付け根)から失った場合は、「足指を失ったもの」に準じて取り扱うものとする。

(イ) 1足の足指に、基準政令別表第三上組合せ等級のない欠損障害又は機能障害を残した場合

(例1) 「1足の第2の足指を含み3の足指を失ったもの」は、「1足の第1の足指以外の4の足指を失ったもの」(第10級第9号)と「1足の第2の足指を含み2の足指を失ったもの」(第12級第11号)との中間に位するものであるが、その障害の程度は第10級第9号には達しないので、その直近下位の準用等級第11級とする。

(例2) 「1足の第2の足指を含み3の足指の用を廃したもの」は、「1足の第1の足指以外の4の足指の用を廃したもの」(第12級第12号)と「1足の第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの」(第13級第10号)との中間に位するものであるが、その障害の程度は第12級第12号には達しないので、その直近下位の準用等級第13級とする。

(ウ) 1足の足指に欠損障害を残すとともに同一足の他の足指に機能障害を残した場合

(例1) 「1足の第1の足指を失い」(第10級第9号)、かつ、「同一足の第2指以下の用を廃した」(第12級第12号)場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1足の第3の足指を失い」(第13級第9号)、かつ、「同一足の第1の足指の用を廃した」(第12級第12号)場合は、準用等級第11級とする。

ウ 次に掲げる場合にあっては、他の障害の等級を準用するものとする。

(ア) 下肢の動揺関節については、それが他動的なものであると自動的なものであるとにかかわらず、次のように取り扱うものとする。

a 常に硬性補装具を必要とするものは、関節の機能障害として準用等級第8級とする。

b 時々硬性補装具を必要とするものは、関節の機能障害として準用等級第10級とする。

c 重激な労働等の際以外には硬性補装具を必要としないものは、関節の機能障害として準用等級第12級とする。

(イ) 習慣性脱臼及び弾発ひざは、関節の機能障害として準用等級第12級とする。

(3) 加重

ア 次に掲げる場合にあっては、加重として取り扱うものとする。

(ア) 1下肢に障害を有していた者が、同一下肢に系列を同じくする障害を加重した場合

(例1) 1下肢をリスフラン関節又は足関節以上で失っていた者が、更に同一下肢を足関節又はひざ関節以上で失った場合

(例2) 1下肢の足関節に著しい機能障害を残し、又はひざ関節の用を廃していた者が、更に同一下肢を足関節又はひざ関節以上で失った場合

(例3) 1下肢の足関節の機能に障害を残し、又はひざ関節の用を廃して

いた者が、更に同一下肢を足関節の著しい機能障害又は足関節とひざ関節の用を廃した場合

(例4) 1下肢の脛骨に変形を有していた者が、更に同一下肢の大腿骨に偽関節を残した場合

(例5) 1下肢を1センチメートル以上短縮していた者が、更に同一下肢を5センチメートル以上短縮した場合

(イ) 1下肢に障害を有していた者が、更に既存の障害の部位以上を失った場合(上記アの(ア)に該当する場合を除く。)

(例1) 1下肢の脛骨に変形を残していた者が、更に同一下肢をひざ関節以上で失った場合

(例2) 1下肢を1センチメートル以上短縮していた者が、更に同一下肢をひざ関節以上で失った場合

(ウ) 1足の足指に障害を残していた者が、更に同一足の同指又は他指に障害を加重した場合

(例) 1足の第5の足指の用を廃していた者が、更に同一足の同指又は他指に障害を加重した場合

(I) 左右両下肢(両足指を含む。)の組合せ等級に該当する場合

1下肢に障害を残す者が、新たに他の下肢にも障害を残し、又は同一下肢(足指を含む。)に新たに障害を残すとともに、他の下肢にも障害を残した結果、次に掲げる組合せ等級に該当するに至ったときの障害補償の額についても、加重として取り扱うものとする。

a 両下肢をひざ関節以上で失ったもの(第1級第7号)

b 両下肢を足関節以上で失ったもの(第2級第6号)

c 両足をリスフラン関節以上で失ったもの(第4級第7号)

d 両下肢の用を廃したもの(第1級第8号)

e 両足指の全部を失ったもの(第5級第8号)

f 両足指の全部の用を廃したもの(第7級第11号)

イ 下肢又は足指の障害で、次に掲げる場合に該当するときは、基準政令第6条第6項の規定にかかわらず、新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱うものとする。

(ア) 1下肢に障害を残していた者が、新たに他の下肢に障害を残した結果、組合せ等級に該当する場合(両足指を含む。)において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、他の下肢のみに新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(イ) 1足の足指に障害を残していた者が、同一足の他指に新たな障害を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、他指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(ウ) 1足の複数の足指に障害を残していた者が、新たにその一部の足指について障害を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定し

た障害補償の額が、その一部の足指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(4) その他

次の場合には、いずれか上位の等級によるものとする。

ア 骨切除が関節部において行われたために、下肢に短縮障害及び関節機能障害を残した場合

イ 長管骨の骨折部位が不正ゆ合した結果、長管骨の変形又は偽関節と下肢の短縮障害とを残した場合

ウ 大腿骨又は下腿骨の骨折部に偽関節又は長管骨の変形を残すとともに、その部位に疼痛（第12級程度）を残した場合

「別添1 労災保険における関節可動域の測定要領」を別添のとおり改める。

「別添2 障害補償表（基準政令別表第三）」を別添のとおり改める。

## 別添 1

### 労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領

#### 第 1 関節の機能障害の評価方法

関節の機能障害は、関節の可動域の制限の程度に応じて評価するものであり、可動域の測定については、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会により決定された「関節可動域表示ならびに測定方法」に準拠して定めた「第 2 関節可動域の測定要領」(以下「測定要領」という。)に基づき行うこととする。

ただし、労災保険の障害(補償)給付は労働能力の喪失に対する損害を補うことを目的としていること等から、関節の機能障害の評価方法として以下のような特徴がある。

##### 1 関節の運動と機能障害

###### (1) 関節可動域の比較方法

関節の機能障害の認定に際しては、障害を残す関節の可動域を測定し、原則として健側の可動域角度と比較することにより、関節可動域の制限の程度を評価することであること。

ただし、せき柱や健側となるべき関節にも障害を残す場合等にあっては、測定要領に定める参考可動域角度との比較により関節可動域の制限の程度を評価すること。

###### (2) 関節運動の障害評価の区別

各関節の運動は単一の場合と複数ある場合があり、複数ある場合には各運動毎の重要性に差が認められることから、それらの運動を主要運動、参考運動及びその他の運動に区別して障害の評価を行う。

各関節の運動のうち、測定要領に示したものは、主要運動又は参考運動として、その可動域制限が評価の対象となるものである。

各関節の主要運動と参考運動の区別は次のとおりである。

部位	主要運動	参考運動
せき柱(頸部)	屈曲・伸展、回旋	側屈
せき柱(胸腰部)	屈曲・伸展	回旋、側屈
肩関節	屈曲、外転・内転	伸展、外旋・内旋
ひじ関節	屈曲・伸展	
手関節	屈曲・伸展	橈屈、尺屈
前腕	回内・回外	
股関節	屈曲・伸展、外転・内転	外旋・内旋
ひざ関節	屈曲・伸展	
足関節	屈曲・伸展	
母指	屈曲・伸展、橈側外転、掌側外転	
手指及び足指	屈曲・伸展	

これらの運動のうち、原則として、屈曲と伸展のように同一面にある運動については、両者の可動域角度を合計した値をもって関節可動域の制限の程度を評価すること。

ただし、肩関節の屈曲と伸展は、屈曲が主要運動で伸展が参考運動であるので、それぞれの可動域制限を独立して評価すること。

### (3) 主要運動と参考運動の意義

主要運動とは、各関節における日常の動作にとって最も重要なものをいう。多くの関節にあっては主要運動は一つであるが、上記のとおりせき柱（頸椎）、肩関節及び股関節にあっては、二つの主要運動を有する。

関節の機能障害は、原則として主要運動の可動域の制限の程度によって評価するものであること。

ただし、後記2の(3)に定めるところにより、一定の場合には、主要運動及び参考運動の可動域制限の程度によって、関節の機能障害を評価するものであること。

なお、測定要領に定めた主要運動及び参考運動以外の運動については、関節の機能障害の評価の対象としないものであること。

## 2 関節の機能障害の具体的評価方法

関節の機能障害の評価は、具体的には「せき柱及びその他の体幹骨、上肢並びに下肢の障害に関する障害等級認定基準」の各節によるほか、以下にしたがって行うこと。

### (1) 関節の強直

関節の強直とは、関節の完全強直又はこれに近い状態にあるものをいう。

この場合、「これに近い状態」とは、関節可動域が、原則として健側の関節可動域角度の10%程度以下に制限されているものをいい、「10%程度」とは、健側の関節可動域角度（せき柱にあっては、参考可動域角度）の10%に相当する角度を5度単位で切り上げた角度とすること。

なお、関節可動域が10度以下に制限されている場合はすべて「これに近い状態」に該当するものと取り扱うこと。

例 ひざ関節（屈曲）に大きな可動域制限があり、健側の可動域が130度である場合は、可動域制限のある関節の可動域が、130度の10%を5度単位で切り上げた15度以下であれば、ひざ関節の強直となる。

### (2) 主要運動が複数ある関節の機能障害

#### ア 関節の用廃

上肢・下肢の3大関節のうち主要運動が複数ある肩関節及び股関節については、いずれの主要運動も全く可動しない又はこれに近い状態となった場合に、関節の用を廃したものとすること。

#### イ 関節の著しい機能障害及び機能障害

上肢・下肢の3大関節のうち主要運動が複数ある肩関節及び股関節については、主要運動のいずれか一方の可動域が健側の関節可動域角度の1/2以下又は3/4以下に制限されているときは、関節の著しい機能障害又は機能障害と認定すること。

また、せき柱（頸椎）にあっては、屈曲・伸展又は回旋のいずれか一方の可動域が参考可動域角度の1/2以下に制限されているときは、せき柱に運動障害を残すものと認定すること。

### (3) 参考運動を評価の対象とする場合



上肢及び下肢の3大関節については、主要運動の可動域が1/2（これ以下は著しい機能障害）又は3/4（これ以下は機能障害）をわずかに上回る場合に、当該関節の参考運動が1/2以下又は3/4以下に制限されているときは、関節の著しい機能障害又は機能障害と認定するものであること。

また、せき柱については、頸椎又は胸腰椎の主要運動の可動域制限が参考可動域角度の1/2をわずかに上回る場合に、頸椎又は胸腰椎の参考運動が1/2以下に制限されているときは、頸椎又は胸腰椎の運動障害と認定するものであること。

これらの場合において、「わずかに」とは、原則として5度とする。

ただし、次の主要運動についてせき柱の運動障害又は関節の著しい機能障害に当たるか否かを判断する場合は10度とする。

- a せき柱（頸部）の屈曲・伸展、回旋
- b 肩関節の屈曲、外転
- c 手関節の屈曲・伸展
- d 股関節の屈曲・伸展

例1 肩関節の屈曲の可動域が90度である場合、健側の可動域角度が170度であるときは、170度の1/2である85度に10度を加えると95度となり、患側の可動域90度はこれ以下となるので、肩関節の参考運動である外旋・内旋の可動域が1/2以下に制限されていれば、著しい機能障害（第10級の9）となる。

2 肩関節の屈曲の可動域が130度である場合、健側の可動域角度が170度であるときは、170度の3/4である127.5度に5度を加えると132.5度となり、患側の可動域130度はこれ以下となるため、肩関節の参考運動である外旋・内旋の可動域が3/4以下に制限されているときは、機能障害（第12級の6）となる。

なお、参考運動が複数ある関節にあっては、1つの参考運動の可動域角度が上記のとおり制限されていることをもって足りるものであること。

## 第2 関節可動域の測定要領

### 1 労災保険における関節可動域の測定

(1) 関節の機能障害は、関節そのものの器質的損傷によるほか、各種の原因で起こり得るから、その原因を無視して機械的に角度を測定しても、労働能力の低下の程度を判定する資料とすることはできない。

したがって、測定を行う前にその障害の原因を明らかにしておく必要がある。関節角度の制限の原因を大別すれば、器質的変化によるものと機能的変化によるものとに区別することができる。さらに、器質的変化によるものの中には、関節それ自体の破壊や強直によるもののほかに、関節外の軟部組織の変化によるもの（例えば、阻血性拘縮）があり、また、機能的変化によるものには、神経麻痺、疼痛、緊張によるもの等があるので、特に機能的変化によるもの場合には、その原因を調べ、症状に応じて測定方法等に、後述するとおり、考慮を払わなければならない。

関節可動域の測定値については、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会により決定された「関節可動域表示ならびに測定法」に従い、原則として、他動運動による測定値によることとするが、他動運動による測定値を採用することが適切でないものについては、自動運動による測定値を参考として、障害の認定を

行う必要がある。

他動運動による測定値を採用することが適切でないものとは、例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となり、他動では関節が可動するが、自動では可動できない場合、関節を可動させるとがまんできない程度の痛みが生じるために自動では可動できないと医学的に判断される場合等をいう。

また、関節が1方向には自動できるが逆方向には自動できない場合の可動域については、基本肢位から自動できない場合は0度とすること。

例 手関節を基本肢位から自動で90度屈曲することができるが、橈骨神経損傷により自動では伸展が全くできない場合、健側の可動域が屈曲・伸展を合計して160度のときは、患側の可動域は、健側の3/4以下に制限されていることとなり、「関節の機能障害」に該当する。

- (2) 被測定者の姿勢と肢位によって、各関節の運動範囲は著しく変化する。特に関節自体に器質的変化のない場合にはこの傾向が著しい。例えば、前述した阻血性拘縮では手関節を背屈すると各指の屈曲が起こり、掌屈すると各指の伸展が起こる。

また、肘関節では、その伸展筋が麻痺していても、下垂位では、自然に伸展する。

そこで、各論において述べる基本的な測定姿勢のほか、それぞれの事情に応じ、体位を変えて測定した値をも考慮して運動制限の範囲を測定しなければならない。

- (3) 人の動作は、一関節の単独運動のみで行われることは極めてまれであって、一つの動作には、数多くの関節の運動が加わるのが普通である。したがって、関節の角度を測定する場合にも、例えば、せき柱の運動には股関節の運動が、前腕の内旋又は外旋運動には、肩関節の運動が入りやすいこと等に注意しなければならない。しかし、他面、かかる各関節の共働運動は無意識のうちにも起こるものであるから注意深く監察すれば、心因性の運動制限を診断し、又は詐病を鑑別するに際して役立つことがある。なお、障害補償の対象となる症状には心因性の要素が伴われがちであるが、これが過度にわたる場合は当然排除しなければならない。その方法としては、前述の各関節の共働運動を利用して、被測定者の注意を患関節から外させて測定する方法のほかに、筋電図等電気生理学的診断、精神・神経科診断等が有効である。

## 2 関節可動域表示並びに測定法の原則

### (1) 基本肢位

概ね自然立位での解剖学的肢位を基本肢位とし、その各関節の角度を0度とする。

ただし、肩関節の外旋・内旋については肩関節外転0度で肘関節90度屈曲位、前腕の回外・回内については手掌面が矢状面にある肢位、股関節外旋・内旋については股関節屈曲90度でひざ関節屈曲90度の肢位をそれぞれ基本肢位とする。

### (2) 関節の運動

ア 関節の運動は直交する3平面、すなわち前額面、矢状面、水平面を基本面とする運動である。ただし、肩関節の外旋・内旋、前腕の回外・回内、股関節の外旋・内旋、頸部と胸腰部の回旋は、基本肢位の軸を中心とした回旋運動である。また、母指の対立は、複合した運動である。

イ 関節可動域測定とその表示で使用する関節運動とその名称を以下に示す。

なお、下記の基本的名称以外によく用いられている用語があれば( )内に表記する。

(ア) 屈曲と伸展

多くは矢状面の運動で、基本肢位にある隣接する2つの部位が近づく動きが屈曲、遠ざかる動きは伸展である。ただし、肩関節、頸部・体幹に関しては、前方への動きが屈曲、後方への動きが伸展である。また、手関節、手指、足関節、足指に関しては、手掌または足底への動きが屈曲、手背または足背への動きが伸展である。

(イ) 外転と内転

多くは前額面の運動で、体幹や手指の軸から遠ざかる動きが外転、近づく動きが内転である。

(ウ) 外旋と内旋

肩関節及び股関節に関しては、上腕軸または大腿軸を中心として外方へ回旋する動きが外旋、内方へ回旋する動きが内旋である。

(エ) 回外と回内

前腕に関しては、前腕軸を中心にして外方に回旋する動き(手掌が上を向く動き)が回外、内方に回旋する動き(手掌が下を向く動き)が回内である。

(オ) 右側屈・左側屈

頸部、体幹の前額面の運動で、右方向への動きが右側屈、左方向への動きが左側屈である。

(カ) 右回旋と左回旋

頸部と胸腰部に関しては、右方に回旋する動きが右回旋、左方に回旋する動きが左回旋である。

(キ) 橈屈と尺屈

手関節の手掌面の運動で、橈側への動きが橈屈、尺側への動きが尺屈である。

(ク) 母指の橈側外転と尺側内転

母指の手掌面の運動で、母指の基本軸から遠ざかる動き(橈側への動き)が橈側外転、母指の基本軸に近づく動き(尺側への動き)が尺側内転である。

(ケ) 掌側外転と掌側内転

母指の手掌面に垂直な平面の運動で、母指の基本軸から遠ざかる動き(手掌方向への動き)が掌側外転、基本軸に近づく動き(背側方向への動き)が掌側内転である。

(コ) 中指の橈側外転と尺側外転

中指の手掌面の運動で、中指の基本軸から橈側へ遠ざかる動きが橈側外転、尺側へ遠ざかる動きが尺側外転である。

(3) 関節可動域の測定方法

ア 関節可動域は、他動運動でも自動運動でも測定できるが、原則として他動運動による測定値を表記する。自動運動による測定値を用いる場合は、その旨明記する〔(4)のイの(ア)参照〕。

イ 角度計は、十分な長さの柄がついているものを使用し、通常は、5度刻みで測

定する。

ウ 基本軸、移動軸は、四肢や体幹において外見上分かりやすい部位を選んで設定されており、運動学上のものとは必ずしも一致しない。また、手指および足指では角度計のあてやすさを考慮して、原則として背側に角度計をあてる。

エ 基本軸と移動軸の交点を角度計の中心に合わせる。また、関節の運動に応じて、角度計の中心を移動させてもよい。必要に応じて移動軸を平行移動させてもよい。

オ 多関節筋が関与する場合、原則としてその影響を除いた肢位で測定する。例えば、股関節屈曲の測定では、ひざ関節を屈曲しひざ屈筋群をゆるめた肢位で行う。

カ 肢位は「測定肢位および注意点」の記載に従うが、記載のないものは肢位を限定しない。変形、拘縮などで所定の肢位がとれない場合は、測定肢位が分かるように明記すれば異なる肢位を用いてもよい〔(4)のイの(イ)参照〕。

キ 筋や腱の短縮を評価する目的で多筋を緊張させた肢位で関節可動域を測定する場合は、測定方法が分かるように明記すれば、多関節筋を緊張させた肢位を用いてもよい〔(4)のイの(ウ)参照〕。

#### (4) 測定値の表示

ア 関節可動域の測定値は、基本肢位を0度として表示する。例えば、股関節の可動域が屈曲位20度から70度であるならば、この表現は以下の2通りとなる。

(ア) 股関節の関節可動域は屈曲20度から70度（または屈曲20度～70度）

(イ) 股関節の関節可動域は屈曲は70度、伸展は - 20度

イ 関節可動域の測定に際し、症例によって異なる測定法を用いる場合や、その他関節可動域に影響を与える特記すべき事項がある場合は、測定値とともにその旨併記する。

(ア) 自動運動を用いて測定する場合は、その測定値を（ ）で囲んで表示するか、「自動」または「active」などと明記する。

(イ) 異なる肢位を用いて測定する場合は、「背臥位」「座位」などと具体的に肢位を明記する。

(ウ) 多関節筋を緊張させた肢位を用いて測定する場合は、その測定値をで囲んで表示するが、「ひざ伸展位」などと具体的に明記する。

(エ) 疼痛などが測定値に影響を与える場合は、「痛み」「pain」などと明記する。

#### (5) 参考可動域

関節可動域については、参考可動域として記載した。

#### (6) その他留意すべき事項

ア 測定しようとする関節は十分露出すること。特に女性の場合には、個室、更衣室の用意が必要である。

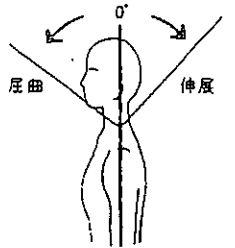
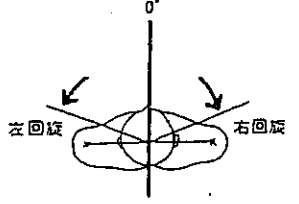
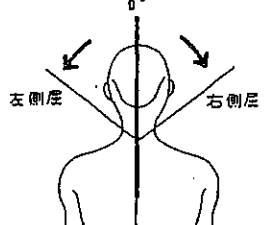
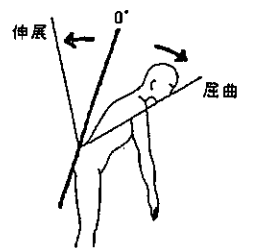
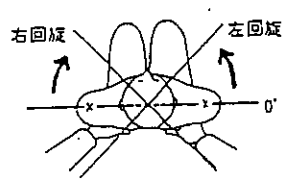
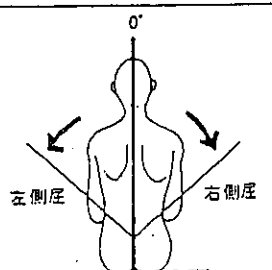
イ 被測定者に精神的にも落ちつかせる必要があり、測定の趣旨をよく説明するとともに、気楽な姿勢をとらせること。

(7)各論

イ 顎関節

顎関節	開口位で上顎の正中線で上歯と下歯の先端との間の距離(cm)で表示する。 左右偏位(lateral deviation)は上顎の正中線を軸として下歯列の動きの距離を左右ともcmで表示する。 参考値は上下第1切歯列対向縁線間の距離5.0cm、左右偏位は1.0cmである。
-----	---

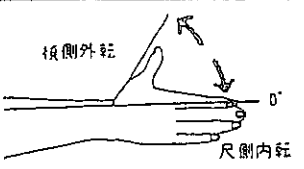
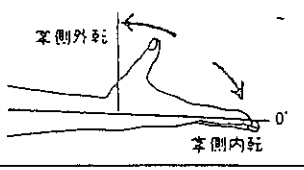
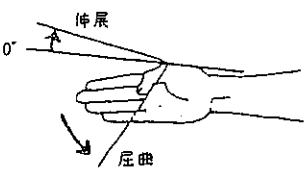
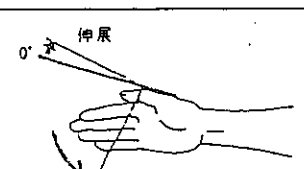
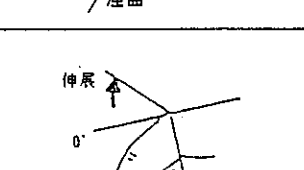
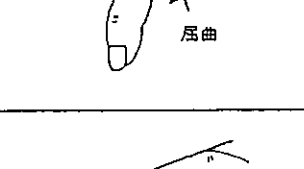
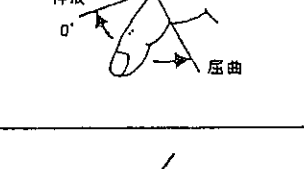





ロ せき柱

部位名	運動方向	参考可動域角度	基本軸	移動軸	測定肢位および注意点	参考図	
頭部	屈曲(前屈)	60	肩峰を通る床への垂直線	外耳孔と頭頂を結ぶ線	頭部体幹の側面で行う。原則として腰かけ座位とする。		
	伸展(後屈)	50					
	回旋	左回旋	60	両側の肩峰を結ぶ線への垂直線	鼻梁と後頭結節を結ぶ線	腰かけ座位で行う。	
		右回旋	60				
	側屈	左側屈	50	第7頸椎棘突起と第1仙椎の棘突起を結ぶ線	頭頂と第7頸椎棘突起を結ぶ線	体幹の背面で行う。腰かけ座位とする。	
		右側屈	50				
胸腰部	屈曲(前屈)	45	仙骨後面	第1胸椎棘突起と第5腰椎棘突起を結ぶ線	体幹側面より行う。立位、腰かけ座位または側臥位で行う。股関節の運動が入らないように行う。		
	伸展(後屈)	30					
	回旋	左回旋	40	両側の後上腸骨棘を結ぶ線	両側の肩峰を結ぶ線	座位で骨盤を固定して行う。	
		右回旋	40				
	側屈	左側屈	50	ヤコビ(Jacoby)線の中心にたてた垂直線	第1胸椎棘突起と第5腰椎棘突起を結ぶ線	体幹の背面で行う。腰かけ座位または立位で行う。	
		右側屈	50				

ハ 上肢

部位名	運動方向	参考可動域角度	基本軸	移動軸	測定肢位および注意点	参考図
肩 (肩甲帯の動きを含む)	屈曲 (前方挙上)	180	肩峰を通る床へ垂直線 (立位または座位)	上腕骨	前腕は中間位とする。 体幹が動かないように固定する。 脊柱が前後屈しないように注意する。	
	伸展 (後方挙上)	50				
	外転 (側方挙上)	180	肩峰を通る床へ垂直線 (立位または座位)	上腕骨	体幹の側屈が起こらないように90°以上になったら前腕を回外することを原則とする。	
	内転	0				
	外旋	60	肘を通る前額面への垂直線	尺骨	上腕を体幹に接して、肘関節を前方90°に屈曲した肢位で行う。 前腕は中間位とする。	
	内旋	80				
肘	屈曲	145	上腕骨	橈骨	前腕は回外位とする。	
	伸展	5				
前腕	回内	90	上腕骨	手指を伸展した手掌面	肩の回旋が入らないように肘を90°に屈曲する。	
	回外	90				
手	屈曲(掌屈)	90	橈骨	第2中手骨	前腕は中間位とする。	
	伸展(背屈)	70				
	橈屈	25	前腕の中心線	第3中手骨	前腕を回内位で行う。	
	尺屈	55				

二 手指

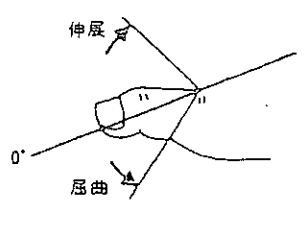
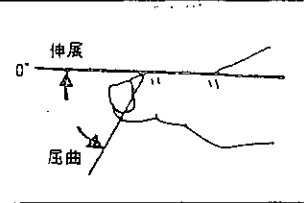
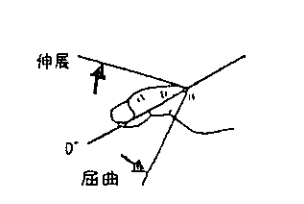
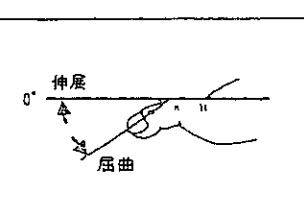
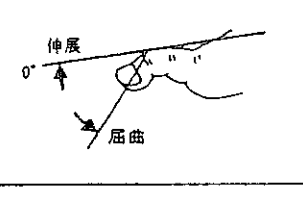




部位名	運動方向	参考可動域角度	基本軸	移動軸	測定肢位および注意点	参考図
母指	橈側外転	60	示指 (橈骨の延長上)	母指	運動は手掌面とする。 以下の手指の運動は、原則として手指の背側に角度計を当てる。	
	掌側外転	90				
	屈曲(MCP)	60	第1中手骨	第1基節骨		
	伸展(MCP)	10				
	屈曲(IP)	80	第1基節骨	第1末節骨		
	伸展(IP)	10				
指	屈曲(MCP)	90	第2-5中手骨	第2-5基節骨	DIPは10°の過伸展をとらる。	
	伸展(MCP)	45				
	屈曲(PIP)	100	第2-5基節骨	第2-5中節骨		
	伸展(PIP)	0				
	屈曲(DIP)	80	第2-5中節骨	第2-5末節骨		
	伸展(DIP)	0				

木 下肢

部位名	運動方向	参考可動域角度	基本軸	移動軸	測定肢位および注意点	参考図
股	屈曲	125	体幹と平行な線	大腿骨 (大転子と大腿骨外顆の中心を結ぶ線)	骨盤と脊柱を十分に固定する。 屈曲は背臥位、膝屈曲位で行う。 伸展は腹臥位、膝伸展位で行う。	
	伸展	15				
	外転	45	両側の上前腸骨棘を結ぶ線への垂直線	大腿中央線 (上前腸骨棘より膝蓋骨中心を結ぶ線)	背臥位で骨盤を固定する。 下肢は外旋しないようにする。 内転の場合は、反対側の下肢を屈曲挙上してその下を通して内転させる。	
	内転	20				
	外旋	45	膝蓋骨より下ろした垂直線	下腿中央線 (膝蓋骨中心より足関節内外果中央を結ぶ線)	背臥位で、股関節と膝関節を90°屈曲位にして行う。 骨盤の代償を少なくする。	
内旋	45					
膝	屈曲	130	大腿骨	腓骨 (腓骨頭と外果を結ぶ線)	屈曲は股関節を屈曲位で行う。	
	伸展	0				
足	屈曲(底屈)	45	腓骨への垂直線	第5中足骨	膝関節を屈曲位で行う。	
	伸展(背屈)	20				



^ 足指

部位名	運動方向	参考可動域角度	基本軸	移動軸	測定肢位および注意点	参考図
母指	屈曲(MTP)	35	第1中足骨	第1基節骨		
	伸展(MTP)	60				
	屈曲(IP)	60	第1基節骨	第1末節骨		
	伸展(IP)	0				
足指	屈曲(MTP)	35	第2-5中足骨	第2-5基節骨		
	伸展(MTP)	40				
	屈曲(PIP)	35	第2-5基節骨	第2-5中足骨		
	伸展(PIP)	0				
	屈曲(DIP)	50	第2-5中足骨	第2-5末節骨		
	伸展(DIP)	0				

別添 2

障害補償表（基準政令別表第三）

等級	倍数	障害
第1級	313	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼が失明したもの</li> <li>2 咀嚼<sup>そしゃく</sup>及び言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの</li> <li>6 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの</li> <li>8 両下肢の用を全廃したもの</li> </ol>
第2級	277	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になつたもの</li> <li>2 両眼の視力が0.02以下になつたもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>5 両上肢を手関節以上で失つたもの</li> <li>6 両下肢を足関節以上で失つたもの</li> </ol>
第3級	245	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの</li> <li>2 咀嚼<sup>そしゃく</sup>又は言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>5 両手の手指の全部を失つたもの</li> </ol>
第4級	213	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.06以下になつたもの</li> <li>2 咀嚼<sup>そしゃく</sup>及び言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力を全く失つたもの</li> <li>4 1上肢をひじ関節以上で失つたもの</li> <li>5 1下肢をひざ関節以上で失つたもの</li> <li>6 両手の手指の全部の用を廃したもの</li> <li>7 両足をリスフラン関節以上で失つたもの</li> </ol>
第5級	184	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの</li> <li>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外</li> </ol>

		<p>の労務に服することができないもの</p> <p>4 1 上肢を手関節以上で失つたもの</p> <p>5 1 下肢を足関節以上で失つたもの</p> <p>6 1 上肢の用を全廃したもの</p> <p>7 1 下肢の用を全廃したもの</p> <p>8 両足の足指の全部を失つたもの</p>
第6級	1 5 6	<p>1 両眼の視力が0.1以下になつたもの</p> <p>2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>4 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>6 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>7 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>8 1 手の5の手指又は母指を含み4の手指を失つたもの</p>
第7級	1 3 1	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になつたもの</p> <p>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>3 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 1 手の母指を含み3の手指を失つたもの又は母指以外の4の手指を失つたもの</p> <p>7 1 手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>8 1 足をリスフラン関節以上で失つたもの</p> <p>9 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>10 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>12 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>13 両側の睪丸を失つたもの</p>
第8級	5 0 3	<p>1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になつたもの</p> <p>2 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>3 1 手の母指を含み2の手指を失つたもの又は母指以外の3の手指を失つたもの</p> <p>4 1 手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の</p>

		<p>4 4 的手指の用を廃したもの</p> <p>5 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>6 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>7 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>8 1 上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 1 下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 1 足の足指の全部を失つたもの</p> <p>11 脾臓又は1側の腎臓を失つたもの</p>
第9級	3 9 1	<p>1 両眼の視力が0.6以下になつたもの</p> <p>2 1眼の視力が0.06以下になつたもの</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>9 1耳の聴力を全く失つたもの</p> <p>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>12 1手の母指又は母指以外の2的手指を失つたもの</p> <p>13 1手の母指を含み2的手指の用を廃したもの又は母指以外の3的手指の用を廃したもの</p> <p>14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失つたもの</p> <p>15 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>16 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	3 0 2	<p>1 1眼の視力が0.1以下になつたもの</p> <p>2 正面視で複視を残すもの</p> <p>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>7 1手の母指又は母指以外の2的手指の用を廃したもの</p> <p>8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p>

		<p>9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失つたもの</p> <p>10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第11級	2 2 3	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 10歯以上に対し歯科補綴<sup>てつ</sup>を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>7 脊柱<sup>せき</sup>に変形を残すもの</p> <p>8 1手の示指、中指又は環指を失つたもの</p> <p>9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>10 胸腹部臓器に障害を残すもの</p>
第12級	1 5 6	<p>1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 7歯以上に対し歯科補綴<sup>てつ</sup>を加えたもの</p> <p>4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管骨に変形を残すもの</p> <p>9 1手の小指を失つたもの</p> <p>10 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>11 1足の第2の足指を失つたもの、第2の足指を含み2の足指を失つたもの又は第3の足指以下の3の足指を失つたもの</p> <p>12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>13 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>14 男子の外貌<sup>ぼう</sup>に著しい醜状を残すもの</p> <p>15 女子の外貌<sup>ぼう</sup>に醜状を残すもの</p>
第13級	1 0 1	<p>1 1眼の視力が0.6以下になつたもの</p> <p>2 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>3 1眼に半盲症、視野狭窄<sup>さく</sup>又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>5 5歯以上に対し歯科補綴<sup>てつ</sup>を加えたもの</p> <p>6 1手の小指の用を廃したもの</p> <p>7 1手の母指の指骨の一部を失つたもの</p>

		8 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失つたもの 10 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第14級	5 6	1 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3 歯以上に対し歯科補綴 <small>てつ</small> を加えたもの 3 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 4 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 6 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 7 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 8 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 男子の外貌 <small>ぼう</small> に醜状を残すもの

障害等級決定基準の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 部位別障害等級決定の取扱い細目</p> <p>    <u>眼(眼球及びまぶた)の障害</u></p> <p>        1 (略)</p> <p>        2 障害等級決定の基準</p> <p>            (1) (略)</p> <p>            (2) <u>まぶたの障害</u> (略)</p> <p>        3 (略)</p> <p>        ~ (略)</p> <p>    <u>神経系統の機能又は精神の障害</u></p> <p>        1 (略)</p> <p>        2 障害等級決定の基準</p> <p>            (1) <u>中枢神経系(脳)の器質性の障害</u></p> <p>            (2) (略)</p> <p>            (3) <u>末梢神経障害</u></p> <p>            (4)~(7) (略)</p> <p>            (8) <u>中枢神経系(脳)の非器質性の障害</u></p> <p>    3 <u>その他</u></p> <p>        (略)</p> <p>    体幹(せき柱及びその他の体幹骨)の障害</p> <p>        1・2 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 部位別障害等級決定の取扱い細目</p> <p>    <u>眼(眼球及び眼けん)の障害</u></p> <p>        1 (略)</p> <p>        2 障害等級決定の基準</p> <p>            (1) (略)</p> <p>            (2) <u>眼けんの障害</u> (略)</p> <p>        3 (略)</p> <p>        ~ (略)</p> <p>    <u>神経系統の機能又は精神の障害</u></p> <p>        1 (略)</p> <p>        2 障害等級決定の基準</p> <p>            (1) <u>中枢神経系(脳)障害</u></p> <p>            (2) (略)</p> <p>            (3) <u>根性及び末梢神経麻痺</u></p> <p>            (4)~(7) (略)</p> <p>            (8) <u>外傷性神経症(災害神経症)</u></p> <p>    3 <u>併合等の取扱い</u></p> <p>        (1) <u>併合</u></p> <p>        (2) <u>準用</u></p> <p>        (略)</p> <p>    体幹(せき柱及びその他の体幹骨)の障害</p> <p>        1・2 (略)</p>

### 3 併合等の取扱い

- (1) 併合
- (2) 準用
- (3) 加重
- (4) その他
- ・ (略)

#### 別添 1 労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領

##### 2 (略)

#### 第 1 基本的事項

##### 1 基準政令第 6 条第 1 項の取扱いについて

- (1) 「治った場合」とは、原則として、医学上一般に承認された治療方法によっては傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態（療養の終了）となり、かつ、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態（症状の固定）に達したときをいい、同一の事故により 2 以上の負傷又は疾病があるときは、その 2 以上の負傷又は疾病の全部が治ったときをもって「治った場合」とする。
- (2) 障害等級の決定は、「治った場合」に行うものであるが、療養の終了となった場合において、なお、症状の固定に至るまで相当長期間を要すると見込まれるときは、医学上妥当と認められる時間を待って障害等級を決定するものとし、6 か月以内の期間において症状の固定の見込みが認められないものにあつては、療養の終了時において、将来固定すると認められる症状によって等級を決定するものとする。
- (3) 「別表第三に定める程度の障害」は、原則として、次に掲げる障害系列表のとおり、解剖学的観点及び生理学的観点から区分された 35 の系列のいずれかに属するものであつて、この表の同一欄内の障害については、これを同一の系列に属するものとする。

なお、この場合において、次のアからウまでに掲げる障害については、本来、系列を異にする障害ではあるが、同一の系列に属するものとして取り扱うものとする。

ア～ウ (略)

### 3 併合等の取扱い

- (1) 併合
- (2) 準用

・ (略)

#### 別添 1 労災保険における関節可動域の測定要領

##### 2 (略)

#### 第 1 基本的事項

##### 1 基準政令第 6 条第 1 項の取扱いについて

- (1) 「なおった場合」とは、原則として、医学上一般に承認された治療方法によっては傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態（療養の終了）となり、かつ、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態（症状の固定）に達したときをいい、同一の事故により 2 以上の負傷又は疾病があるときは、その 2 以上の負傷又は疾病の全部が治ったときをもって「なおった場合」とする。
- (2) 障害等級の決定は、「なおった場合」に行うものであるが、療養の終了となった場合において、なお、症状の固定に至るまで相当長期間を要すると見込まれるときは、医学上妥当と認められる時間を待って障害等級を決定するものとし、6 か月以内の期間において症状の固定の見込みが認められないものにあつては、療養の終了時において、将来固定すると認められる症状によって等級を決定するものとする。
- (3) 「別表第三に定める程度の障害」は、原則として、次に掲げる障害系列表のとおり、解剖学的観点及び生理学的観点から区分された 35 の系列のいずれかに属するものであつて、この表の同一欄内の障害については、これを同一の系列に属するものとする。

なお、この場合において、次のアからウまでに掲げる障害については、本来、系列を異にする障害ではあるが、同一の系列に属するものとして取り扱うものとする。

ア～ウ (略)



障 害 系 列 表

部 位		器 質 的 障 害	機 能 的 障 害	系 列 区 分
眼	球 眼 (両 眼)		視 力 障 害	1
			調 節 機 能 障 害	2
			運 動 障 害	3
			視 野 障 害	4
ま ぶ た	右	欠 損 障 害	運 動 障 害	5
	左	欠 損 障 害	運 動 障 害	6
耳	内 耳 等 (両 耳)		聴 力 障 害	7
	耳 か く (耳 介)	右	欠 損 障 害	8
		左	欠 損 障 害	9
鼻		欠 損 及 び 機 能 障 害		10
口		そ しゃく 及 び 言 語 機 能 障 害		11
		歯 牙 障 害		12
神 經 系 統 の 機 能 又 は 精 神		神 經 系 統 の 機 能 又 は 精 神 の 障 害		13
頭 部、顔 面、頸 部		醜 状 障 害		14
胸 腹 部 臓 器 (外 生 殖 器 を 含 む。)		胸 腹 部 臓 器 の 障 害		15
体 幹	せ き 柱	変 形 障 害	運 動 障 害	16
	そ の 他 の 体 幹 骨	変 形 障 害 (鎖骨、胸骨、ろく骨 肩こう骨又は骨盤骨)		17
上		欠 損 障 害	機 能 障 害	18
		変 形 障 害		

障 害 系 列 表

部 位		器 質 的 障 害	機 能 的 障 害	系 列 区 分
眼	球 眼 (両 眼)		視 力 障 害	1
			調 節 機 能 障 害	2
			運 動 障 害	3
			視 野 障 害	4
眼 け ん	右	欠 損 障 害	運 動 障 害	5
	左	欠 損 障 害	運 動 障 害	6
耳	内 耳 等 (両 耳)		聴 力 障 害	7
	耳 か く (耳 介)	右	欠 損 障 害	8
		左	欠 損 障 害	9
鼻		欠 損 及 び 機 能 障 害		10
口		そ しゃく 及 び 言 語 機 能 障 害		11
		歯 牙 障 害		12
神 經 系 統 の 機 能 又 は 精 神		神 經 系 統 の 機 能 又 は 精 神 の 障 害		13
頭 部、顔 面、頸 部		醜 状 障 害		14
胸 腹 部 臓 器 (外 生 殖 器 を 含 む。)		胸 腹 部 臓 器 の 障 害		15
体 幹	せ き 柱	変 形 (奇 形) 障 害	運 動 障 害	16
	そ の 他 の 体 幹 骨	変 形 (奇 形) 障 害 (鎖骨、胸骨、ろく骨 肩こう骨又は骨盤骨)		17
上		欠 損 障 害	機 能 障 害	18
		変 形 (奇 形) 障 害		

肢	上	右	(上腕骨又は前腕骨)	19	
			醜状障害	20	
		欠損障害機能障害	21		
			変形障害	22	
		左	(上腕骨又は前腕骨)	23	
			醜状障害	23	
	手	右	欠損障害機能障害	24	
			左	欠損障害機能障害	25
	下	下	右	欠損障害機能障害	26
				変形障害	27
			(大腿骨又は下腿骨)	短縮障害	28
				醜状障害	29
			欠損障害機能障害	30	
				変形障害	31
左		(大腿骨又は下腿骨)	短縮障害	32	
		醜状障害	33		
		右	欠損障害機能障害	34	
			左	欠損障害機能障害	35

(4) (略)

(5) 上記(4)により障害の序列を考慮する場合としては、例えば、次のような場合がある。

肢	上	右	(上腕骨又は前腕骨)	19	
			醜状障害	20	
		欠損障害機能障害	21		
			変形(奇形)障害	22	
		左	(上腕骨又は前腕骨)	23	
			醜状障害	23	
	手	右	欠損障害機能障害	24	
			左	欠損障害機能障害	25
	下	下	右	欠損障害機能障害	26
				変形(奇形)障害	27
			(大腿骨又は下腿骨)	短縮障害	28
				醜状障害	29
			欠損障害機能障害	30	
				変形(奇形)障害	31
左		(大腿骨又は下腿骨)	短縮障害	32	
		醜状障害	33		
		右	欠損障害機能障害	34	
			左	欠損障害機能障害	35

(4) (略)

(5) 上記(4)により障害の序列を考慮する場合としては、例えば、次のような場合がある。

ア 併合して等級を決定すると（下記2の(1)参照）障害の序列を乱すことになるため、別途、障害の序列に従って等級を決定する場合

（例） 「1上肢を手関節以上で失い」（第5級第4号）かつ、「他の上肢をひじ関節以上で失った」（第4級第4号）場合には、併合繰り上げすると第1級となるが、当該障害は「両上肢をひじ関節以上で失ったもの」（第1級第5号）の程度には達しないので、併合等級第2級とする。

イ 併合の方法を用いて準用等級を決定すると（下記3の(1)参照）障害の序列を乱すことになるため、別途、障害の序列に従い、直近上位又は直近下位の等級に決定する場合

（例1） 直近上位の等級に決定する場合

1手の「中指の用を廃し」（第12級第10号）かつ、同手の「小指を失った」（第12級第9号）場合には、併合の方法を用いると第11級となるが、当該障害は「1手の母指以外の2の手指の用を廃したもの」（第10級第7号）より重く、「1手の母指以外の2の手指を失ったもの」（第9級第12号）より軽いので、準用等級第10級とする。

（例2） 直近下位の等級に決定する場合

「1上肢の3大関節中の2関節の用を廃し」（第6級第6号）かつ、「他の1関節の機能に著しい障害を残した」（第10級第10号）場合には、併合の方法を用いると第5級となるが、「1上肢の用を廃したもの」（第5級第6号）の程度には達しないので、直近下位の準用等級第6級とする。

ウ 併合等級又は準用等級を定める場合において、欠損障害は、労働能力の完全喪失であって同一部位に係る最上位の等級として評価されるため、同一部位に欠損障害以外のいかなる障害（両上肢又は両下肢の機能の全廃を除く。）を残したとしても、その程度は欠損障害の程度に達することはないものとして取り扱う場合

（例） 「右手の5の手指を失い」（第6級第8号）かつ、「右上肢の3大関節中の1関節（手関節）の用を廃した」（第8級第6号）場合

ア 併合して等級を決定すると（下記2の(1)参照）障害の序列を乱すことになるため、別途、障害の序列に従って等級を決定する場合

（例） 「1上肢を腕関節以上で失い」（第5級第4号）かつ、「他の上肢をひじ関節以上で失った」（第4級第4号）場合には、併合繰り上げすると第1級となるが、当該障害は「両上肢をひじ関節以上で失ったもの」（第1級第5号）の程度には達しないので、第2級とする。

イ 併合の方法を用いて準用等級を決定すると（下記3の(1)参照）障害の序列を乱すことになるため、別途、障害の序列に従い、直近上位又は直近下位の等級に決定する場合

（例1） 直近上位の等級に決定する場合

1手の「母指の用を廃し」（第10級第7号）かつ、同手の「示指を失った」（第10級第6号）場合には、併合の方法を用いると第9級となるが、当該障害は「1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの」（第9級第13号）より重く、「1手の母指及び示指を失ったもの」（第7級第6号）より軽いので、第8級とする。

（例2） 直近下位の等級に決定する場合

「1上肢の3大関節中の2関節の用を廃し」（第6級第6号）かつ、「他の1関節の機能に著しい障害を残した」（第10級第10号）場合には、併合の方法を用いると第5級となるが、「1上肢の用を廃したもの」（第5級第6号）の程度には達しないので、直近下位の第6級とする。

ウ 併合等級又は準用等級を定める場合において、欠損障害は、労働能力の完全喪失であって同一部位に係る最上位の等級として評価されるため、同一部位に欠損障害以外のいかなる障害（両上肢又は両下肢の機能の全廃を除く。）を残したとしても、その程度は欠損障害の程度に達することはないものとして取り扱う場合

（例） 「右手の5の手指を失い」（第6級第8号）かつ、「右上肢の3大関節中の1関節（腕関節）の用を廃した」（第8級第6号）場合

には、併合の方法を用いると準用等級第4級となるが、「1上肢を手関節以上で失ったもの」(第5級第4号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。

2 基準政令第6条第2項、第3項及び第4項の取扱いについて

(1) 「別表第三に定める程度の障害が2以上ある場合」とは、1の事故により、系列を異にする障害を2以上残した場合をいい、この場合においては、重い方の障害の等級により(基準政令第6条第2項)又はその重い方の等級を1級ないし3級繰り上げて(基準政令第6条第3項)当該障害の等級を決定するものとする(併合)。ただし、次の場合にあっては、併合の方法を用いることなく等級を決定するものとする。

ア (略)

イ 1の障害に他の障害が通常派生する関係にあると認められる場合にあっては、そのうちの最も重い障害をもって1の障害として取り扱うものとする。

(例) 「1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残す」(第7級第10号)とともに、当該箇所「がん固な神経症状を残した」(第12級第13号)場合は、上位の等級である第7級をもって当該障害の等級と決定する。

ウ 1の障害が、外見上、2以上の系列に該当すると認められる場合があるが、これは1の障害を複数の観点から評価しているものに過ぎないので、この場合にあっては、そのうちの最も重い障害をもって1の障害として取り扱うものとする。

(例) 「大腿骨に変形を残した」(第12級第8号)ため、「同一下肢を1センチメートル短縮した」(第13級第8号)場合は、上位の等級である第12級をもって当該障害の等級と決定する。

(2) 併合繰上げ(基準政令第6条第3項)の方法を用いて障害等級を決定する場合は、2以上ある障害のうち重い二つのみによって同項各号のいずれに該当するかを定め、その二つのうち、より重い等級について所定の繰上げを行うものとする。

(例) 「1上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号)、「両眼の視力が0.

には、併合の方法を用いると準用等級第4級となるが、「1上肢を腕関節以上で失っていたもの」(第5級第4号)の程度には達しないので、その直近下位の第6級とする。

2 基準政令第6条第2項、第3項及び第4項の取扱いについて

(1) 「別表第三に定める程度の障害が2以上ある場合」とは、1の事故により、系列を異にする障害を2以上残した場合をいい、この場合においては、重い方の障害の等級により(基準政令第6条第2項)又はその重い方の等級を1級ないし3級繰り上げて(基準政令第6条第3項)当該障害の等級を決定するものとする(併合)。ただし、次の場合にあっては、併合の方法を用いることなく等級を決定するものとする。

ア (略)

イ 1の障害に他の障害が通常派生する関係にあると認められる場合にあっては、そのうちの最も重い障害をもって1の障害として取り扱うものとする。

(例) 「1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残す」(第7級第10号)とともに、当該箇所「がん固な神経症状を残した」(第12級第12号)場合は、上位の等級である第7級をもって当該障害の等級と決定する。

ウ 1の障害が、外見上、2以上の系列に該当すると認められる場合があるが、これは1の障害を複数の観点から評価しているものに過ぎないので、この場合にあっては、そのうちの最も重い障害をもって1の障害として取り扱うものとする。

(例) 「大腿骨に変形を残した」(第12級第8号)ため、「同一下肢を1センチメートル短縮した」(第13級第9号)場合は、上位の等級である第12級をもって当該障害の等級と決定する。

(2) 併合繰上げ(基準政令第6条第3項)の方法を用いて障害等級を決定する場合は、2以上ある障害のうち重い二つのみによって同項各号のいずれに該当するかを定め、その二つのうち、より重い等級について所定の繰上げを行うものとする。

(例) 「1上肢を腕関節以上で失い」(第5級第4号)、「両眼の視力が0.

1以下になり」(第6級第1号)かつ、「1下肢に偽関節を残した」(第8級第9号)場合は、第5級と第6級とを併合線上げて併合等級第3級と決定する。

- (3) 系列を異にする2以上の障害を残した場合において、それぞれの系列ごとに複数の障害が存するときは、それぞれの系列ごとに等級を定め、これを併合するものとする。

(例) 「1上肢の上腕骨及び前腕骨にそれぞれ変形を残し」(いずれも第12級第8号)かつ、「同一上肢のひじ関節及び手関節の機能にそれぞれ障害を残した」(いずれも第12級第6号)場合は、まず二つの変形障害及び二つの機能障害について、それぞれ併合の方法を用いて準用等級を定め、更にこれらを併合して併合等級第10級と決定する。

- (4) (略)

### 3 基準政令第6条第5項の取扱いについて

- (1) (略)

- (2)ア いずれの系列にも属しない障害については、当該障害と最も近似している障害の系列において、医学的検査結果等に基づいて判断された当該障害による労働能力喪失度に相当する等級を準用して等級を決定する。

(例) 「嗅覚脱失」等の鼻の機能障害、「味覚脱失」等の口腔の障害は、神経障害そのものではないが、全体としては神経障害に近い障害とみなされているところから、一般の神経障害の等級として定められている「局部にがん固な神経症状を残すもの(第12級第13号)」を準用して準用等級第12級と決定する。

- イ 同一系列に属する2以上の障害(基準政令別表第三上、該当する等級が定められているものを除く。)については、併合の方法(基準政令第6条第2項及び第3項)を用いて準用等級を決定する。

なお、上記1の(3)により、同一の系列に属する障害として取り扱うこととされている場合において、系列区分に応じた部位にそれぞれ2以上の障害を残し、準用により等級を決定する場合は、まず各系列区分ごとにそれぞれ準用等級を定め、次いで当該複数の準用等級についてさらに併合の方法を用いて最終的な準用等級を決定するものとする。

1以下になり」(第6級第1号)かつ、「1下肢に仮関節を残した」(第8級第9号)場合は、第5級と第6級とを併合線上げて併合等級第3級と決定する。

- (3) 系列を異にする2以上の障害を残した場合において、それぞれの系列ごとに複数の障害が存するときは、それぞれの系列ごとに等級を定め、これを併合するものとする。

(例) 「1上肢の上腕骨及び前腕骨にそれぞれ変形を残し」(いずれも第12級第8号)かつ、「同一上肢のひじ関節及び手関節の機能にそれぞれ障害を残した」(いずれも第12級第6号)場合は、まず二つの変形障害及び二つの機能障害について、それぞれ併合の方法を用いて等級を定め、更にこれらを併合して併合等級第10級と決定する。

- (4) (略)

### 3 基準政令第6条第5項の取扱いについて

- (1) (略)

- (2)ア いずれの系列にも属しない障害については、当該障害と最も近似している障害の系列において、医学的検査結果等に基づいて判断された当該障害による労働能力喪失度に相当する等級を準用して等級を決定する。

(例) 「嗅覚脱失」等の鼻の機能障害、「味覚脱失」等の口腔の障害は、神経障害そのものではないが、全体としては神経障害に近い障害とみなされているところから、一般の神経障害の等級として定められている「局部にがん固な神経症状を残すもの(第12級第12号)」を準用して準用等級第12級と決定する。

- イ 同一系列に属する2以上の障害(基準政令別表第三上、該当する等級が定められているものを除く。)については、併合の方法(基準政令第6条第2項及び第3項)を用いて準用等級を決定する。

なお、上記1の(3)により、同一の系列に属する障害として取り扱うこととされている場合において、系列区分に応じた部位にそれぞれ2以上の障害を残し、準用により等級を決定する場合は、まず各系列区分ごとにそれぞれ準用等級を定め、次いで当該複数の準用等級についてさらに併合の方法を用いて最終的な準用等級を決定するものとする。

(例1) 「1 上肢の3大関節中の1関節(手関節)の用を廃し」(第8級第6号) かつ、「同上肢の他の1関節(ひじ関節)の機能に著しい障害を残した」(第10級第10号) 場合は、併合の方法を用いて準用等級第7級と決定する。

(例2) 「1 上肢のひじ関節に著しい機能障害を残し」(第10級第10号) かつ、「同上肢の手関節に機能障害を残し」(第12級第6号) 更に、「同上肢の母指の用を廃し」(第10級第7号) かつ、「同一手の中指を失った」(第11級第8号) 場合は、準用等級第8級と決定する。

ウ 属する系列はあるが、該当する等級のない1の障害については、当該障害の属する系列内の障害の序列に従い相当と認められる等級に決定する。

(例) 1 上肢の露出面にその全面積の2分の1程度を超える醜状を残した場合は、「男子の外ぼうに著しい醜状を残すもの」(第12級第14号) 又は「女子の外ぼうに醜状を残すもの」(第12級第15号) に相当するものとして、準用等級第12級と決定する。

(3) (略)

#### 4 基準政令第6条第6項の取扱いについて

(1) (略)

(2) 上記(1)の「同一部位」とは、同一系列の範囲内に属するものをいう。ただし、次に掲げる場合にあっては、同一部位に対する障害の加重として取り扱うものとする。

ア (略)

イ 上肢又は下肢に既に障害(醜状障害を除く。)を有する者の当該部位について欠損又は機能の全部喪失の障害が新たに加わった場合

(例) 既に「1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残していた」(第7級第9号、131倍の年金) 者が、新たに「同一上肢をひじ関節以上で失った」(第4級第4号、213倍の年金) 場合は、82倍の障害補償年金を支給する。

(3) 2以上の既存の障害を有する者が、当該障害の一部を加重した場合には、

(例1) 「1 上肢の3大関節中の1関節(腕関節)の用を廃し」(第8級第6号) かつ、「同上肢の他の1関節(ひじ関節)の機能に著しい障害を残した」(第10級第10号) 場合は、併合の方法を用いて準用等級第7級と決定する。

(例2) 「1 上肢のひじ関節に著しい機能障害を残し」(第10級第10号) かつ、「同上肢の手関節に機能障害を残し」(第12級第6号) 更に、「同上肢の母指の用を廃し」(第10級第7号) かつ、「同一手の中指を失った」(第10級第6号) 場合は、準用等級第8級と決定する。

ウ 属する系列はあるが、該当する等級のない1の障害については、当該障害の属する系列内の障害の序列に従い相当と認められる等級に決定する。

(例) 1 上肢の露出面にその全面積の2分の1程度を超える醜状を残した場合は、「男子の外ぼうに著しい醜状を残すもの」(第12級第13号) 又は「女子の外ぼうに醜状を残すもの」(第12級第14号) に相当するものとして、準用等級第12級と決定する。

(3) (略)

#### 4 基準政令第6条第6項の取扱いについて

(1) (略)

(2) 上記(1)の「同一部位」とは、同一系列の範囲内に属するものをいう。ただし、次に掲げる場合にあっては、同一部位に対する障害の加重として取り扱うものとする。

ア (略)

イ 上肢又は下肢に既に障害(醜状障害を除く。)を有する者の当該部位について欠損又は機能の全部喪失の障害が新たに加わった場合

(例) 既に「1 上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残していた」(第7級第9号、131倍の年金) 者が、新たに「同一上肢をひじ関節以上で失った」(第4級第4号、213倍の年金) 場合は、82倍の障害補償年金を支給する。

(3) 2以上の既存の障害を有する者が、当該障害の一部を加重した場合には、



当該加重した障害の存する部位に係る障害加重として、新たに障害補償を行うものとする。

(例) 既に「1 上肢に偽関節を残し」(第8級第8号)かつ、「両眼の視力が0.1以下になっていた」(第6級第1号)者が、新たに「両眼の視力が0.06以下になった」(第4級第1号、213倍の年金)場合は、視力障害を加重したものと取り扱い第4級(213倍)と第6級(156倍)との差額57倍を障害補償年金として支給する。

(4) 1の事故によって、同一部位に障害の程度を加重するとともに、他の部位にも新たな障害を残した場合には、これらの障害により加重後の障害の等級を定めるものとする。

(例) 既に「1 下肢を1センチメートル短縮していた」(第13級第8号)者が、新たに「同一下肢を3センチメートル短縮し」(第10級第8号)かつ、「1手の小指を失った」(第12級第9号)場合は、同一部位の加重後の障害(第10級)と他の部位の新たな障害(第12級)とを併合して、第9級と決定し、第9級(391倍)と第12級(156倍)との差額235倍を障害補償一時金として支給する。

(5) (略)

(6)ア 手(足)指に既に障害を有する者が、同一手(足)の他指に新たに障害を加えた場合及び相対性器官の一側に既に障害を有する者が、他側に新たに障害を残した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額(倍数)が、新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額(倍数)より少ないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱う。

(例) 既に「1手の示指を失っていた」(第11級第8号)者が、新たに「同一手の環指を失った」(第11級第8号)場合、現存する障害は「1手の母指以外の2の手指を失ったもの」(第9級第12号)に該当するが、現存する障害の障害補償の額(第9級、391倍の一時金)から既存の障害補償の額(第11級、223倍の一時金)を差し引くと、障害補償の額は168倍となり、新たな障害(第11級、223倍の一時金)のみが生じたこととした場合の障害補償の額より少なくなる

当該加重した障害の存する部位に係る障害加重として、新たに障害補償を行うものとする。

(例) 既に「1 上肢に仮関節を残し」(第8級第8号)かつ、「両眼の視力が0.1以下になっていた」(第6級第1号)者が、新たに「両眼の視力が0.06以下になった」(第4級第1号、213倍の年金)場合は、視力障害を加重したものと取り扱い第4級(213倍)と第6級(156倍)との差額57倍を障害補償年金として支給する。

(4) 1の事故によって、同一部位に障害の程度を加重するとともに、他の部位にも新たな障害を残した場合には、これらの障害により加重後の障害の等級を定めるものとする。

(例) 既に「1 下肢を1センチメートル短縮していた」(第13級第9号)者が、新たに「同一下肢を3センチメートル短縮し」(第10級第8号)かつ、「1手の小指を失った」(第13級第5号)場合は、同一部位の加重後の障害(第10級)と他の部位の新たな障害(第13級)とを併合して、第9級と決定し、第9級(391倍)と第13級(101倍)との差額290倍を障害補償一時金として支給する。

(5) (略)

(6)ア 手(足)指に既に障害を有する者が、同一手(足)の他指に新たに障害を加えた場合及び相対性器官の一側に既に障害を有する者が、他側に新たに障害を残した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額(倍数)が、新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額(倍数)より少ないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱う。

(例) 既に「1手の示指を失っていた」(第10級第6号)者が、新たに「同一手の薬指を失った」(第11級第8号)場合、現存する障害は「1手の示指を含み2の手指を失ったもの」(第9級第12号)に該当するが、現存する障害の障害補償の額(第9級、391倍の一時金)から既存の障害補償の額(第10級、302倍の一時金)を差し引くと、障害補償の額は89倍となり、新たな障害(第11級、223倍の一時金)のみが生じたこととした場合の障害補償の額より少なくなるので、

ので、この場合は、新たな障害のみが生じたものとみなして、223倍の障害補償一時金を支給する。

イ 一手（足）の2以上の手（足）指に既に障害を有する者が、その障害を有している手（足）指の一部について障害の程度を重くした場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額（倍数）が、その一部の手（足）指のみに障害が存したものとみなして新たに障害の程度を加重したこととした場合の障害補償の額（倍数）より少ないときは、その一部の手（足）指にのみ新たに障害の程度を加重したものとみなして取り扱う。

（例）既に、「1手中指、環指及び小指の用を廃していた」（第9級第13号）者が、新たに「同一手の小指を失った」（第12級第9号）場合、現存する障害は「1手の母指以外の3の手指を失った」（第8級第3号）者の程度には達しないので第9級となり、支給すべき補償額は0となるが、新たに障害が生じた小指についてのみ加重の取扱いをして、「1手の小指を失ったもの」の障害補償の額（第12級第9号、156倍）から既存の「1手の小指の用を廃したもの」の障害補償の額（第13級第6号、101倍）を差し引くと、補償額が55倍となるので、この場合は、小指の加重障害として、55倍の障害補償一時金を支給する。

ウ・エ （略）

オ 他部位に新たな障害を残した結果、組合せ等級に該当することとなった場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額（倍数）が、他の部位の新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額（倍数）より少ないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱う。

（例）既に「1上肢を手関節以上で失っていた」（第5級第4号）者が、新たに「他の上肢を手関節以上で失った」場合、現存する障害は組合せ等級により「両上肢を手関節以上で失ったもの」（第2級第5号）に当たり、第2級（277倍の年金）から第5級（184倍の年金）を差し引くと93倍の年金となるが、新たな障害（第5級第4

この場合は、新たな障害のみが生じたものとみなして、223倍の障害補償一時金を支給する。

イ 一手（足）の2以上の手（足）指に既に障害を有する者が、その障害を有している手（足）指の一部について障害の程度を重くした場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額（倍数）が、その一部の手（足）指のみに障害が存したものとみなして新たに障害の程度を加重したこととした場合の障害補償の額（倍数）より少ないときは、その一部の手（足）指にのみ新たに障害の程度を加重したものとみなして取り扱う。

（例）既に、「1手中指、薬指及び小指の用を廃していた」（第10級第7号）者が、新たに「同一手の小指を失った」（第13級第5号）場合、現存する障害は「1手の母指及び示指以外の3の手指を失った」（第9級第12号）者の程度には達しないので第10級となり、支給すべき補償額は0となるが、新たに障害が生じた小指についてのみ加重の取扱いをして、「1手の小指を失ったもの」の障害補償の額（第13級第5号、101倍）から既存の「1手の小指の用を廃したもの」の障害補償の額（第14級第6号、56倍）を差し引くと、補償額が45倍となるので、この場合は、小指の加重障害として、45倍の障害補償一時金を支給する。

ウ・エ （略）

オ 他部位に新たな障害を残した結果、組合せ等級に該当することとなった場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額（倍数）が、他の部位の新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額（倍数）より少ないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱う。

（例）既に「1上肢を腕関節以上で失っていた」（第5級第4号）者が、新たに「他の上肢を腕関節以上で失った」場合、現存する障害は組合せ等級により「両上肢を腕関節以上で失ったもの」（第2級第5号）に当たり、第2級（277倍の年金）から第5級（184倍の年金）を差し引くと93倍の年金となるが、新たな障害（第5級第4



号、184倍の年金)のみが生じたものとして取り扱った方が有利であるので、第5級として184倍の障害補償年金を支給する。

カ (略)

(7)・(8) (略)

5 (略)

## 第2 部位別障害等級決定の取扱い細目

眼(眼球及びまぶた)の障害

### 1 障害の等級及び程度

眼(眼球及びまぶた)の障害について、基準政令別表第三に定める身体障害の等級及び程度は次のとおりである。

#### (1) 眼球の障害

ア・イ (略)

#### ウ 運動障害(系列区分3)

第10級第2号 正面視で複視を残すもの

第11級第1号 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの

第12級第1号 1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの

第13級第2号 正面視以外で複視を残すもの

#### エ 視野障害(系列区分4)

第9級第3号 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの

第13級第3号 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの

#### (2) まぶたの障害

#### ア 欠損障害(系列区分5・6)

第9級第4号 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの

第11級第3号 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの

第13級第4号 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの

第14級第1号 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの

イ (略)

## 2 障害等級決定の基準

号、184倍の年金)のみが生じたものとして取り扱った方が有利であるので、第5級として184倍の障害補償年金を支給する。

カ (略)

(7)・(8) (略)

5 (略)

## 第2 部位別障害等級決定の取扱い細目

眼(眼球及び眼けん)の障害

### 1 障害の等級及び程度

眼(眼球及び眼けん)の障害について、基準政令別表第三に定める身体障害の等級及び程度は次のとおりである。

#### (1) 眼球の障害

ア・イ (略)

#### ウ 運動障害(系列区分3)

第11級第1号 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの

第12級第1号 1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの

#### エ 視野障害(系列区分4)

第9級第3号 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの

第13級第2号 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの

#### (2) 眼けんの障害

#### ア 欠損障害(系列区分5・6)

第9級第4号 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの

第11級第3号 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの

第13級第3号 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの

第14級第1号 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの

イ (略)

## 2 障害等級決定の基準

(1) 眼球の障害

ア・イ (略)

ウ 運動障害

(ア) 「眼球に著しい運動障害を残すもの」とは、眼球の注視野(頭部を固定し、眼球を運動させて直視できる範囲をいう。)の広さが2分の1以下になったものをいう。

(1) 複視

a 「複視を残すもの」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(a) 本人が複視のあることを自覚していること

(b) 眼筋の麻痺等複視を残す明らかな原因が認められること

(c) ヘススクリーンテストにより、患側の像が水平方向又は垂直方向の目盛りで5度以上離れた位置にあることが確認されること

b 上記aに該当するもののうち、「正面視で複視を残すもの」とは、ヘススクリーンテストにより正面視で複視が中心の位置にあることが確認されたものをいい、「正面視以外で複視を残すもの」とは、それ以外のものをいう。

c 複視を残し、かつ、眼球に著しい運動障害を残す場合には、いずれか上位の等級で決定するものとする。

エ (略)

(2) まぶたの障害

ア 欠損障害

(ア) 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、閉けん時(普通にまぶたを閉じた場合)に、角膜を完全におおい得ない程度のもをいう。

(イ)・(ウ) (略)

イ (略)

3 併合等の取扱い

(1) 併合

ア (略)

イ 左右のまぶたに障害を残した場合(組合せ等級に該当する場合を除

(1) 眼球の障害

ア・イ (略)

ウ 運動障害

「眼球に著しい運動障害を残すもの」とは、眼球の注視野(頭部を固定し、眼球を運動させて直視できる範囲をいう。)の広さが2分の1以下になったものをいう。

エ (略)

(2) 眼けんの障害

ア 欠損障害

(ア) 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、閉けん時(普通に眼けんを閉じた場合)に、角膜を完全におおい得ない程度のもをいう。

(イ)・(ウ) (略)

イ (略)

3 併合等の取扱い

(1) 併合

ア (略)

イ 左右の眼けんに障害を残した場合(組合せ等級に該当する場合を除

く。)には、併合して等級を決定するものとする。

(例) (略)

(2) 準用

ア 外傷性散瞳の取扱いについては、次によるものとする。

(ア)~(イ) (略)

イ 同一眼球に、系列区分を異にする2以上の障害を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

(例1) (略)

(例2) 「1眼の視力が0.02となり」(第8級第1号)かつ、「同眼に視野狭さくを残した」(第13級第3号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第7級となるが、1眼の障害については「失明」(第8級第1号)が最高等級であるので、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とする。

ウ 「眼球に著しい運動障害を残すもの」に該当しない程度の眼外傷による変視症については、これが他覚的に証明される場合は、準用等級第14級とする。

(3) 加重

ア 眼については、両眼球を同一部位とするので、次に掲げる場合は、加重として取り扱うものとする。

(ア)~(ウ) (略)

(イ) 両眼の眼球に著しい運動障害を残した者が、更に1眼の視力を減

く。)には、併合して等級を決定するものとする。

(例) (略)

(2) 準用

ア 同一眼球に、系列区分を異にする2以上の障害を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

(例1) (略)

(例2) 「1眼の視力が0.02となり」(第8級第1号)かつ、「同眼に視野狭さくを残した」(第13級第2号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第7級となるが、1眼の障害については「失明」(第8級第1号)が最高等級であるので、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とする。

イ 「眼球に著しい運動障害を残すもの」に該当しない程度の複視等の取扱いについては、次による。

(ア) 正面視で複視を生じるものについては、両眼視することによって高度の頭痛、めまい等を生じる場合は、準用等級第12級とする。

(イ) 左右上下視等で複視を生じ、軽度の頭痛、眼精疲労を訴えるものについては、準用等級第14級とする。

(ウ) 眼筋に軽度の麻痺をきたし、べつ見時及び作業時に複視を生じるものについては、準用等級第14級とする。

(イ) 眼外傷による変視症については、これが他覚的に証明される場合は、準用等級第14級とする。

ウ 外傷性散瞳の取扱いについては、次による。

(ア)~(イ) (略)

(3) 加重

ア 眼については、両眼球を同一部位とするので、次に掲げる場合は、加重として取り扱うものとする。

(ア)~(ウ) (略)

## じ、又は失明した場合

イ (略)

耳(内耳等及び耳かく)の障害

### 1 障害の等級及び程度

耳(内耳等及び耳かく)の障害について、基準政令別表第三に定める身体障害の等級及び程度は次のとおりである。

#### (1) 内耳等の聴力障害(系列区分7)

ア 両耳の障害

- |         |  |
|---------|--|
| 第4級第3号  | 両耳の聴力を全く失ったもの  |
| 第6級第3号  | 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの  |
| 第6級第4号  | 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの                    |
| 第7級第2号  | 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの                               |
| 第7級第3号  | 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの                        |
| 第9級第7号  | 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの                                   |
| 第9級第8号  | 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの |
| 第10級第5号 | 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの                                  |
| 第11級第5号 | 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの                                      |

イ 1耳の障害

イ (略)

耳(内耳等及び耳かく)の障害

### 1 障害の等級及び程度

耳(内耳等及び耳かく)の障害について、基準政令別表第三に定める身体障害の等級及び程度は次のとおりである。

#### (1) 内耳等の聴力障害(系列区分7)

ア 両耳の障害

- |         |  |
|---------|--|
| 第4級第3号  | 両耳の聴力を全く失ったもの  |
| 第6級第3号  | 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの  |
| 第6級第4号  | 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの                    |
| 第7級第2号  | 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの                               |
| 第7級第3号  | 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの                        |
| 第9級第7号  | 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの                                   |
| 第9級第8号  | 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの |
| 第10級第4号 | 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの                                  |
| 第11級第5号 | 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの                                      |

イ 1耳の障害

- 第9級第9号 1耳の聴力を全く失ったもの
- 第10級第6号 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
- 第11級第6号 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- 第14級第3号 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの

(2) (略)

2 障害等級決定の基準

(1) 内耳等の聴力障害

ア 聴力障害については、純音による聴力レベル(以下「純音聴力レベル」といい、デシベル(dB)で表す。)の測定結果及び語音による聴力検査結果(以下「明瞭度」といい、%で示す。)を基礎として、次により障害等級を決定するものとする。

(ア) 両耳の障害

基準政令別表第三に掲げる障害の程度	平均純音聴力レベル(dB)及び最高明瞭度(%)
(略)	(略)
両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (第10級第5号)	(略)
(略)	(略)

(イ) 1耳の障害

基準政令別表第三に掲げる障害の程度	平均純音聴力レベル(dB)及び最高明瞭度(%)
(略)	(略)

- 第9級第9号 1耳の聴力を全く失ったもの
- 第10級第5号 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
- 第11級第6号 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- 第14級第3号 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの

(2) (略)

2 障害等級決定の基準

(1) 内耳等の聴力障害

ア 聴力障害については、純音による聴力レベル(以下「純音聴力レベル」といい、デシベル(dB)で表す。)の測定結果及び語音による聴力検査結果(以下「明瞭度」といい、%で示す。)を基礎として、次により障害等級を決定するものとする。

(ア) 両耳の障害

基準政令別表第三に掲げる障害の程度	平均純音聴力レベル(dB)及び最高明瞭度(%)
(略)	(略)
両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (第10級第4号)	(略)
(略)	(略)

(イ) 1耳の障害

基準政令別表第三に掲げる障害の程度	平均純音聴力レベル(dB)及び最高明瞭度(%)
(略)	(略)

1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (第10級第6号)	(略)
(略)	(略)

イ～オ (略)

(2) 耳かくの欠損障害(「耳かく」については、以下「耳介」という。)

ア (略)

イ 耳介軟骨部の2分の1以上の欠損に達しないものは醜状障害として評価する。

(例) 耳介軟骨部の一部を欠損した場合は、男子にあっては第14級第10号、女子にあっては第12級第15号とする。

ウ (略)

### 3 併合等の取扱い

(1)・(2) (略)

(3) 加重

ア (略)

イ 既に両耳の聴力を減じていた者が、1耳について障害の程度を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、その1耳に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして障害補償の額を算定するものとする。

(例) 既に「両耳の聴力レベルが50dBであった」(第10級第5号、302倍の一時金)者が、新たな障害により、「1耳の聴力レベルが70dB」(第11級第6号、223倍の一時金)に減じた場合は、「両耳の聴力レベルが50dB以上」(第10級第5号、302倍の一時金)に該当することとなり、障害補償の額は0となるが、1耳の聴力のみについてみると、聴力レベル40dB以上(第14級第3号、

1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (第10級第5号)	(略)
(略)	(略)

イ～オ (略)

(2) 耳かくの欠損障害(「耳かく」については、以下「耳介」という。)

ア (略)

イ 耳介軟骨部の2分の1以上の欠損に達しないものは醜状障害として評価する。

(例) 耳介軟骨部の一部を欠損した場合は、男子にあっては第14級第11号、女子にあっては第12級第14号とする。

ウ (略)

### 3 併合等の取扱い

(1)・(2) (略)

(3) 加重

ア (略)

イ 既に両耳の聴力を減じていた者が、1耳について障害の程度を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、その1耳に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして障害補償の額を算定するものとする。

(例) 既に「両耳の聴力レベルが50dBであった」(第10級第4号、302倍の一時金)者が、新たな障害により、「1耳の聴力レベルが70dB」(第11級第6号、223倍の一時金)に減じた場合は、「両耳の聴力レベルが50dB以上」(第10級第4号、302倍の一時金)に該当することとなり、障害補償の額は0となるが、1耳の聴力のみについてみると、聴力レベル40dB以上(第14級第3号、



56倍の一時金)が聴力レベル70dB以上(第11級第6号)に加重したものであるので、第11級(223倍)と第14級(56倍)との差額167倍を一時金として支給する。

#### 鼻の障害

- 1 (略)
- 2 障害等級決定の基準
  - (1) (略)
  - (2) 鼻の欠損が、鼻軟骨部の全部又は大部分の欠損に達しないものは、醜状障害として評価する。

(例) 鼻軟骨部の一部分を欠損したものは、男子にあっては第14級第10号、女子にあっては第12級第15号とする。

(3)・(4) (略)

3 (略)

#### 口の障害

- 1 障害の等級及び程度

口の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

  - (1) そしゃく及び言語機能障害(系列区分11)

第1級第2号	そしゃく及び言語の機能を廃したものの
第3級第2号	そしゃく又は言語の機能を廃したものの
第4級第2号	そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの
第6級第2号	そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
第9級第6号	そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの
第10級第3号	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
  - (2) 歯牙障害(系列区分12)

第10級第4号	14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第11級第4号	10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第12級第3号	7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第13級第5号	5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第14級第2号	3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの

56倍の一時金)が聴力レベル70dB以上(第11級第6号)に加重したものであるので、第11級(223倍)と第14級(56倍)との差額167倍を一時金として支給する。

#### 鼻の障害

- 1 (略)
- 2 障害等級決定の基準
  - (1) (略)
  - (2) 鼻の欠損が、鼻軟骨部の全部又は大部分の欠損に達しないものは、醜状障害として評価する。

(例) 鼻軟骨部の一部分を欠損したものは、男子にあっては第14級第11号、女子にあっては第12級第14号とする。

(3)・(4) (略)

3 (略)

#### 口の障害

- 1 障害の等級及び程度

口の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

  - (1) そしゃく及び言語機能障害(系列区分11)

第1級第2号	そしゃく及び言語の機能を廃したものの
第3級第2号	そしゃく又は言語の機能を廃したものの
第4級第2号	そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの
第6級第2号	そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
第9級第6号	そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの
第10級第2号	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
  - (2) 歯牙障害(系列区分12)

第10級第3号	14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第11級第4号	10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第12級第3号	7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第13級第4号	5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第14級第2号	3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの

2 (略)

3 併合等の取扱い

(1) (略)

(2) 準用

ア・イ (略)

ウ そしゃく及び言語機能障害で、基準政令別表第三上組合せ等級が定められていないものについては、各障害の該当する等級により併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

(例1) 「そしゃく機能に著しい障害を残し」(第6級第2号) かつ、「言語機能に障害を残した」(第10級第3号) 場合は、準用等級第5級とする。

(例2) (略)

エ・オ (略)

(3) (略)

神経系統の機能又は精神の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 神経系統の機能又は精神の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

ア (略)

イ 局部の神経系統の障害(系列区分13)

第12級第13号 局部にがん固な神経症状を残すもの

第14級第9号 局部に神経症状を残すもの

(2) (略)

2 障害等級決定の基準 (略)

3 その他

(1) (略)

(2) せき髄損傷により障害を生じた場合であって、当該障害について、基準政令別表第三上、該当する等級(準用等級を含む。)があり、かつ、生じた障害が単一であるときは、その等級により決定するものとする。

(例) 第4仙髄の損傷のため軽度の尿路障害が生じた場合は、胸腹部

2 (略)

3 併合等の取扱い

(1) (略)

(2) 準用

ア・イ (略)

ウ そしゃく及び言語機能障害で、基準政令別表第三上組合せ等級が定められていないものについては、各障害の該当する等級により併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

(例1) 「そしゃく機能に著しい障害を残し」(第6級第2号) かつ、「言語機能に障害を残した」(第10級第2号) 場合は、準用等級第5級とする。

(例2) (略)

エ・オ (略)

(3) (略)

神経系統の機能又は精神の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 神経系統の機能又は精神の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

ア (略)

イ 局部の神経系統の障害(系列区分13)

第12級第12号 局部にがん固な神経症状を残すもの

第14級第10号 局部に神経症状を残すもの

(2) (略)

2 障害等級決定の基準 (略)

3 その他

(1) (略)

(2) せき髄損傷により障害を生じた場合であって、当該障害について、基準政令別表第三上、該当する等級(準用等級を含む。)があり、かつ、生じた障害が単一であるときは、その等級により決定するものとする。

(例) 第4仙髄の損傷のため軽度の尿路障害が生じた場合は、胸腹部



臓器の障害の等級として定められている第11級第10号により決定する。

外ぼう（頭部、顔面、頸部）、上肢・下肢の露出面等の障害

#### 1 障害の等級及び程度

外ぼう等の醜状障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

##### (1) 外ぼうの醜状障害（系列区分14）

- 第7級第12号 女子の外ぼうに著しい醜状を残すもの
- 第12級第14号 男子の外ぼうに著しい醜状を残すもの
- 第12級第15号 女子の外ぼうに醜状を残すもの
- 第14級第10号 男子の外ぼうに醜状を残すもの

##### (2) （略）

#### 2 障害等級決定の基準

##### (1) 外ぼうの醜状障害

ア～エ （略）

オ 顔面神経麻痺による「口のゆがみ」は「醜状を残すもの」として、また、閉けん不能はまぶたの障害として取り扱うものとする。

カ （略）

キ まぶた、耳介及び鼻の欠損障害については、これらの欠損障害について定められている等級と外ぼうの醜状に係る等級のうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。

なお、耳介及び鼻の欠損障害に係る醜状の取扱いについては、次による。

(ア)・(イ) （略）

ク・ケ （略）

##### (2) （略）

#### 3 併合等の取扱い

##### (1) 併合

次に掲げる場合にあつては、併合して等級を決定するものとする。

ア （略）

臓器の障害の等級として定められている第11級第11号により決定する。

外ぼう（頭部、顔面、頸部）、上肢・下肢の露出面等の障害

#### 1 障害の等級及び程度

外ぼう等の醜状障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

##### (1) 外ぼうの醜状障害（系列区分14）

- 第7級第12号 女子の外ぼうに著しい醜状を残すもの
- 第12級第13号 男子の外ぼうに著しい醜状を残すもの
- 第12級第14号 女子の外ぼうに醜状を残すもの
- 第14級第11号 男子の外ぼうに醜状を残すもの

##### (2) （略）

#### 2 障害等級決定の基準

##### (1) 外ぼうの醜状障害

ア～エ （略）

オ 顔面神経麻痺による「口のゆがみ」は「醜状を残すもの」として、また、閉けん不能は眼けんの障害として取り扱うものとする。

カ （略）

キ 眼けん、耳介及び鼻の欠損障害については、これらの欠損障害について定められている等級と外ぼうの醜状に係る等級のうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。

なお、耳介及び鼻の欠損障害に係る醜状の取扱いについては、次による。

(ア)・(イ) （略）

ク・ケ （略）

##### (2) （略）

#### 3 併合等の取扱い

##### (1) 併合

次に掲げる場合にあつては、併合して等級を決定するものとする。

ア （略）

イ 外ぼうの醜状障害と上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害とを残した場合

(例) 顔面部に第12級第14号、背部に第12級相当の醜状障害を残した場合は、併合等級第11級とする。

ウ (略)

エ 外傷、火傷等により眼球を亡失するとともに、眼部周囲又は顔面の組織陥凹、癍痕等を生じた場合

(例) 男子で1眼を亡失し(第8級第1号)かつ、その周囲の組織陥凹が著しい(第12級第14号)場合は、併合等級第7級とする。

(2)~(4) (略)

胸腹部臓器の障害

#### 1 障害の等級及び程度

(1) 胸腹部臓器の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

ア 胸腹部臓器の障害(系列区分15)

第1級第4号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

第2級第4号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

第3級第4号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

第5級第3号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

第7級第5号 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

第9級第11号 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

第11級第10号 胸腹部臓器に障害を残すもの

イ・ウ (略)

(2) (略)

イ 外ぼうの醜状障害と上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害とを残した場合

(例) 顔面部に第12級第13号、背部に第12級相当の醜状障害を残した場合は、併合等級第11級とする。

ウ (略)

エ 外傷、火傷等により眼球を亡失するとともに、眼部周囲又は顔面の組織陥凹、癍痕等を生じた場合

(例) 男子で1眼を亡失し(第8級第1号)かつ、その周囲の組織陥凹が著しい(第12級第13号)場合は、併合等級第7級とする。

(2)~(4) (略)

胸腹部臓器の障害

#### 1 障害の等級及び程度

(1) 胸腹部臓器の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

ア 胸腹部臓器の障害(系列区分15)

第1級第4号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

第2級第4号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

第3級第4号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

第5級第3号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

第7級第5号 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

第9級第11号 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

第11級第11号 胸腹部臓器に障害を残すもの

イ・ウ (略)

(2) (略)

## 2 (略)

体幹(せき柱及びその他の体幹骨)の障害

### 1 障害の等級及び程度

(1) 体幹(せき柱及びその他の体幹骨)の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

#### ア せき柱の障害(系列区分16)

##### (ア) 変形障害

第6級第5号 せき柱に著しい変形を残すもの

第11級第7号 せき柱に変形を残すもの

##### (イ) 運動障害

第6級第5号 せき柱に著しい運動障害を残すもの

第8級第2号 せき柱に運動障害を残すもの

#### イ その他の体幹骨の障害(変形障害)(系列区分17)

第12級第5号 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの

(2) せき柱の運動機能の評価及び測定については、以下によるほか、別添1「労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。

### 2 障害等級決定の基準

#### (1) せき柱の障害

せき柱のうち、頸椎(頸部)と胸腰椎(胸腰部)とは、主たる機能が異なっていることから、障害等級の決定に当たっては、原則として頸椎と胸腰椎は異なる部位として取り扱い、それぞれの部位ごとに等級を決定するものとする。

#### ア 変形障害

(ア) 「せき柱」とは、頸椎、胸椎及び腰椎の総称をいう。

(イ) せき柱の変形障害については、「せき柱に著しい変形を残すもの」、「せき柱に中程度の変形を残すもの」、「せき柱に変形を残すもの」の3段階で等級を決定するものとする。

(ウ) 「せき柱に著しい変形を残すもの」及び「せき柱に中程度の変形

## 2 (略)

体幹(せき柱及びその他の体幹骨)の障害

### 1 障害の等級及び程度

(1) 体幹(せき柱及びその他の体幹骨)の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

#### ア せき柱の障害(系列区分16)

##### (ア) 変形障害

第6級第5号 せき柱に著しい変形を残すもの

第11級第7号 せき柱に変形を残すもの

##### (イ) 運動障害

第6級第5号 せき柱に著しい運動障害を残すもの

第8級第2号 せき柱に運動障害を残すもの

#### イ その他の体幹骨の障害(変形障害)(系列区分17)

第12級第5号 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの

(2) せき柱の運動機能の測定は、別添1「労災保険における関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。

### 2 障害等級決定の基準

#### (1) せき柱の障害

#### ア 変形障害

(ア) 「せき柱」とは、頸椎、胸椎、腰椎、仙骨及び尾骨の総称をいう。

を残すもの」は、せき柱の後彎又は側彎の程度等により等級を決定するものとする。

この場合、せき柱の後彎の程度は、せき椎圧迫骨折、脱臼等（以下「せき椎圧迫骨折等」という。）により前方椎体高が減少した場合に、減少した前方椎体高と当該椎体の後方椎体高の高さを比較することにより判定する。また、せき柱の側彎は、コブ法による側彎度で判定する。

なお、後彎又は側彎が頸椎から胸腰部にまたがって生じている場合には、上記にかかわらず、後彎については、前方椎体高が減少したすべてのせき椎の前方椎体高の減少の程度により、また、側彎については、その全体の角度により判定する。

(I) 「せき柱に著しい変形を残すもの」とは、エックス線写真、CT画像又はMRI画像（以下「エックス線写真等」という。）により、せき椎圧迫骨折等を確認することができる場合であって、次のいずれかに該当するものをいう。

a せき椎圧迫骨折等により2個以上の椎体の前方椎体高が著しく減少し、後彎が生じているもの。この場合、「前方椎体高が著しく減少」したとは、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個当たりの高さ以上であるもの。

b せき椎圧迫骨折等により1個以上の椎体の前方椎体高が減少し、後彎が生ずるとともに、コブ法による側彎度が50度以上となっているもの。この場合、「前方椎体高が減少」したとは、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個当たりの高さの50%以上であるもの。

(イ) 「せき柱に中程度の変形を残すもの」とは、エックス線写真等によりせき椎圧迫骨折等を確認することができる場合であって、次のいずれかに該当するものをいう。

a 上記(I)のbに該当する後彎が生じているもの

(1) 「せき柱の著しい変形」とは、エックス線写真上明らかなせき椎圧迫骨折又は脱臼等に基づく強度の亀背、側彎等が認められ、衣服を着用していても、その変形が外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいう。

- b コブ法による側彎度が50度以上となっているもの
- c 環椎又は軸椎の変形・固定（環椎と軸椎との固定術が行われた場合を含む。）により、次のいずれかに該当するもの
  - (a) 軸椎以下のせき柱を可動させずに（当該被災者にとっての自然な肢位で）測定した回旋位が60度以上となっているもの
  - (b) 軸椎以下のせき柱を可動させずに（当該被災者にとっての自然な肢位で）測定した屈曲位が50度以上又は伸展位が60度以上となっているもの
  - (c) 側屈位となっており、エックス線写真等により、矯正位の頭蓋底部の両端を結んだ線と軸椎下面との平行線が交わる角度30度以上の斜位となっていることが確認できるもの

(カ) 「せき柱に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a エックス線写真等によりせき椎圧迫骨折等が確認できるもの
- b せき椎固定術が行われたもの（移植した骨がいずれかのせき椎に吸収されたものを除く。）
- c 3個以上のせき椎について、椎弓切除術等の椎弓形成術を受けたもの

#### イ 運動障害

(ア) エックス線写真等では、せき椎圧迫骨折等又はせき椎固定術が認められず、また、項背腰部軟部組織の器質的変化も認められず、単に、疼痛のために運動障害を残すものは、局部の神経症状として等級を決定するものとする。

（注） 「軟部組織」とは、皮膚、筋肉、腱、血管等の組織をいい、せき柱を構成する椎間板は、軟部組織には当たらない。

- (イ) 「せき柱に著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかにより頸部及び胸腰部が強直したものをいう。
  - a エックス線写真等により頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎圧

(ウ) 「せき柱の変形」とは、エックス線写真上明らかなせき椎圧迫骨折若しくは脱臼が認められるもの、せき椎固定術後の運動可能領域の制限が参考可動域（別添1「労災保険における関節可動域の測定要領」に定める参考可動域をいう。以下同じ。）の2分の1程度に達しないもの又は3個以上の椎弓切除術を受けたものをいう。

#### イ 運動障害

(ア) せき柱の運動障害は、せき柱を構成する各部分のうち、運動障害の最も高度な部分の運動障害により等級を決定するものとする。

(イ) エックス線写真上では、せき椎骨の融合又は固定等のせき椎強直の所見がなく、また、軟部組織の器質的病変の所見もなく、単に、疼痛のために運動障害を残すものは、局部の神経症状として等級を決定するものとする。

(ウ) 「せき柱に著しい運動障害を残すもの」とは、広範なせき椎圧迫骨折若しくはせき椎固定術等に基づくせき柱の強直又は背部軟部組織の明らかな器質的変化のため、運動可能領域が参考可動域の2分



迫骨折等が確認できるもの

b 頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎固定術が行われたもの

c 項背腰部軟部組織に明らかな器質的变化が認められるもの

(ウ) 「せき柱に運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 次のいずれかにより、頸部又は胸腰部の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限されているものをいう。

(a) エックス線写真等により頸椎又は胸腰椎にせき椎圧迫骨折等が確認できるもの

(b) 頸椎又は胸腰椎にせき椎固定術が行われたもの

(c) 項背腰部軟部組織に明らかな器質的变化が認められるもの

b 頭蓋と上位頸椎間に著しい異常可動性が生じたもの

(2) その他の体幹骨の障害（変形障害）

ア 「鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの」とは、裸体となったとき、変形（欠損を含む。）が明らかにわかる程度のもをいう。したがって、その変形がエックス線写真等によって、初めて発見し得る程度のもは、これに該当しないものとする。

イ ろっ骨の変形は、その本数、程度、部位等に関係なく、ろっ骨全体を一括して一つの障害として取り扱うものとし、ろく軟骨についても、ろっ骨に準じて取り扱うものとする。

また、骨盤骨には、仙骨を含め、尾骨は除くものとする。

3 併合等の取扱い

(1) 併合

せき柱及びその他の体幹骨の障害で、次に掲げる系列を異にする2以上の障害を残した場合は、併合して等級を決定するものとする。

ただし、骨盤骨の変形とこれに伴う下肢の短縮がある場合は、原則として、これらのうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。

ア せき柱の変形障害又は運動障害とその他の体幹骨の変形とを残した場合

の1以下に制限されるものをいう。

(I) 「せき柱に運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a エックス線写真上明らかなせき椎圧迫骨折若しくは脱臼が認められ、又はせき椎固定術等に基づくせき柱の強直があるため、あるいは背部軟部組織の明らかな器質的变化のため、運動可能領域が参考可動域の4分の3以下に制限されるもの

b 頭蓋と上位頸椎間に著しい異常可動性が生じたもの

(2) その他の体幹骨の障害（変形障害）

ア 「鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの」とは、裸体となったとき、変形（欠損を含む。）が明らかにわかる程度のもをいう。したがって、その変形がエックス線写真によって、初めて発見し得る程度のもは、これに該当しないものとする。

イ ろっ骨の変形は、その本数、程度、部位等に関係なく、ろっ骨全体を一括して一つの障害として取り扱うものとする。

また、ろく軟骨についても、ろっ骨に準じて取り扱うものとする。

3 併合等の取扱い

(1) 併合

ア せき柱及びその他の体幹骨の障害で、次に掲げる系列を異にする2以上の障害を残した場合は、併合して等級を決定するものとする。

ただし、せき柱に変形と運動障害とを残した場合及び骨盤骨の変形とこれに伴う下肢の短縮がある場合は、原則として、これらのうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。

(ア) せき柱の変形障害又は運動障害とその他の体幹骨の変形とを残した場合

イ 骨盤骨の高度の変形（転位）によって股関節の運動障害（例えば、中心性脱臼）が生じた場合

ウ 鎖骨の著しい変形と肩関節の運動障害とを残した場合

(2) 準用

ア せき柱の頸部及び胸腰部のそれぞれに障害を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

（例1） 頸椎（環軸椎）が60度回旋位（準用等級第8級）で、胸腰椎にせき椎固定術が行われた（第11級第7号）場合は、準用等級第7級とする。

（例2） 頸部の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限され（第8級第2号）、胸腰椎にコブ法による側彎度が50度以上の側彎（準用等級第8級）又は準用等級第8級の後彎を残す場合は、併合の方法を用いると第6級となるが、第6級には達しないので、準用等級第7級とする。

（例3） 頸部及び胸腰部の運動可能領域がそれぞれ参考可動域の2分の1以下に制限された場合（第8級第2号）についても、併合の方法を用いると第6級となるが、第6級には達しないので、準用等級第7級とする。

（例4） 頸部の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限され、胸腰部に第6級第5号に該当する後彎を残す場合は、準用等級第6級とする。

なお、頸椎及び胸腰椎にまたがる準用等級第8級の側彎又は後彎を残し、更に頸部又は胸腰部に第8級又は第11級の障害を残す場合は、準用等級第7級とする。

(1) 骨盤骨の高度の変形（転位）によって股関節の運動障害（例えば、中心性脱臼）が生じた場合

(ウ) 鎖骨の著しい変形と肩関節の運動障害とを残した場合

イ せき柱の変形又はせき柱の運動障害で、せき髄又は神経の麻痺を伴う場合は、併合して等級を決定するものとする。

ただし、せき髄損傷の場合のように重い神経系統の障害を伴うせき柱の障害については、神経系統の障害として総合的に決定するものとし、また、圧迫骨折等によるせき柱の変形に伴う受傷部位の疼痛については、そのいずれか上位の等級により決定するものとする。

(2) 準用

ア 荷重機能の障害については、常時コルセット等の装具を用いても起居に困難を感じない程度の著しい荷重機能障害を残したものは、準用等級第6級とし、その程度には至らないが、常時コルセット等の装具を必要とする程度の荷重機能障害を残したものは、準用等級第8級とする。

また、せき柱の頸部に複数の障害がある場合は、いずれか上位の等級で決定する。胸腰部に複数の障害がある場合も同様とする。

(例) 腰椎に圧迫骨折による変形を残す(第11級第7号)とともに腰部の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限された(第8級第2号)場合は、第8級第2号とする。

イ その他の体幹骨の2以上の骨にそれぞれ著しい変形を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を決定するものとする。

(例) 鎖骨と肩こう骨のそれぞれに著しい変形障害を残した場合は、準用等級第11級とする。

ウ 荷重機能の障害については、その原因が明らかに認められる場合であって、そのために頸部及び腰部の両方の保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものは準用等級第6級とし、頸部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものは準用等級第8級とする。

(注) 荷重機能の障害の原因が明らかに認められる場合とは、せき椎圧迫骨折・脱臼、せき柱を支える筋肉の麻痺又は項背腰部軟部組織の明らかな器質的变化を残し、それらがエックス線写真等により認められるものをいう。

### (3) 加重

せき柱について障害の程度を加重した場合は、その限度で障害補償を行うものとする。

(例) 胸腰椎にせき椎圧迫骨折を残していた(第11級第7号)者が、更に頸椎のせき椎固定術を行った(第11級第7号)もの

### (4) その他

せき髄損傷による神経系統の障害を伴うせき柱の障害については、神経系統の障害として総合的に決定するものとし、また、圧迫骨折等によるせき柱の変形に伴う受傷部位の疼痛については、そのいずれか上位の等級により決定するものとする。

上肢(上肢及び手指)の障害

#### 1 障害の等級及び程度

イ その他の体幹骨の2以上の骨にそれぞれ著しい変形を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を決定するものとする。

(例) 鎖骨と肩こう骨のそれぞれに著しい変形障害を残した場合は、準用等級第11級とする。

上肢(上肢及び手指)の障害

#### 1 障害の等級及び程度



(1) 上肢（上肢及び手指）の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

ア 上肢の障害

(ア) 欠損障害（系列区分18・21）

- 第1級第5号 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 第2級第5号 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 第4級第4号 1上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 第5級第4号 1上肢を手関節以上で失ったもの

(イ) 機能障害（系列区分18・21）

- 第1級第6号 両上肢の用を全廃したもの
- 第5級第6号 1上肢の用を全廃したもの
- 第6級第6号 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
- 第8級第6号 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの
- 第10級第10号 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
- 第12級第6号 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

(ウ) 変形障害（系列区分19・22）

- 第7級第9号 1上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの
- 第8級第8号 1上肢に偽関節を残すもの
- 第12級第8号 長管骨に変形を残すもの

イ 手指の障害

(ア) 欠損障害（系列区分24・25）

- 第3級第5号 両手の手指の全部を失ったもの
- 第6級第8号 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの
- 第7級第6号 1手の母指を含み3の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指を失ったもの
- 第8級第3号 1手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの

(1) 上肢（上肢及び手指）の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

ア 上肢の障害

(ア) 欠損障害（系列区分18・21）

- 第1級第5号 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 第2級第5号 両上肢を腕関節以上で失ったもの
- 第4級第4号 1上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 第5級第4号 1上肢を腕関節以上で失ったもの

(イ) 機能障害（系列区分18・21）

- 第1級第6号 両上肢の用を全廃したもの
- 第5級第6号 1上肢の用を全廃したもの
- 第6級第6号 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
- 第8級第6号 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの
- 第10級第10号 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
- 第12級第6号 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

(ウ) 変形障害（系列区分19・22）

- 第7級第9号 1上肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの
- 第8級第8号 1上肢に仮関節を残すもの
- 第12級第8号 長管骨に変形を残すもの

イ 手指の障害

(ア) 欠損障害（系列区分24・25）

- 第3級第5号 両手の手指の全部を失ったもの
- 第6級第8号 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの
- 第7級第6号 1手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの
- 第8級第3号 1手の母指を含み2の手指を失ったもの

第9級第12号 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの

第11級第8号 1手の示指、中指又は環指を失ったもの

第12級第9号 1手の小指を失ったもの

第13級第7号 1手の母指の指骨の一部を失ったもの

第14級第6号 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの

(1) 機能障害(系列区分24・25)

第4級第6号 両手の手指の全部の用を廃したもの

第7級第7号 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの

第8級第4号 1手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの

第9級第13号 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の手指の用を廃したもの

第10級第7号 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの

第12級第10号 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの

第13級第6号 1手の小指の用を廃したもの

第14級第7号 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの

第9級第12号 1手の母指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの

第10級第6号 1手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の2の手指を失ったもの

第11級第8号 1手の中指又は薬指を失ったもの

第13級第5号 1手の小指を失ったもの

第13級第6号 1手の母指の指骨の一部を失ったもの

第13級第7号 1手の示指の指骨の一部を失ったもの

第14級第7号 1手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの

(1) 機能障害(系列区分24・25)

第4級第6号 両手の手指の全部の用を廃したもの

第7級第7号 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの

第8級第4号 1手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの

第9級第13号 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの

第10級第7号 1手の母指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの

第11級第9号 1手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの

第12級第9号 1手の中指又は薬指の用を廃したもの

第13級第8号 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの

第14級第6号 1手の小指の用を廃したもの

第14級第8号 1手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの

(2) 上肢及び手指の運動機能の評価及び測定については、以下によるほか、別添1「労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。

## 2 障害等級決定の基準

### (1) 上肢の障害

#### ア 欠損障害

(ア) 「上肢をひじ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 肩関節において、肩こう骨と上腕骨とを離断したもの
- b 肩関節とひじ関節との間において、上腕を切断したもの
- c ひじ関節において、上腕骨と前腕骨（橈骨及び尺骨）とを離断したもの

(イ) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a ひじ関節と手関節との間において、前腕を切断したもの
- b 手関節において、前腕骨と手根骨とを離断したもの

#### イ 機能障害

(ア) 「上肢の用を全廃したもの」とは、3大関節（肩関節、ひじ関節及び手関節）の全部が強直し、かつ、手指の全部の用を廃したものをいい、上腕神経叢の完全麻痺も含まれるものとする。

(イ) 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 関節（肩関節にあっては、肩こう上腕関節がゆ合し骨性強直していることがエックス線写真等により確認できるものを含む。）が強直したもの
- b 関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態にあるもの
- c 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、その運動可能領域（それが適当でない場合は、参考可動域による。以下同

(2) 上肢及び手指の機能測定は、別添1「労災保険における関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。

## 2 障害等級決定の基準

### (1) 上肢の障害

#### ア 欠損障害

(ア) 「上肢をひじ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 肩関節において、肩こう骨と上腕骨とを離断したもの
- b 肩関節とひじ関節との間において、上腕を切断したもの
- c ひじ関節において、上腕骨と前腕骨（橈骨及び尺骨）とを離断したもの

(イ) 「上肢を腕関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a ひじ関節と腕関節との間において、前腕を切断したもの
- b 腕関節において、前腕骨と手根骨とを離断したもの

#### イ 機能障害

(ア) 「上肢の用を全廃したもの」とは、3大関節（肩関節、ひじ関節及び腕関節）の全部の完全強直又はこれに近い状態（上腕神経叢麻痺を含む。）にあるものをいう。なお、これらの障害に加えて同一上肢の手指に障害を残した場合であっても、これらを併合して準用等級を定めることはしないものとする。

(イ) 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 関節の完全強直又はこれに近い状態にあるもの
- b 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの

じ。)が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるもの

(ウ) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるもの

b 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、上記(イ)のc以外のもの

(I) 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されるものをいう。

(オ) 骨折部にキynchャーを装着し、又は金属釘を用いたため、それが機能障害の原因となる場合は、当該キynchャー等の除去を待つて等級を決定するものとする。

なお、当該キynchャー等が、機能障害の原因とならない場合は、創面が治ゆした時期をもって「治った」ときとする。

また、廃用性の機能障害(例えば、ギブスによって患部を固定していたために、治ゆ後に関節に機能障害を残したもの)については、将来における障害の程度の軽減を考慮して等級の決定を行うものとする。

#### ウ 変形障害

(ア) 「1上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当し、常に硬性補装具を必要とするものをいう。

(ウ) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域(それが適当でない場合は、参考可動域による。以下同じ。)の2分の1以下に制限されるものをいう。

(I) 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されるものをいう。

(オ) 骨折部にキynchャーを装着し、又は金属釘を用いたため、それが機能障害の原因となる場合は、当該キynchャー等の除去を待つて等級を決定するものとする。

なお、当該キynchャー等が、機能障害の原因とならない場合は、創面が治ゆした時期をもって「なおった」ときとする。

また、廃用性の機能障害(例えば、ギブスによって患部を固定していたために、治ゆ後に関節に機能障害を残したもの)については、将来における障害の程度の軽減を考慮して等級の決定を行うものとする。

(カ) 上肢の「動揺関節」については、他動的なものであると自動的なものであるとにかかわらず、次の基準によって等級を決定するものとする。

a 労働に支障があり、固定装具の装着を常時必要とする程度のものは、「関節の機能に著しい障害を残すもの」とする。

b 労働に多少の支障はあっても、固定装具の装着を常時は必要としない程度のものは、「関節の機能に障害を残すもの」とする。

(キ) 習慣性脱臼(先天性のものを除く。)は、「関節の機能に障害を残すもの」とする。

#### ウ 変形障害

(ア) 「1上肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 上腕骨の骨幹部又は骨幹端部（以下「骨幹部等」という。）にゆ合不全を残すもの
- b 橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもの
- (イ) 「1上肢に偽関節を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - a 上腕骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記(ア)のa以外のもの
  - b 橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記(ア)のb以外のもの
  - c 橈骨又は尺骨のいずれか一方の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、時々硬性補装具を必要とするもの
- (ウ) 上肢の「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいい、同一の長管骨にaからfの障害を複数残す場合でも、第12級第8号と決定するものとする。

なお、長管骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じていても長管骨の変形としては取り扱わないものとする。

  - a 次のいずれかに該当するものであって、外部から想見できる程度（15度以上屈曲して不正ゆ合したもの）以上のもの
    - (a) 上腕骨に変形を残すもの
    - (b) 橈骨及び尺骨の両方に変形を残すもの（橈骨又は尺骨のいずれか一方のみの変形であっても、その程度が著しいものは該当する。）
  - b 上腕骨、橈骨又は尺骨の骨端部にゆ合不全を残すもの
  - c 橈骨又は尺骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、硬性補装具を必要としないもの
  - d 上腕骨、橈骨又は尺骨の骨端部のほとんどを欠損したもの
  - e 上腕骨（骨端部を除く。）の直径が3分の2以下に、又は橈骨若

- a 上腕骨に仮関節を残したもの
- b 橈骨及び尺骨の両方に仮関節を残したもの
- (イ) 「1上肢に仮関節を残すもの」とは、橈骨又は尺骨のいずれか一方に仮関節を残したものをいう。
- (ウ) 上肢における「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものであって、外部から想見できる程度以上のものをいい、長管骨の骨折部位が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じたとしても、長管骨の変形としては取り扱わないものとする。
  - a 上腕骨に変形を残したもの
  - b 橈骨及び尺骨の両方に変形を残したもの（橈骨又は尺骨のいずれか一方のみの変形であっても、その程度が著しい場合には、これに該当するものとする。）

しくは尺骨（それぞれの骨端部を除く。）の直径が2分の1以下に減少したもの

f 上腕骨が50度以上外旋又は内旋変形ゆ合しているもの（エックス線写真等により上腕骨骨幹部の骨折部に回旋変形ゆ合が明らかに認められ、かつ、外旋変形ゆ合にあつては肩関節の内旋が50度を超えて可動できないこと、また、内旋変形ゆ合にあつては肩関節の外旋が10度を超えて可動できないことが確認できるもの）

(2) 手指の障害

ア 欠損障害

(ア) 「手指を失ったもの」とは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいい、次のものが該当する。

a 手指を中手骨又は基節骨で切断したもの

b 近位指節間関節（母指にあつては、指節間関節）において基節骨と中節骨とを離断したもの

(イ) 「指骨の一部を失ったもの」とは、1指骨の一部を失っている（遊離骨片の状態を含む。）ことがエックス線写真等により確認できるものをいう（下記イの(ア)に該当するものを除く。）

イ 機能障害

(ア) 「手指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 手指の末節骨の長さの2分の1以上を失ったもの

b 中手指節関節又は近位指節間関節（母指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害（運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されたものをいう。母指については、橈側外転又は掌側外転のいずれかが健側の2分の1以下に制限されたものを含む。）を残したもの

(注) 仮関節は、医学的には一般に偽関節と呼称されている。

(2) 手指の障害

ア 欠損障害

(ア) 「手指を失ったもの」とは、母指にあつては指節間関節、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいい、次のものが該当する。

a 手指を中手骨又は基節骨で切断したもの

b 近位指節間関節（母指にあつては、指節間関節）において基節骨と中節骨とを離断したもの

(イ) 「指骨の一部を失ったもの」とは、1指骨の一部を失っていることがエックス線写真において明らかであるもの又は遊離骨片が認められるものをいう。

ただし、その程度が手指の末節骨の長さの2分の1以上を失ったものは、手指の用を廃したものとする。

イ 機能障害

(ア) 「手指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 手指の末節骨の長さの2分の1以上を失ったもの

b 中手指節関節又は近位指節間関節（母指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害（運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されたものをいう。）を残したもの



c 手指の末節の指腹部及び側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したもの（当該部位を支配する感覚神経が損傷し、筋電計を用いた感覚神経伝導速度検査で感覚神経活動電位が検出されない場合に限る。）

(1) 「手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 遠位指節間関節が強直したもの

b 屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動で屈伸ができないもの又はこれに近い状態にあるもの

### 3 併合等の取扱い

#### (1) 併合

次に掲げる場合にあっては、併合して等級を決定するものとする。

ただし、併合して等級が繰り上げられた結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、障害の序列に従って等級を決定するものとする。

なお、上腕骨又は前腕骨（橈骨、尺骨）の骨折によって骨折部に偽関節又は変形を残すとともに、その部位に疼痛（第12級相当）を残した場合には、いずれか上位の等級によるものとする。

#### ア 上肢の障害

(ア) 両上肢に器質的障害（両上肢の亡失を除く。）を残した場合

(例1) 「右上肢に偽関節を残し」(第8級第8号) かつ、「左上肢を手関節以上で失った」(第5級第4号) 場合は、併合等級第3級とする。

(例2) 「右上肢をひじ関節以上で失い」(第4級第4号) かつ、「左上肢を手関節以上で失った」(第5級第4号) 場合は、併合すると第1級となるが、当該障害は、「両上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第1級第5号) の程度には達しないので、併合等級第2級とする。

(1) 1上肢の器質的障害及び他の上肢の機能障害を残した場合

(1) 「手指の末関節を屈伸することができなくなったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 遠位指節間関節が完全強直又はこれに近い状態にあるもの

b 屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動的屈伸が不能となったもの

(ウ) 母指の中手指節関節の運動（母指の対立及び指間の離開）制限については、指節間関節の運動障害と同様に取り扱うものとする。

### 3 併合等の取扱い

#### (1) 併合

次に掲げる場合にあっては、併合して等級を決定するものとする。

ただし、併合して等級が繰り上げられた結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、障害の序列に従って等級を決定するものとする。

なお、上腕骨又は前腕骨（橈骨、尺骨）の骨折によって骨折部に仮関節又は変形を残すとともに、その部位に疼痛（第12級相当）を残した場合には、いずれか上位の等級によるものとする。

#### ア 上肢の障害

(ア) 両上肢に器質的障害（両上肢の亡失を除く。）を残した場合

(例1) 「右上肢に仮関節を残し」(第8級第8号) かつ、「左上肢を腕関節以上で失った」(第5級第4号) 場合は、併合等級第3級とする。

(例2) 「右上肢をひじ関節以上で失い」(第4級第4号) かつ、「左上肢を腕関節以上で失った」(第5級第4号) 場合は、併合すると第1級となるが、当該障害は、「両上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第1級第6号) の程度には達しないので、第2級とする。

(1) 1上肢の器質的障害及び他の上肢の機能障害を残した場合

(例) 「右上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号) かつ、「左上肢の1関節の用を廃した」(第8級第6号) 場合は、併合等級第3級とする。

(ウ) 両上肢に機能障害(両上肢の全廃を除く。)を残した場合

(例) 「右上肢を全廃し」(第5級第6号) かつ、「左上肢に1関節の著しい機能障害を残した」(第10級第10号) 場合は、併合等級第4級とする。

(I) 同一上肢に欠損障害及び変形障害を残した場合

(例) 「1上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号) かつ、「同上肢の上腕骨に偽関節を残した」(第7級第9号) 場合は、併合すると第3級となるが、当該障害は、「1上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第4級第4号) の程度には達しないので、併合等級第5級とする。

(オ) 同一上肢に機能障害及び変形障害を残した場合

(例) 同一上肢に、「手関節の機能障害を残し」(第12級第6号) かつ、「上腕骨の変形を残した」(第12級第8号) 場合は、併合等級第11級とする。

(カ) 1上肢に変形障害及び機能障害を残すとともに他の上肢等にも障害を残した場合

(例) 右上肢に「前腕骨の変形(第12級第8号)と手関節の著しい機能障害(第10級第10級)を残し」、かつ、左上肢を「手関節以上で失った」(第5級第4号) 場合は、まず、右上肢の変形障害と機能障害とを併合の方法を用いて準用等級第9級とし、これと左上肢の欠損障害とを併合して併合等級第4級とする。

#### イ 手指の障害

(ア) 1手の手指の欠損障害及び他手の手指の欠損障害(両手の手指の全部を失ったものを除く。)を残した場合

(例) 「右手の示指を失い」(第11級第8号) かつ、「左手の環指を失った」(第11級第8号) 場合は、併合等級第10級とする。

(例) 「右上肢を腕関節から失い」(第5級第4号) かつ、「左上肢の1関節の用を廃した」(第8級第6号) 場合は、併合等級第3級とする。

(ウ) 両上肢に機能障害(両上肢の全廃を除く。)を残した場合

(例) 「右上肢を全廃し」(第5級第6号) かつ、「左上肢に1関節の著しい機能障害を残した」(第10級第10号) 場合は、併合等級第4級とする。

(I) 同一上肢に欠損障害及び変形障害を残した場合

(例) 「1上肢を腕関節以上で失い」(第5級第4号) かつ、「同上肢の上腕骨に仮関節を残した」(第7級第9号) 場合は、併合すると第3級となるが、当該障害は、「1上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第4級第4号) の程度には達しないので、第5級とする。

(オ) 同一上肢に機能障害及び変形障害を残した場合

(例) 同一上肢に、「腕関節の機能障害を残し」(第12級第6号) かつ、「上腕骨の変形を残した」(第12級第8号) 場合は、併合等級第11級とする。

(カ) 1上肢に変形障害及び機能障害を残すとともに他の上肢等にも障害を残した場合

(例) 右上肢に「前腕骨の変形(第12級第8号)と腕関節の著しい機能障害(第10級第10級)を残し」、かつ、左上肢を「腕関節以上で失った」(第5級第4号) 場合は、まず、右上肢の変形障害と機能障害とを併合の方法を用いて第9級とし、これと左上肢の欠損障害とを併合して併合等級第4級とする。

#### イ 手指の障害

(ア) 1手の手指の欠損障害及び他手の手指の欠損障害(両手の手指の全部を失ったものを除く。)を残した場合

(例) 「右手の示指を失い」(第10級第6号) かつ、「左手の薬指を失った」(第11級第8号) 場合は、併合等級第9級とする。



(イ) 1手の手指の機能障害及び他手の手指の機能障害(両手の手指の全廃を除く。)を残した場合

(例) 「右手の母指の用を廃し」(第10級第7号)かつ、「左手の示指の用を廃した」(第12級第10号)場合は、併合等級第9級とする。

(ウ) 1手の手指の欠損障害及び他手の手指の機能障害を残した場合

(例) 「右手の5の手指を失い」(第6級第8号)かつ、「左手の5の手指の用を廃した」(第7級第7号)場合は、併合等級第4級とする。

## (2) 準用

次に掲げる場合にあつては、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、その結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもって決定するものとする。

### ア 上肢の障害

(ア) 同一上肢に2以上の変形障害を残した場合

(例) 「1上肢の上腕骨に偽関節を残し」(第7級第9号)かつ、「同上肢の橈骨及び尺骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、準用等級第6級とする。

(イ) 同一上肢に欠損障害及び機能障害を残した場合

(例) 「1上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号)かつ、「同上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃した」(第6級第6号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第3級となるが、「1上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第4級第4号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第5級とする。

なお、手関節以上の亡失又はひじ関節以上の亡失と関節の機能障害とを残した場合は、機能障害の程度に関係なく、前者については準用等級第5級、後者については準用等級第4級とする。

(例1) 「1上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号)かつ、「同上肢の肩関節の用を廃したもの」(第8級第6号)は、準用等級第5級とする。

(イ) 1手の手指の機能障害及び他手の手指の機能障害(両手の手指の全廃を除く。)を残した場合

(例) 「右手の母指の用を廃し」(第10級第7号)かつ、「左手の示指の用を廃した」(第11級第9号)場合は、併合等級第9級とする。

(ウ) 1手の手指の欠損障害及び他手の手指の機能障害を残した場合

(例) 「右手の5の手指を失い」(第6級第8号)かつ、「左手の5の手指の用を廃した」(第7級第7号)場合は、併合等級第4級とする。

## (2) 準用

次に掲げる場合にあつては、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、その結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもって決定するものとする。

### ア 上肢の障害

(ア) 同一上肢に2以上の変形障害を残した場合

(例) 「1上肢の上腕骨に仮関節を残し」(第7級第9号)かつ、「同上肢の橈骨及び尺骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、準用等級第6級とする。

(イ) 同一上肢に欠損障害及び機能障害を残した場合

(例) 「1上肢を腕関節以上で失い」(第5級第4号)かつ、「同上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃した」(第6級第6号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第3級となるが、「1上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第4級第4号)の程度には達しないので、その直近下位の第5級とする。

なお、腕関節以上の亡失又はひじ関節以上の亡失と関節の機能障害とを残した場合は、機能障害の程度に関係なく、前者については準用等級第5級、後者については準用等級第4級とする。

(例2) 「1上肢をひじ関節以上で失い」(第4級第4号) かつ、「同上肢の肩関節の用を廃したもの」(第8級第6号) は、準用等級第4級とする。

(ウ) 同一上肢の3大関節に機能障害を残した場合(用廃を除く。)

(例1) 「1上肢の手関節に機能障害を残し」(第12級第6号) かつ、「同上肢のひじ関節に著しい機能障害を残した」(第10級第10号) 場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃し」(第6級第6号) かつ、「同上肢の手関節に著しい機能障害を残した」(第10級第10号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1上肢の用を廃したもの」(第5級第6号) の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。

なお、「1上肢の3大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残したものは、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とし、また、「1上肢の3大関節のすべての関節の機能に障害を残したものは、障害の序列を考慮し、準用等級第10級として取り扱うものとする。

(I) 1上肢の3大関節の機能障害及び同一上肢の手指の欠損障害又は機能障害を残した場合

(例1) 「1上肢の手関節に機能障害を残し」(第12級第6号) かつ、「同一上肢の母指の用を廃す」(第10級第7号) とともに「中指を失った」(第11級第8号) 場合は、手指について併合の方法を用いて準用等級第9級を定め、さらに、これと手関節の機能障害について併合の方法を用いて準用等級第8級とする。

(例2) 「1上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃し」(第6級第6号) かつ、「同一上肢の母指及び示指を失った」(第8級第3号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第4級となるが、「1上肢の用を全廃したもの」(第5級第6号) の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とす

(例) 「1上肢をひじ関節以上で失い」(第4級第4号) かつ、「同上肢の肩関節の用を廃したもの」(第8級第6号) は、準用等級第4級とする。

(ウ) 同一上肢の3大関節に機能障害を残した場合(用廃を除く。)

(例1) 「1上肢の腕関節に機能障害を残し」(第12級第6号) かつ、「同上肢のひじ関節に著しい機能障害を残した」(第10級第10号) 場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃し」(第6級第6号) かつ、「同上肢の腕関節に著しい機能障害を残した」(第10級第10号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1上肢の用を廃したもの」(第5級第6号) の程度には達しないので、その直近下位の第6級とする。

なお、「1上肢の3大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残したものは、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とし、また、「1上肢の3大関節のすべての関節の機能に障害を残したものは、障害の序列を考慮し、準用等級第10級として取り扱うものとする。

(I) 1上肢の3大関節の機能障害及び同一上肢の手指の欠損障害又は機能障害を残した場合

(例1) 「1上肢の腕関節に機能障害を残し」(第12級第6号) かつ、「同一上肢の母指の用を廃した」(第10級第7号) 場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃し」(第6級第6号) かつ、「同一上肢の母指及び示指を失った」(第7級第6号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第4級となるが、「1上肢の用を全廃したもの」(第5級第6号) の程度には達しないので、その直近下位の第6級とする。

る。

イ 手指の障害

1 手の手指に欠損障害を残すとともに同一手の他の手指に機能障害を残した場合

(例 1) 「1手の小指を失い」(第12級第9号) かつ、「同一手の母指の用を廃した」(第10級第7号) 場合は、準用等級第9級とする。

(例 2) 「1手の小指を失い」(第12級第9号) かつ、「同一手の環指の用を廃した」(第12級第10号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第11級となるが、「1手の母指以外の2の手指の用を廃したもの」(第10級第7号) よりは重く、「1手の母指以外の2の手指を失ったもの」(第9級第12号) には達しないので、その直近上位の準用等級第10級とする。

ウ 次に掲げる場合にあっては、他の障害の等級を準用するものとする。

(ア) 前腕の回内・回外については、運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の1以下に制限されているものは準用等級第10級、2分の1以下に制限されているものは準用等級第12級とする。

なお、回内・回外の運動可能領域の制限と同一上肢の関節の機能障害を残す場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、手関節部又はひじ関節部の骨折等により、手関節又はひじ関節の機能障害と回内・回外の運動可能領域の制限を残す場合は、いずれか上位の等級で決定するものとする。

(イ) 上肢の動揺関節については、それが他動的なものであると自動的なものであるとにかかわらず、次のように取り扱うものとする。

a 常に硬性補装具を必要とするものは、関節の機能障害として準用等級第10級とする。

b 時々硬性補装具を必要とするものは、関節の機能障害として準用等級第12級とする。

(ウ) 習慣性脱臼は、関節の機能障害として準用等級第12級とする。

(3) 加重

イ 手指の障害

1 手の手指に欠損障害を残すとともに同一手の他の手指に機能障害を残した場合

(例) 「1手の小指を失い」(第13級第5号) かつ、「同一手の母指の用を廃した」(第10級第7号) 場合は、準用等級第9級とする。

(3) 加重

ア 次に掲げる場合にあっては、加重として取り扱うものとする。

(ア) 1 上肢に障害を有していた者が、同一上肢に系列を同じくする障害を加重した場合

(例 1) 1 上肢を手関節以上で失っていた者が、更に同一上肢をひじ関節以上で失った場合

(例 2) 1 上肢の手関節に機能障害を残し、又はひじ関節の用を廃していた者が、更に手関節の著しい機能障害を残し、又は手関節及びひじ関節の用を廃した場合

(例 3) 1 上肢の橈骨及び尺骨に変形を有していた者が、更に同一上肢の上腕骨に偽関節を残した場合

(イ) 1 上肢に障害を有していた者が、更に既存の障害の部位以上を失った場合（上記アの(ア)に該当する場合を除く。）

(例 1) 1 上肢の橈骨及び尺骨に変形を有していた者が、更に同一上肢をひじ関節以上で失った場合

(例 2) 1 手の手指に欠損又は機能障害を有していた者が、更に同一上肢を手関節以上で失った場合

(ウ) 1 手の手指に障害を有していた者が、更に同一手の同指又は他指に障害を加重した場合

(例 1) 1 手の小指の用を廃していた者が、更に同一手の中指の用を廃した場合

(例 2) 1 手の母指の指骨の一部を失っていた者が、更に同指を失った場合

イ 上肢又は手指の障害で、次に掲げる場合に該当するときは、基準政令第 6 条第 6 項の規定にかかわらず、新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱うものとする。

(ア) 1 上肢に障害を残していた者が、新たに他の上肢に障害を残した結果、組合せ等級に該当する場合（両手指を含む。）において、基準政令第 6 条第 6 項の規定により算定した障害補償の額が、他の上肢のみに新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

ア 次に掲げる場合にあっては、加重として取り扱うものとする。

(ア) 1 上肢に障害を有していた者が、同一上肢に系列を同じくする障害を加重した場合

(例 1) 1 上肢を腕関節以上で失っていた者が、更に同一上肢をひじ関節以上で失った場合

(例 2) 1 上肢の腕関節に機能障害を残し、又はひじ関節の用を廃していた者が、更に腕関節の著しい機能障害を残し、又は腕関節及びひじ関節の用を廃した場合

(例 3) 1 上肢の橈骨及び尺骨に変形を有していた者が、更に同一上肢の上腕骨に仮関節を残した場合

(イ) 1 上肢に障害を有していた者が、更に既存の障害の部位以上を失った場合（上記アの(ア)に該当する場合を除く。）

(例 1) 1 上肢の橈骨及び尺骨に変形を有していた者が、更に同一上肢をひじ関節以上で失った場合

(例 2) 1 手の手指に欠損又は機能障害を有していた者が、更に同一上肢を腕関節以上で失った場合

(ウ) 1 手の手指に障害を有していた者が、更に同一手の同指又は他指に障害を加重した場合

(例 1) 1 手の小指の用を廃していた者が、更に同一手の中指の用を廃した場合

(例 2) 1 手の母指の指骨の一部を失っていた者が、更に同指を失った場合

イ 上肢又は手指の障害で、次に掲げる場合に該当するときは、基準政令第 6 条第 6 項の規定にかかわらず、新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱うものとする。

(ア) 1 上肢に障害を残していた者が、新たに他の上肢に障害を残した結果、組合せ等級に該当する場合（両手指を含む。）において、基準政令第 6 条第 6 項の規定により算定した障害補償の額が、他の上肢のみに新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右上肢を手関節以上で失っていた」(第5級第4号、184倍の年金)者が、新たに「左上肢を手関節以上で失った」(第5級第4号)場合、現存する障害は、「両上肢を手関節以上で失ったもの」(第2級第5号、277倍の年金)に該当するが、この場合の障害補償の額は、左上肢の障害のみが生じたものとみなして、第5級の184倍を支給する。

なお、1上肢に障害を残していた者が、同一上肢(手指を含む。)の障害の程度を加重するとともに他の上肢にも障害を残した場合において、組合せ等級に該当しないときは、上記の第1基本的事項の4の(6)の工の例による。

(イ) 1手の手指に障害を残していた者が、同一手の他指に新たな障害を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、他指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右手の示指を亡失していた」(第11級第8号、223倍の一時金)者が、新たに「同一手の環指を亡失した」(第11級第8号、223倍の一時金)場合、現存する障害は、「母指以外の2の手指を失ったもの」(第9級第12号、391倍の一時金)に該当するが、この場合の障害補償の額は、同一手の環指の障害のみが生じたものとみなして、第11級の223倍を支給する。

(ウ) 1手の複数の手指に障害を残していた者が、新たにその一部の手指について障害を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、その一部の手指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右手の中指、環指及び小指を用廃していた」(第9級第13号、391倍の一時金)者が、新たに「同一手の小指を亡失した」(第12級第9号、156倍の一時金)場合、現存する障害も第9級第13号に該当するものであるが、この場合の障害補償の額は、同一手の小指の欠損の障害のみが生じたものとみなして、小指の亡失分(第12級第9号、156倍の一時金)から

(例) 既に「右上肢を腕関節以上で失っていた」(第5級第4号、184倍の年金)者が、新たに「左上肢を腕関節以上で失った」(第5級第4号)場合、現存する障害は、「両上肢を腕関節以上で失ったもの」(第2級第5号、277倍の年金)に該当するが、この場合の障害補償の額は、左上肢の障害のみが生じたものとみなして、第5級の184倍を支給する。

なお、1上肢に障害を残していた者が、同一上肢(手指を含む。)の障害の程度を加重するとともに他の上肢にも障害を残した場合において、組合せ等級に該当しないときは、上記の第1基本的事項の4の(6)の工の例による。

(イ) 1手の手指に障害を残していた者が、同一手の他指に新たな障害を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、他指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右手の示指を亡失していた」(第10級第6号、302倍の一時金)者が、新たに「同一手の薬指を亡失した」(第11級第8号、223倍の一時金)場合、現存する障害は、「示指を含み2の手指を失ったもの」(第9級第12号、391倍の一時金)に該当するが、この場合の障害補償の額は、同一手の薬指の障害のみが生じたものとみなして、第11級の223倍を支給する。

(ウ) 1手の複数の手指に障害を残していた者が、新たにその一部の手指について障害を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、その一部の手指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右手の中指、薬指、小指を用廃していた」(第10級第7号、302倍の一時金)者が、新たに「同一手の小指を亡失した」(第13級第5号、101倍の一時金)場合、現存する障害も第10級第7号に該当するものであるが、この場合の障害補償の額は、同一手の小指の欠損の障害のみが生じたものとみなして、小指の亡失分(第13級第5号、101倍の一時金)から同

同指の用廃分（第13級第6号、101倍の一時金）を差し引いた55倍の額を支給する。

(4) その他

ア 母指延長術（血管、神経付遊離植皮を伴う造指術を含む。）を行った場合にあっては、術後の母指は切断時に比べて延長されることとなるが、その後遺障害については、原則として、「1手の母指を失ったもの」（第9級第12号）として取り扱うものとする。

ただし、術後の母指の延長の程度が、健側の母指と比べて明らかに指節間関節を超えていると認められる場合には、「1手の母指の用を廃したもの」（第10級第7号）とする。

イ 手指又は足指の移植により母指の機能再建化手術を行った場合にあっては、術後の母指に残存する機能障害と当該手術により失うこととなった手又は足の指の欠損障害とを同一災害により生じた障害として取り扱い、これらを、他の上肢の手指の場合には併合して等級を決定し、同一上肢の手指の場合には併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

下肢（下肢及び足指）の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 下肢（下肢及び足指）の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

ア 下肢の障害

(ア) 欠損障害（系列区分26・30）

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 第1級第7号 | 両下肢をひざ関節以上で失ったもの   |
| 第2級第6号 | 両下肢を足関節以上で失ったもの    |
| 第4級第5号 | 1下肢をひざ関節以上で失ったもの   |
| 第4級第7号 | 両足をリスフラン関節以上で失ったもの |
| 第5級第5号 | 1下肢を足関節以上で失ったもの    |
| 第7級第8号 | 1足をリスフラン関節以上で失ったもの |

(イ) 機能障害（系列区分26・30）

- |        |              |
|--------|--------------|
| 第1級第8号 | 両下肢の用を全廃したもの |
|--------|--------------|

指の用廃分（第14級第6号、56倍の一時金）を差し引いた45倍の額を支給する。

(4) その他

母指の造指術を行った場合にあっては、当該母指の機能的障害と造指術により失った指（示指又は薬指、母指等）の器質的障害とを同一災害により生じた障害として取り扱い、これらを、他の上肢の手指の場合には併合して等級を決定し、同一上肢の手指の場合には併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

下肢（下肢及び足指）の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 下肢（下肢及び足指）の障害について、基準政令別表第三に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。

ア 下肢の障害

(ア) 欠損障害（系列区分26・30）

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 第1級第7号 | 両下肢をひざ関節以上で失ったもの   |
| 第2級第6号 | 両下肢を足関節以上で失ったもの    |
| 第4級第5号 | 1下肢をひざ関節以上で失ったもの   |
| 第4級第7号 | 両足をリスフラン関節以上で失ったもの |
| 第5級第5号 | 1下肢を足関節以上で失ったもの    |
| 第7級第8号 | 1足をリスフラン関節以上で失ったもの |

(イ) 機能障害（系列区分26・30）

- |        |              |
|--------|--------------|
| 第1級第8号 | 両下肢の用を全廃したもの |
|--------|--------------|



- 第5級第7号 1 下肢の用を全廃したもの
- 第6級第7号 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
- 第8級第7号 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの
- 第10級第11号 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
- 第12級第7号 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

(ウ) 変形障害(系列区分27・31)

- 第7級第10号 1 下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの
- 第8級第9号 1 下肢に偽関節を残すもの
- 第12級第8号 長管骨に変形を残すもの

(イ) 短縮障害(系列区分28・32)

- 第8級第5号 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの
- 第10級第8号 1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの
- 第13級第8号 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの

イ 足指の障害

(ア) 欠損障害(系列区分34・35)

- 第5級第8号 両足の足指の全部を失ったもの
- 第8級第10号 1足の足指の全部を失ったもの
- 第9級第14号 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの
- 第10級第9号 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの
- 第12級第11号 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの
- 第13級第9号 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの

(イ) 機能障害(系列区分34・35)

- 第7級第11号 両足の足指の全部の用を廃したもの
- 第9級第15号 1足の足指の全部の用を廃したもの

- 第5級第7号 1 下肢の用を全廃したもの
- 第6級第7号 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
- 第8級第7号 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの
- 第10級第11号 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
- 第12級第7号 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

(ウ) 変形障害(系列区分27・31)

- 第7級第10号 1 下肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの
- 第8級第9号 1 下肢に仮関節を残すもの
- 第12級第8号 長管骨に変形を残すもの

(イ) 短縮障害(系列区分28・32)

- 第8級第5号 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの
- 第10級第8号 1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの
- 第13級第9号 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの

イ 足指の障害

(ア) 欠損障害(系列区分34・35)

- 第5級第8号 両足の足指の全部を失ったもの
- 第8級第10号 1足の足指の全部を失ったもの
- 第9級第14号 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの
- 第10級第9号 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの
- 第12級第10号 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの
- 第13級第10号 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの

(イ) 機能障害(系列区分34・35)

- 第7級第11号 両足の足指の全部の用を廃したもの
- 第9級第15号 1足の足指の全部の用を廃したもの

- 第11級第9号 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの
- 第12級第12号 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの
- 第13級第10号 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの
- 第14級第8号 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの

(2) 下肢及び足指の運動機能の評価及び測定については、以下によるほか、別添1「労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。

## 2 障害等級決定の基準

### (1) 下肢の障害

#### ア 欠損障害

(ア) 「下肢をひざ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 股関節において、寛骨と大腿骨とを離断したもの
- b 股関節とひざ関節との間において、切断したもの
- c ひざ関節において、大腿骨と下腿骨とを離断したもの

(イ) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a ひざ関節と足関節との間において、切断したもの
- b 足関節において、脛骨及び腓骨と距骨とを離断したもの

(ウ) 「足をリスフラン関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 足根骨（踵骨、距骨、舟状骨、立方骨及び3個の楔状骨からなる。）において、切断したもの
- b リスフラン関節において、中足骨と足根骨とを離断したもの

#### イ 機能障害

- 第11級第10号 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの
- 第12級第11号 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの
- 第13級第11号 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの
- 第14級第9号 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの

(2) 下肢及び足指の機能測定は、別添1「労災保険における関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。

## 2 障害等級決定の基準

### (1) 下肢の障害

#### ア 欠損障害

(ア) 「下肢をひざ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 股関節において、寛骨と大腿骨とを離断したもの
- b 股関節とひざ関節との間（大腿部）において、切断したもの
- c ひざ関節において、大腿骨と下腿骨とを離断したもの

(イ) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a ひざ関節と足関節との間（下腿部）において、切断したもの
- b 足関節において、下腿骨と距骨とを離断したもの

(ウ) 「足をリスフラン関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 足根骨（踵骨、距骨、舟状骨及び3個の楔状骨からなる。）において、切断したもの
- b 中足骨と足根骨とを離断したもの

#### イ 機能障害



(ア) 「下肢の用を全廃したもの」とは、3大関節（股関節、ひざ関節及び足関節）の全部が強直したものをいう。なお、これらの障害に加えて、同一下肢の足指全部が強直したのもこれに含まれるものとする。

(イ) 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 関節が強直したもの

b 関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態にあるもの

c 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、その運動可能領域（それが適当でない場合は、参考可動域による。以下同じ。）が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるもの

(ウ) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるもの

b 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、上記(イ)のc以外のもの

(エ) 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されるものをいう。

(オ) 「廃用性の機能障害」に係る治ゆ認定及び「キウンチャー等の除去」に係る取扱いについては、上肢における場合と同様とする。

(ア) 「下肢の用を全廃したもの」とは、3大関節（股関節、ひざ関節及び足関節）の全部の完全強直又はこれに近い状態にあるものをいう。なお、これらの障害に加えて、同一下肢の足指に障害を残した場合であっても、これらを併合して準用等級を定めることはしないものとする。

(イ) 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 関節の完全強直又はこれに近い状態にあるもの

b 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの

(ウ) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるものをいう。

(エ) 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されるものをいう。

(オ) 「廃用性の機能障害」に係る治ゆ認定及び「キウンチャー等の除去」に係る取扱いについては、上肢における場合と同様とする。

(カ) 下肢の「動揺関節」については、他動的なものであると自動的なものであるとにかかわらず、次の基準によって等級を決定するものとする。

a 労働に支障があり、常時固定装具の装着を絶対的に必要とする程度のものは、「用を廃したもの」とする。

b 労働に多少の支障はあっても、固定装具の装着を常時は必要としない程度のものは、「関節の機能に著しい障害を残すもの」とする。

ウ 変形障害

(ア) 「1下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当し、常に硬性補装具を必要とするものをいう。

- a 大腿骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの
- b 脛骨及び腓骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの
- c 脛骨の骨幹部等にゆ合不全を残したもの

(イ) 「1下肢に偽関節を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 大腿骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記(ア)のa以外のもの
- b 脛骨及び腓骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記(ア)のb以外のもの
- c 脛骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記(ア)のc以外のもの

(ウ) 下肢における「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいい、変形が同一の長管骨に複数存する場合も含む。

なお、長管骨の骨折部が短縮なくゆ着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じていても長管骨の変形としては取り扱わないものとする。

a 次のいずれかに該当する場合であって、外部から想見できる程度（15度以上屈曲して不正ゆ合したもの）以上のもの

- (a) 大腿骨に変形を残したもの
- (b) 脛骨に変更を残したもの

なお、腓骨のみの変形であっても、その程度が著しい場合にあっては、「長管骨に変形を残すもの」とする。

c 通常の労働には固定装具の装着の必要はなく、重激な労働等の際してのみ必要のある程度のもは、「関節の機能に障害を残すもの」とする。

(キ) 「習慣性脱臼（先天性のものを除く。）」及び「弾発膝」は、「関節の機能に障害を残すもの」とする。

ウ 変形障害

(ア) 「1下肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 大腿骨に仮関節を残したもの
- b 脛骨及び腓骨の両方に仮関節を残したもの

(イ) 「1下肢に仮関節を残すもの」とは、脛骨又は腓骨のいずれか一方に仮関節を残したものをいう。

(ウ) 下肢における「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものであって、上肢における場合と同様、その変形を外部から想見できる程度以上のものをいい、長管骨の骨折部位が正常にゆ着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じたとしても、長管骨の変形としては取り扱わないものとする。

- a 大腿骨に変形を残したもの
- b 脛骨に変更を残したもの

なお、腓骨のみの変形であっても、その程度が著しい場合にあっては、「長管骨に変形を残すもの」とする。

b 大腿骨若しくは脛骨の骨端部にゆ合不全を残すもの又は腓骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの

c 大腿骨又は脛骨の骨端部のほとんどを欠損したもの

d 大腿骨又は脛骨（骨端部を除く。）の直径が3分の2以下に減少したもの

e 大腿骨が外旋45度以上又は内旋30度以上回旋変形ゆ合したもの（この場合の外旋45度以上又は内旋30度以上回旋変形ゆ合したものは、エックス線写真等により大腿骨の回旋変形ゆ合が明らかに認められ、かつ、外旋変形ゆ合にあっては股関節の内旋が0度を超えて可動できないもの、また、内旋変形ゆ合にあっては股関節の外旋が15度を超えて可動できないものをいう。）

#### エ 短縮障害

「下肢の短縮」については、上前腸骨棘と下腿内果下端間の長さを、健側の下肢と比較し、短縮した長さを算出するものとする。

#### (2) 足指の障害

##### ア 欠損障害

「足指を失ったもの」とは、その全部を失ったものをいう。したがって、中足指節関節から失ったものがこれに該当する。

##### イ 機能障害

「足指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 第1の足指の末節骨の2分の1以上を失ったもの

(イ) 第1の足指以外の足指の中節骨若しくは基節骨を切断したもの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したもの

(ウ) 中足指節関節又は近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害（運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるものをいう。）を残したもの

#### エ 短縮障害

「下肢の短縮」については、上前腸骨棘と下腿内果下端間の長さを測定し、健側の下肢と比較し、短縮した長さを算出するものとする。

#### (2) 足指の障害

##### ア 欠損障害

「足指を失ったもの」とは、その全部を失ったものをいう。したがって、中足指節関節から失ったものがこれに該当する。

##### イ 機能障害

「足指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 第1の足指にあっては末節骨の2分の1以上、その他の足指にあっては遠位指節間関節以上を失ったもの

(イ) 第1及び第2の足指にあっては、中足指節関節又は近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害（運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるものをいう。）を残したもの

(ウ) 第3、第4及び第5の足指にあっては、完全強直したもの

### 3 併合等の取扱い

#### (1) 併合

次に掲げる場合にあっては、併合して等級を決定するものとする。

ただし、併合して等級が繰り上げられた結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、障害の序列に従って等級を決定するものとする。

#### ア 下肢の障害

(ア) 両下肢に器質的障害（両下肢の亡失を除く。）を残した場合

（例1） 「両下肢に長管骨の変形を残した」（それぞれ第12級第8号）場合は、併合等級第11級とする。

（例2） 「右下肢を3センチメートル以上短縮し」（第10級第8号）かつ、「左下肢を5センチメートル以上短縮した」（第8級第5号）場合は、併合等級第7級とする。

（例3） 「右下肢に偽関節を残し」（第8級第9号）かつ、「左下肢を5センチメートル以上短縮した」（第8級第5号）場合は、併合等級第6級とする。

(イ) 両下肢の3大関節に機能障害（両下肢の全廃を除く。）を残した場合

（例1） 「右下肢の足関節の用を廃し」（第8級第7号）かつ、「左下肢のひざ関節の用を廃した」（第8級第7号）場合は、併合等級第6級とする。

（例2） 「右下肢の用を全廃し」（第5級第7号）かつ、「左下肢のひざ関節及び足関節の用を廃した」（第6級第7号）場合は、併合等級第3級とする。

(ウ) 1下肢の3大関節の機能障害及び他の下肢の器質的障害を残した場合

（例1） 「右下肢の足関節の用を廃し」（第8級第7号）かつ、「左下肢をリスフラン関節以上で失った」（第7級第8号）場合は、併合等級第5級とする。

（例2） 「右下肢のひざ関節に著しい機能障害を残し」（第10級第11号）かつ、「左下肢に偽関節を残した」（第8級第9号）

### 3 併合等の取扱い

#### (1) 併合

次に掲げる場合にあっては、併合して等級を決定するものとする。

ただし、併合して等級が繰り上げられた結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、障害の序列に従って等級を決定するものとする。

#### ア 下肢の障害

(ア) 両下肢に器質的障害（両下肢の亡失を除く。）を残した場合

（例1） 「両下肢に長管骨の変形を残した」（それぞれ第12級第8号）場合は、併合等級第11級とする。

（例2） 「右下肢を3センチメートル以上短縮し」（第10級第8号）かつ、「左下肢を5センチメートル以上短縮した」（第8級第5号）場合は、併合等級第7級とする。

（例3） 「右下肢に仮関節を残し」（第8級第9号）かつ、「左下肢を5センチメートル以上短縮した」（第8級第5号）場合は、併合等級第6級とする。

(イ) 両下肢の3大関節に機能障害（両下肢の全廃を除く。）を残した場合

（例1） 「右下肢の足関節の用を廃し」（第8級第7号）かつ、「左下肢のひざ関節の用を廃した」（第8級第7号）場合は、併合等級第6級とする。

（例2） 「右下肢の用を全廃し」（第5級第7号）かつ、「左下肢のひざ関節及び足関節の用を廃した」（第6級第7号）場合は、併合等級第3級とする。

(ウ) 1下肢の3大関節の機能障害及び他の下肢の器質的障害を残した場合

（例1） 「右下肢の足関節の用を廃し」（第8級第7号）かつ、「左下肢をリスフラン関節以上で失った」（第7級第8号）場合は、併合等級第5級とする。

（例2） 「右下肢のひざ関節に著しい機能障害を残し」（第10級第11号）かつ、「左下肢に仮関節を残した」（第8級第9号）

場合は、併合等級第7級とする。

(例3) 「右下肢の用を全廃し」(第5級第7号) かつ、「左下肢を3センチメートル以上短縮した」(第10級第8号)場合は、併合等級第4級とする。

(I) 同一下肢に欠損障害及び変形障害を残した場合

(例1) 「1下肢をリスフラン関節以上で失い」(第7級第8号) かつ、「同下肢の長管骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、併合等級第6級とする。

(例2) 「1下肢を足関節以上で失い」(第5級第5号) かつ、「同下肢の大腿骨に偽関節を残した」(第7級第10号)場合は、併合すると第3級となるが、当該障害は、「1下肢をひざ関節以上で失ったもの」(第4級第5号)の程度には達しないので、併合等級第5級とする。

(オ) 同一下肢に機能障害及び変形障害又は短縮障害を残した場合

(例1) 「1下肢の足関節に機能障害を残し」(第12級第7号) かつ、「同下肢の脛骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、併合等級第11級とする。

(例2) 「1下肢のひざ関節に機能障害を残し」(第12級第7号) かつ、「同下肢を3センチメートル以上短縮した」(第10級第8号)場合は、併合等級第9級とする。

(カ) 1下肢に器質的障害及び機能障害を残すとともに他の下肢等に障害を残した場合

(例) 「右下肢の足関節の用を廃し」(第8級第7号) 「同下肢を1センチメートル以上短縮し」(第13級第8号) かつ、「左下肢を足関節で失った」(第5級第5号)場合は、まず、右下肢の機能障害と短縮障害とを併合の方法を用いて第7級とし、これと左下肢の欠損障害とを併合して併合等級第3級とする。

(キ) 同一下肢に「踵骨骨折治ゆ後の疼痛」(第12級第13号)及び「足関節の機能障害」(第12級第7号)を残した場合は、併合等級第11級とする。

場合は、併合等級第7級とする。

(例3) 「右下肢の用を全廃し」(第5級第7号) かつ、「左下肢を3センチメートル以上短縮した」(第10級第8号)場合は、併合等級第4級とする。

(I) 同一下肢に欠損障害及び変形障害を残した場合

(例1) 「1下肢をリスフラン関節以上で失い」(第7級第8号) かつ、「同下肢の長管骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、併合等級第6級とする。

(例2) 「1下肢を足関節以上で失い」(第5級第5号) かつ、「同下肢の大腿骨に仮関節を残した」(第7級第10号)場合は、併合すると第3級となるが、当該障害は、「1下肢をひざ関節以上で失ったもの」(第4級第5号)の程度には達しないので、併合等級第5級とする。

(オ) 同一下肢に機能障害及び変形障害又は短縮障害を残した場合

(例1) 「1下肢の足関節に機能障害を残し」(第12級第7号) かつ、「同下肢の脛骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、併合等級第11級とする。

(例2) 「1下肢のひざ関節に機能障害を残し」(第12級第7号) かつ、「同下肢を3センチメートル以上短縮した」(第10級第8号)場合は、併合等級第9級とする。

(カ) 1下肢に器質的障害及び機能障害を残すとともに他の下肢等に障害を残した場合

(例) 「右下肢の足関節の用を廃し」(第8級第7号) 「同下肢を1センチメートル以上短縮し」(第13級第9号) かつ、「左下肢を足関節で失った」(第5級第5号)場合は、まず、右下肢の機能障害と短縮障害とを併合の方法を用いて第7級とし、これと左下肢の欠損障害とを併合して併合等級第3級とする。

(キ) 同一下肢に「踵骨骨折治ゆ後の疼痛」(第12級第12号)及び「足関節の機能障害」(第12級第7号)を残した場合は、併合等級第11級とする。

## イ 足指の障害

(ア) 1側の足指の欠損障害及び他足の足指の欠損障害(両足の足指の全部を失ったものを除く。)を残した場合

(例1) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)かつ、「左足の足指の全部を失った」(第8級第10号)場合は、併合等級第7級とする。

(例2) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)かつ、「左足の第1及び第2の足指を失った」(第9級第14号)場合は、併合等級第8級とする。

(イ) 1足の足指の機能障害及び他足の足指の機能障害(両足の足指の全廃を除く。)を残した場合

(例1) 「右足の第1の足指の用を廃し」(第12級第12号)かつ、「左足の足指の全部の用を廃した」(第9級第15号)場合は、併合等級第8級とする。

(例2) 「右足の第1の足指の用を廃し」(第12級第12号)かつ、「左足の第1及び第2の足指の用を廃した」(第11級第9号)場合は、併合等級第10級とする。

(ウ) 1足の足指の欠損障害及び他足の足指の機能障害を残した場合

(例1) 「右足の足指の全部を失い」(第8級第10号)かつ、「左足の足指の全部の用を廃した」(第9級第15号)場合は、併合等級第7級とする。

(例2) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)かつ、「左足の第1及び第2の足指の用を廃した」(第11級第9号)場合は、併合等級第9級とする。

### (2) 準用

次に掲げる場合にあつては、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、その結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもって決定するものとする。

## ア 下肢の障害

(ア) 同一下肢に2以上の変形障害を残した場合

## イ 足指の障害

(ア) 1側の足指の欠損障害及び他足の足指の欠損障害(両足の足指の全部を失ったものを除く。)を残した場合

(例1) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)かつ、「左足の足指の全部を失った」(第8級第10号)場合は、併合等級第7級とする。

(例2) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)かつ、「左足の第1及び第2の足指を失った」(第9級第14号)場合は、併合等級第8級とする。

(イ) 1足の足指の機能障害及び他足の足指の機能障害(両足の足指の全廃を除く。)を残した場合

(例1) 「右足の第1の足指の用を廃し」(第12級第11号)かつ、「左足の足指の全部の用を廃した」(第9級第15号)場合は、併合等級第8級とする。

(例2) 「右足の第1の足指の用を廃し」(第12級第11号)かつ、「左足の第1及び第2の足指の用を廃した」(第11級第10号)場合は、併合等級第10級とする。

(ウ) 1足の足指の欠損障害及び他足の足指の機能障害を残した場合

(例1) 「右足の足指の全部を失い」(第8級第10号)かつ、「左足の足指の全部の用を廃した」(第9級第15号)場合は、併合等級第7級とする。

(例2) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)かつ、「左足の第1及び第2の足指の用を廃した」(第11級第10号)場合は、併合等級第9級とする。

### (2) 準用

次に掲げる場合にあつては、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、その結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもって決定するものとする。

## ア 下肢の障害

(ア) 同一下肢に2以上の変形障害を残した場合



(例) 「1下肢の大腿骨に偽関節を残し」(第7級第10号) かつ、「同下肢の脛骨に変形を残した」(第12級第8号) 場合は、準用等級第6級とする。

(イ) 同一下肢に欠損障害及び機能障害を残した場合

(例1) 「1下肢を足関節以上で失い」(第5級第5号) かつ、「同下肢の股関節及びひざ関節の用を廃した」(第6級第7号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第3級となるが、「1下肢をひざ関節以上で失ったもの」(第4級第5号) の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第5級とする。

(例2) 「1下肢をひざ関節以上で失い」(第4級第5号) かつ、「同下肢の股関節の用を廃した」(第8級第7号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第2級となるが、1下肢の最上位の等級(第4級第5号) を超えることとなり、障害の序列を乱すので、準用等級第4級とする。

(例3) 「1下肢をリスフラン関節以上で失い」(第7級第8号) かつ、「同下肢の足関節の用を廃した」(第8級第7号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1下肢を足関節以上で失ったもの」(第5級第5号) 程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。

(ウ) 同一下肢の3大関節に機能障害を残した場合(用廃を除く。)

(例1) 「1下肢の足関節の機能に障害を残し」(第12級第7号) かつ、「同下肢のひざ関節に著しい機能障害を残した」(第10級第11号) 場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1下肢の股関節及びひざ関節の用を廃し」(第6級第7号) かつ、「同下肢の足関節に著しい機能障害を残した」(第10級第11号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1下肢の用を全廃したもの」(第5級第7号) の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。

なお、「1下肢の3大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残

(例) 「1下肢の大腿骨に仮関節を残し」(第7級第10号) かつ、「同下肢の脛骨に変形を残した」(第12級第8号) 場合は、準用等級第6級とする。

(イ) 同一下肢に欠損障害及び機能障害を残した場合

(例1) 「1下肢を足関節以上で失い」(第5級第5号) かつ、「同下肢の股関節及びひざ関節の用を廃した」(第6級第7号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第3級となるが、「1下肢をひざ関節以上で失ったもの」(第4級第5号) の程度には達しないので、その直近下位の第5級とする。

(例2) 「1下肢をひざ関節以上で失い」(第4級第5号) かつ、「同下肢の股関節の用を廃した」(第8級第7号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第2級となるが、1下肢の最上位の等級(第4級第5号) を超えることとなり、障害の序列を乱すので、第4級とする。

(例3) 「1下肢をリスフラン関節以上で失い」(第7級第8号) かつ、「同下肢の足関節の用を廃した」(第8級第7号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1下肢を足関節以上で失ったもの」(第5級第5号) 程度には達しないので、その直近下位の第6級とする。

(ウ) 同一下肢の3大関節に機能障害を残した場合(用廃を除く。)

(例1) 「1下肢の足関節の機能に障害を残し」(第12級第7号) かつ、「同下肢のひざ関節に著しい機能障害を残した」(第10級第11号) 場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1下肢の股関節及びひざ関節の用を廃し」(第6級第7号) かつ、「同下肢の足関節に著しい機能障害を残した」(第10級第11号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1下肢の用を全廃したもの」(第5級第7号) の程度には達しないので、その直近下位の第6級とする。

なお、「1下肢の3大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残

したもの」は、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とし、また、「1下肢の3大関節のすべての関節の機能に障害を残したもの」は、障害の序列を考慮し、準用等級第10級として取り扱うものとする。

(I) 1下肢の3大関節の機能障害及び同一下肢の足指の欠損障害又は機能障害を残した場合

(例1) 「1下肢の足関節の機能に障害を残し」(第12級第7号)かつ、「同下肢の第1の足指の用を廃した」(第12級第12号)場合は、準用等級第11級とする。

(例2) 「1下肢の股関節及びひざ関節の用を廃し」(第6級第7号)かつ、「同下肢の足指の全部を失った」(第8級第10号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第4級となるが、「1下肢の用を全廃したもの」(第5級第7号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。

#### イ 足指の障害

(ア) 足指を基部(足指の付け根)から失った場合は、「足指を失ったもの」に準じて取り扱うものとする。

(イ) 1足の足指に、基準政令別表第三上組合せ等級のない欠損障害又は機能障害を残した場合

(例1) 「1足の第2の足指を含み3の足指を失ったもの」は、「1足の第1の足指以外の4の足指を失ったもの」(第10級第9号)と「1足の第2の足指を含み2の足指を失ったもの」(第12級第11号)との中間に位するものであるが、その障害の程度は第10級第9号には達しないので、その直近下位の準用等級第11級とする。

(例2) 「1足の第2の足指を含み3の足指の用を廃したもの」は、「1足の第1の足指以外の4の足指の用を廃したもの」(第12級第12号)と「1足の第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの」(第13級第10号)との中間に位するものであるが、その障害の程度は第12級第12号には達しないので、その直近下位の準用等級第13級とする。

したもの」は、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とし、また、「1下肢の3大関節のすべての関節の機能に障害を残したもの」は、障害の序列を考慮し、準用等級第10級として取り扱うものとする。

(I) 1下肢の3大関節の機能障害及び同一下肢の足指の欠損障害又は機能障害を残した場合

(例1) 「1下肢の足関節の機能に障害を残し」(第12級第7号)かつ、「同下肢の第1の足指の用を廃した」(第12級第11号)場合は、準用等級第11級とする。

(例2) 「1下肢の股関節及びひざ関節の用を廃し」(第6級第7号)かつ、「同下肢足指の全部を失った」(第8級第10号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第4級となるが、「1下肢の用を全廃したもの」(第5級第7号)の程度には達しないので、その直近下位の第6級とする。

#### イ 足指の障害

(ア) 足指を基部(足指の付け根)から失った場合は、「足指を失ったもの」に準じて取り扱うものとする。

(イ) 1足の足指に、基準政令別表第三上組合せ等級のない欠損障害又は機能障害を残した場合

(例1) 「1足の第2の足指を含み3の足指を失ったもの」は、「1足の第1の足指以外の4の足指を失ったもの」(第10級第9号)と「1足の第2の足指を含み2の足指を失ったもの」(第12級第10号)との中間に位するものであるが、その障害の程度は第10級第9号には達しないので、その直近下位の第11級とする。

(例2) 「1足の第2の足指を含み3の足指の用を廃したもの」は、「1足の第1の足指以外の4の足指の用を廃したもの」(第12級第11号)と「1足の第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの」(第13級第11号)との中間に位するものであるが、その障害の程度は第12級第11号には達しないので、その直近下位の第13級とする。



(ウ) 1足の足指に欠損障害を残すとともに同一足の他の足指に機能障害を残した場合

(例1) 「1足の第1の足指を失い」(第10級第9号) かつ、「同一足の第2指以下の用を廃した」(第12級第12号) 場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1足の第3の足指を失い」(第13級第9号) かつ、「同一足の第1の足指の用を廃した」(第12級第12号) 場合は、準用等級第11級とする。

ウ 次に掲げる場合にあっては、他の障害の等級を準用するものとする。

(ア) 下肢の動揺関節については、それが他動的なものであると自動的になものであるとにかかわらず、次のように取り扱うものとする。

a 常に硬性補装具を必要とするものは、関節の機能障害として準用等級第8級とする。

b 時々硬性補装具を必要とするものは、関節の機能障害として準用等級第10級とする。

c 重激な労働等の際以外には硬性補装具を必要としないものは、関節の機能障害として準用等級第12級とする。

(1) 習慣性脱臼及び弾発ひざは、関節の機能障害として準用等級第12級とする。

(3) 加重

ア 次に掲げる場合にあっては、加重として取り扱うものとする。

(ア) 1下肢に障害を有していた者が、同一下肢に系列を同じくする障害を加重した場合

(例1) 1下肢をリスフラン関節又は足関節以上で失っていた者が、更に同一下肢を足関節又はひざ関節以上で失った場合

(例2) 1下肢の足関節に著しい機能障害を残し、又はひざ関節の用を廃していた者が、更に同一下肢を足関節又はひざ関節以上で失った場合

(例3) 1下肢の足関節の機能に障害を残し、又はひざ関節の用を廃していた者が、更に同一下肢を足関節の著しい機能障

(ウ) 1足の足指に欠損障害を残すとともに同一足の他の足指に機能障害を残した場合

(例1) 「1足の第1の足指を失い」(第10級第9号) かつ、「同一足の第2指以下の用を廃した」(第12級第11号) 場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1足の第3の足指を失い」(第13級第10号) かつ、「同一足の第1の足指の用を廃した」(第12級第11号) 場合は、準用等級第11級とする。

(3) 加重

ア 次に掲げる場合にあっては、加重として取り扱うものとする。

(ア) 1下肢に障害を有していた者が、同一下肢に系列を同じくする障害を加重した場合

(例1) 1下肢をリスフラン関節又は足関節以上で失っていた者が、更に同一下肢を足関節又はひざ関節以上で失った場合

(例2) 1下肢の足関節に著しい機能障害を残し、又はひざ関節の用を廃していた者が、更に足関節又はひざ関節以上で失った場合

(例3) 1下肢の足関節の機能に障害を残し、又はひざ関節の用を廃していた者が、更に足関節の著しい機能障害又は足関

害又は足関節とひざ関節の用を廃した場合

(例4) 1下肢の脛骨に変形を有していた者が、更に同一下肢の大腿骨に偽関節を残した場合

(例5) 1下肢を1センチメートル以上短縮していた者が、更に同一下肢を5センチメートル以上短縮した場合

(イ) 1下肢に障害を有していた者が、更に既存の障害の部位以上を失った場合(上記アの(ア)に該当する場合を除く。)

(例1) 1下肢の脛骨に変形を有していた者が、更に同一下肢をひざ関節以上で失った場合

(例2) 1下肢を1センチメートル以上短縮していた者が、更に同一下肢をひざ関節以上で失った場合

(ウ) 1足の足指に障害を有していた者が、更に同一足の同指又は他指に障害を加重した場合

(例) 1足の第5の足指の用を廃していた者が、更に同一足の同指又は他指に障害を加重した場合

(I) 左右両下肢(両足指を含む。)の組合せ等級に該当する場合

1下肢に障害を残す者が、新たに他の下肢にも障害を残し、又は同一下肢(足指を含む。)に新たに障害を残すとともに、他の下肢にも障害を残した結果、次に掲げる組合せ等級に該当するに至ったときの障害補償の額についても、加重として取り扱うものとする。

a 両下肢をひざ関節以上で失ったもの(第1級第7号)

b 両下肢を足関節以上で失ったもの(第2級第6号)

c 両足をリスフラン関節以上で失ったもの(第4級第7号)

d 両下肢の用を廃したもの(第1級第8号)

e 両足指の全部を失ったもの(第5級第8号)

f 両足指の全部の用を廃したもの(第7級第11号)

イ 下肢又は足指の障害で、次に掲げる場合に該当するときは、基準政令第6条第6項の規定にかかわらず、新たな障害のみが生じたものと

節とひざ関節の用を廃した場合

(例4) 1下肢の脛骨に変形を有していた者が、更に同一下肢の大腿骨に仮関節を残した場合

(例5) 1下肢を1センチメートル以上短縮していた者が、更に同一下肢を5センチメートル以上短縮した場合

(イ) 1下肢に障害を有していた者が、更に既存の障害の部位以上を失った場合(上記アの(ア)に該当する場合を除く。)

(例1) 1下肢の脛骨に変形を有していた者が、更に同一下肢をひざ関節以上で失った場合

(例2) 1下肢を1センチメートル以上短縮していた者が、更に同一下肢をひざ関節以上で失った場合

(例3) 1足の足指の欠損又は機能障害を有していた者が、更に同一下肢をリスフラン関節以上で失った場合

(ウ) 1足の足指に障害を有していた者が、更に同一足の同指又は他指に障害を加重した場合

(例) 1足の第5の足指の用を廃していた者が、更に同一足の同指又は他指に障害を加重した場合

イ 下肢又は足指の障害で、次に掲げる場合に該当するときは、基準政令第6条第6項の規定にかかわらず、新たな障害のみが生じたものと

みなして取り扱うものとする。

(ア) 1 下肢に障害を残していた者が、新たに他の下肢に障害を残した結果、組合せ等級に該当する場合（両足指を含む。）において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、他の下肢のみに新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(イ) 1 足の足指に障害を残していた者が、同一足の他指に新たな障害を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、他指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(ウ) 1 足の複数の足指に障害を残していた者が、新たにその一部の足指について障害を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、その一部の足指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(4) その他

次の場合には、いずれか上位の等級によるものとする。

ア 骨切除が関節部において行われたために、下肢に短縮障害及び関節機能障害を残した場合

イ 長管骨の骨折部位が不正ゆ合した結果、長管骨の変形又は偽関節と下肢の短縮障害とを残した場合

ウ 大腿骨又は下腿骨の骨折部に偽関節又は長管骨の変形を残すとともに、その部位に疼痛（第12級程度）を残した場合

みなして取り扱うものとする。

(ア) 1 下肢に障害を残していた者が、新たに他の下肢に障害を残した結果、組合せ等級に該当する場合（両足指を含む。）において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、他の下肢のみに新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(イ) 1 足の足指に障害を残していた者が、同一足の他指に新たな障害を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、他指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(ウ) 1 足の複数の足指に障害を残していた者が、新たにその一部の足指について障害を加重した場合において、基準政令第6条第6項の規定により算定した障害補償の額が、その一部の足指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(4) その他

次の場合には、いずれか上位の等級によるものとする。

ア 骨切除が関節部において行われたために、下肢に短縮障害及び関節機能障害を残した場合

イ 長管骨の骨折部位が不正ゆ合した結果、長管骨の変形又は仮関節と下肢の短縮障害とを残した場合

ウ 大腿骨又は下腿骨の骨折部に仮関節又は長管骨の変形を残すとともに、その部位に疼痛（第12級程度）を残した場合